

第 103 回 労働政策審議会障害者雇用分科会 議事次第

1 日時

令和 3 年 1 月 22 日（金） 10:00～12:00

2 場所

オンラインによる開催（厚生労働省 職業安定局第 1 会議室）

3 議題

- （1）障害者雇用率制度・納付金制度について
- （2）その他

4 資料

資料 1 障害者雇用率制度・納付金制度について

- 参考資料 1 労働政策審議会障害者雇用分科会委員名簿
- 参考資料 2 - 1 今後の検討のスケジュールについて（案）
- 参考資料 2 - 2 今後の検討に向けた論点整理
- 参考資料 3 - 1 ワーキンググループの開催について
- 参考資料 3 - 2 第 1 WG における論点等（案）
- 参考資料 3 - 3 第 2 WG における論点等（案）
- 参考資料 3 - 4 第 3 WG における論点等（案）
- 参考資料 4 令和 2 年 障害者雇用状況の集計結果

障害者雇用率制度・納付金制度について 関係資料

令和3年1月22日

目 次

1 障害者雇用率制度について	2
2 障害者の継続雇用状況について	9
3 障害者雇用納付金制度について	16
4 障害者雇用納付金財政について	25
5 その他	30

1 障害者雇用率制度について

障害者雇用の状況

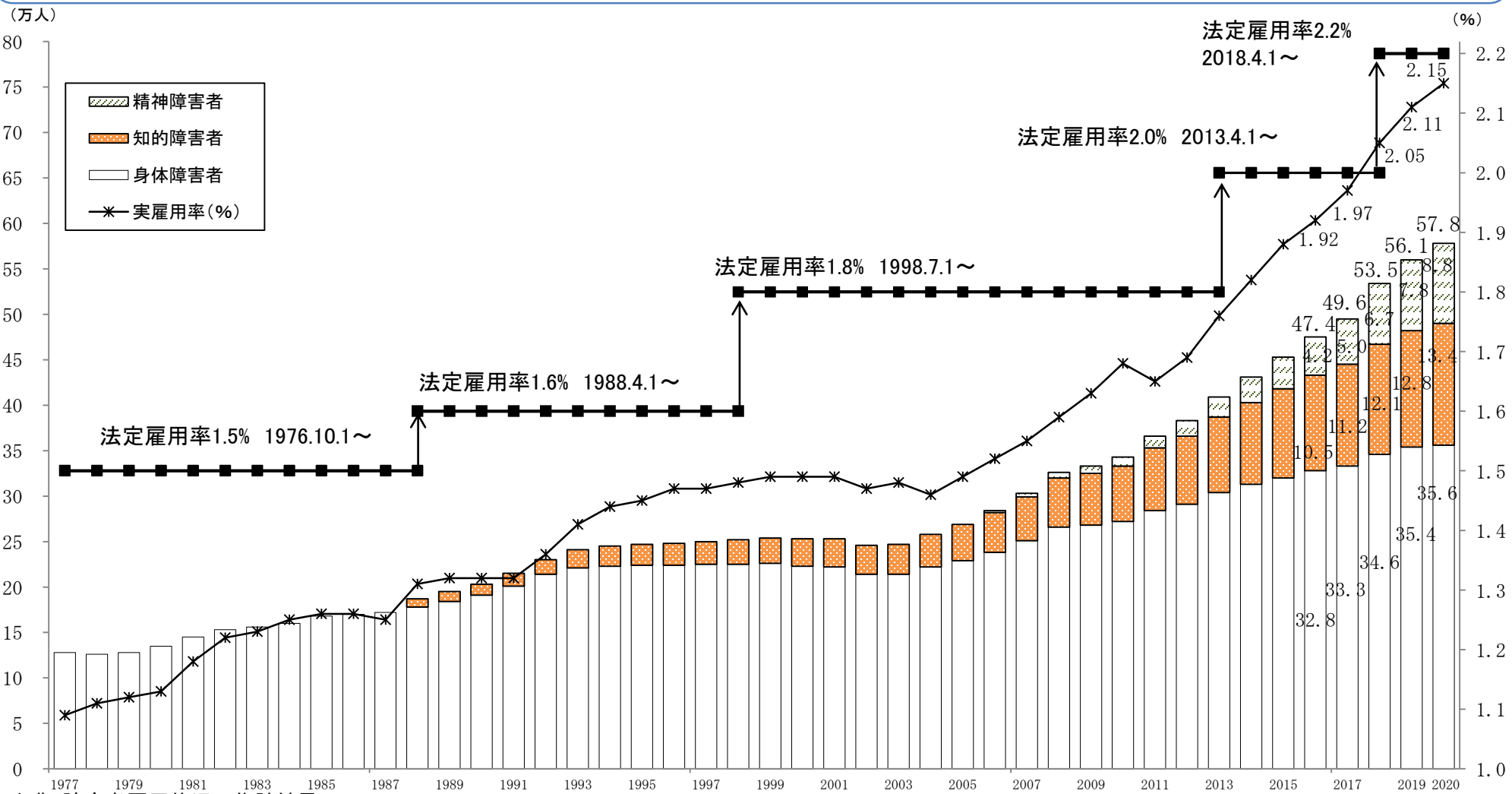
(2020年6月1日現在)

○ 民間企業の雇用状況

雇用者数 57.8万人 (身体障害者35.6万人、知的障害者13.4万人、精神障害者8.8万人)

実雇用率 2.15% 法定雇用率達成企業割合 **48.6%**

○ **雇用者数は17年連続で過去最高を更新**。障害者雇用は着実に進展。



障害者雇用率制度について

障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を確保することとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主に障害者雇用率達成義務等を課すことにより、それを保障するものである。

■ 民間企業における雇用率設定基準

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{対象障害者である常用労働者の数} + \text{失業している対象障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 短時間労働者は、原則、1人を0.5人としてカウント。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者は1人を2人としてカウント。短時間重度身体障害者、重度知的障害者は1人としてカウント。

■ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率

一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

(参考) 現行の障害者雇用率 (平成30年4月1日から。令和3年3月1日に、0.1%ずつの引上げ予定。)

<民間企業>

民間企業 = 2.2%

特殊法人等 = 2.5%

<国及び地方公共団体>

国、地方公共団体 = 2.5%

都道府県等の教育委員会 = 2.4%

法定雇用率の変遷

施行時期	国及び地方公共団体	民間企業	特殊法人
昭和35年7月 1960年	現業的機関 : 1.4% 非現業的機関 : 1.5%	現業的事業所 : 1.1% 非現業的事業所 : 1.3%	現業的事業所 : 1.3% 非現業的事業所 : 1.5%
昭和43年10月 1968年	現業的機関 : 1.6% 非現業的機関 : 1.7%	1.3%	1.6%
昭和51年10月 1976年	現業的機関 : 1.8% 非現業的機関 : 1.9%	1.5%	1.8%
昭和63年4月 1988年	現業的機関 : 1.9% 非現業的機関 : 2.0%	1.6%	1.9%
平成10年7月 1998年	国及び地方公共団体 : 2.1% 教育委員会 : 2.0%	1.8%	2.1%
平成25年4月 2013年	国及び地方公共団体 : 2.3% 教育委員会 : 2.2%	2.0%	2.3%
平成30年4月 2018年	国及び地方公共団体 : 2.5% 教育委員会 : 2.4%	2.2%	2.5%
令和3年3月 2021年	国及び地方公共団体 : 2.6% 教育委員会 : 2.5%	2.3%	2.6%

※ 昭和51年10月まで民間企業は努力義務。

※ (現業的機関): 郵政省、林野庁、大蔵省造幣局及び印刷局等の身体障害者が比較的従事しにくい作業を内容とする職種が多い機関

(非現業的機関): 現業的機関以外

法定雇用率の対象となる障害者の範囲の変遷

昭和51年、身体障害者を対象とする雇用率制度を創設。平成10年には、知的障害者を法定雇用率の算定基礎の対象に追加。さらに、平成30年4月から、精神障害者を法定雇用率の算定基礎の対象に追加(※)。

※ 施行後5年間は激変緩和措置として、労働者(失業者を含む。)の総数に対する身体障害者・知的障害者・精神障害者である労働者(失業者を含む。)の総数の割合に基づき、障害者の雇用の状況その他の事情を勘案して定める率とする。

各企業が雇用する障害者の割合(実雇用率)を計算する際の対象には、知的障害者を昭和63年に、精神障害者を平成18年に追加。

知的障害者

実雇用率に追加

知的障害者を雇用した場合は身体障害者を雇用した者とみなす。

身体障害者

法定雇用率の算定基礎の対象
「身体障害」と「知的障害」

精神障害者

実雇用率に追加

精神障害者を雇用した場合は、身体障害者又は知的障害者を雇用した者とみなす。

法定雇用率の算定基礎の対象

「身体障害」と「知的障害」と「精神障害」

法定雇用率の算定基礎の対象
「身体障害」のみ

昭和51年
10月

昭和63年
4月

平成10年
7月

平成18年
4月

平成30年
4月

激変緩和措置の趣旨

衆議院厚生労働委員会(平成25年6月7日) 議事録(抄)

○ 政府参考人 法定雇用率につきましては、基本的には5年に一度見直すこととしております。この25年4月に法定雇用率の引き上げを行ったことを踏まえて、施行時期は、次回の見直し時期である平成30年4月としております。

さらに、法定雇用率の算定基礎に精神障害者を追加することによりまして、ことしの4月、平成25年4月の1.8%から2.0%の見直しに続く引き上げとなるということが想定されることから、平成30年4月の法施行時の法定雇用率の設定のみ、企業の障害者雇用の状況でございますとか行政の支援状況等を勘案して、激変緩和措置を講ずることを可能としておりまして、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることに係る引き上げ幅を本来の計算式よりも低くすることを可能としております。

厚生労働省としても、準備期間の間に、企業が精神障害者の雇用に着実に取り組むことができるように、支援策の強化に努めてまいりたいと考えております。

雇用率制度における雇用障害者の主な整理の考え方

- 雇用率制度において、対象となる労働者やカウントの区分(短時間労働者との整理)については、長く働ける環境であるかどうか等、職業生活における自立といった観点から、整理を行っている。
他方で、重度障害のダブルカウントについては、当該者の就労困難性の観点から整理を行っている。

雇用義務の対象を「常用労働」としている考え方

一般の労働者と比べて、不安定な雇用が多い状況となっていることから、長く働き続けられる環境を整備する観点から、期間の定めなく雇用されている場合のほか、一年を超えて引き続き雇用されている場合や雇用されると見込まれる場合について、本法において「常時雇用」と整理して、雇用率制度の対象としている。

重度障害の考え方

重度障害者のカウントについては、重度障害者の雇用に当たっては、施設、設備等の物的な負担や、現場指導等の配慮等が必要であることから、2カウント分としている。

短時間労働者の考え方

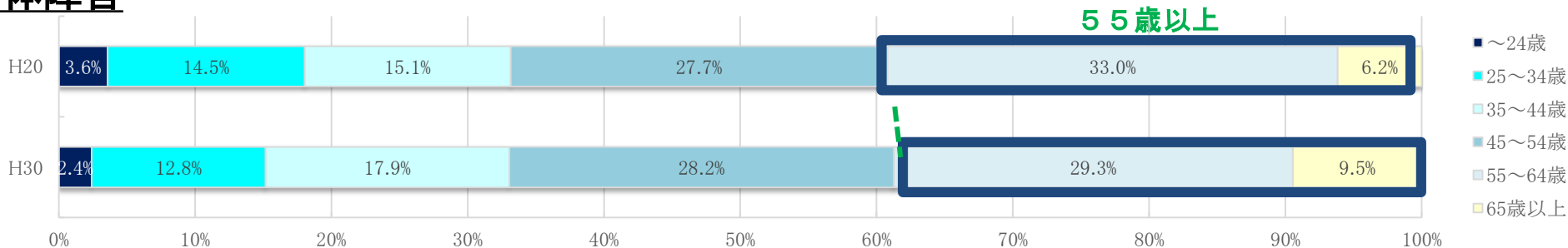
短時間労働者については、通常の労働者(当該事業所における正規雇用)の所定労働時間に比し短く、かつ週所定労働時間が30時間未満の者を指すものこととされている。
また、通常の労働者の週所定労働時間の半分にも満たない時間しか労働しない場合は、それにより職業生活において自立しているとはいえないと考えられることから、週20時間以上の者を対象とするものである。

2 障害者の継続雇用状況について

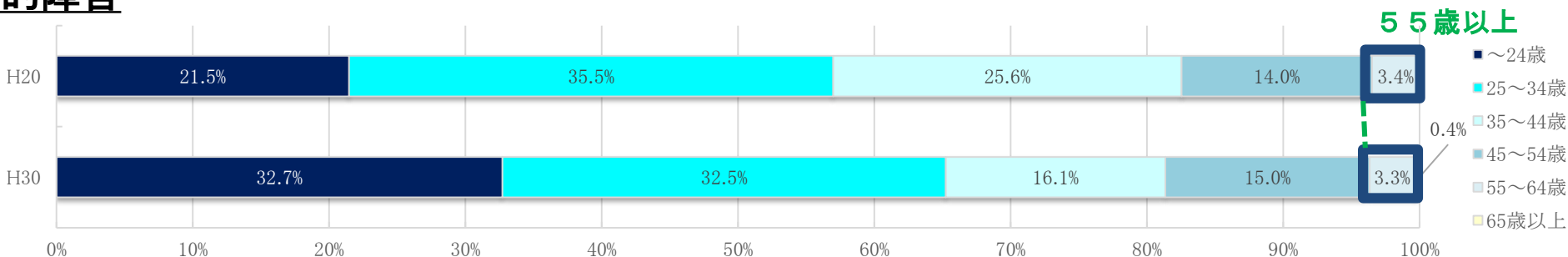
障害者の年齢別雇用者割合について(障害種別)

- 身体障害の雇用者は、依然として55歳以上の労働者の割合が大きい傾向。
- 知的障害や精神障害の雇用者は、全体として若年層が増加傾向にある中で、55歳以上の労働者の割合は依然として限定的とみられる。

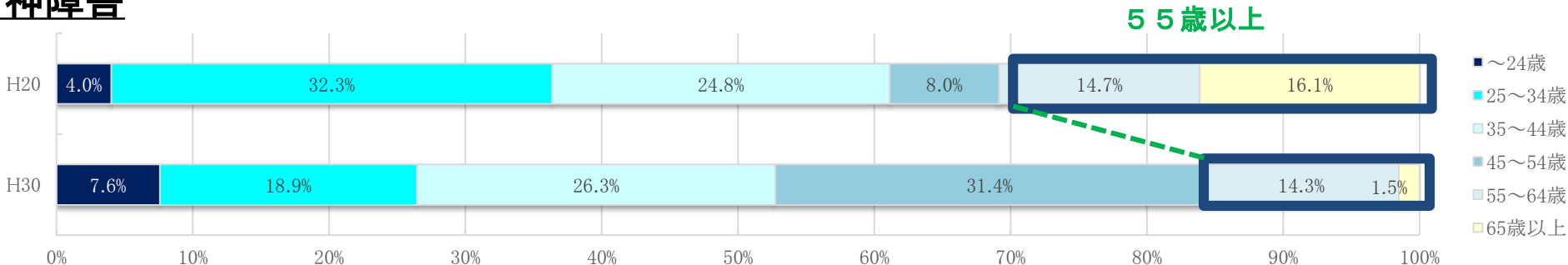
身体障害



知的障害



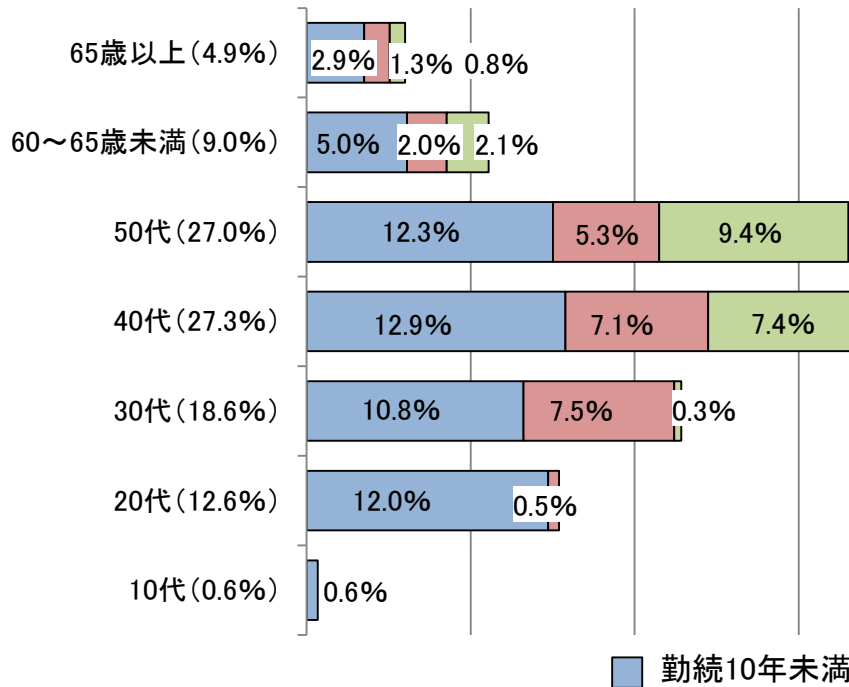
精神障害



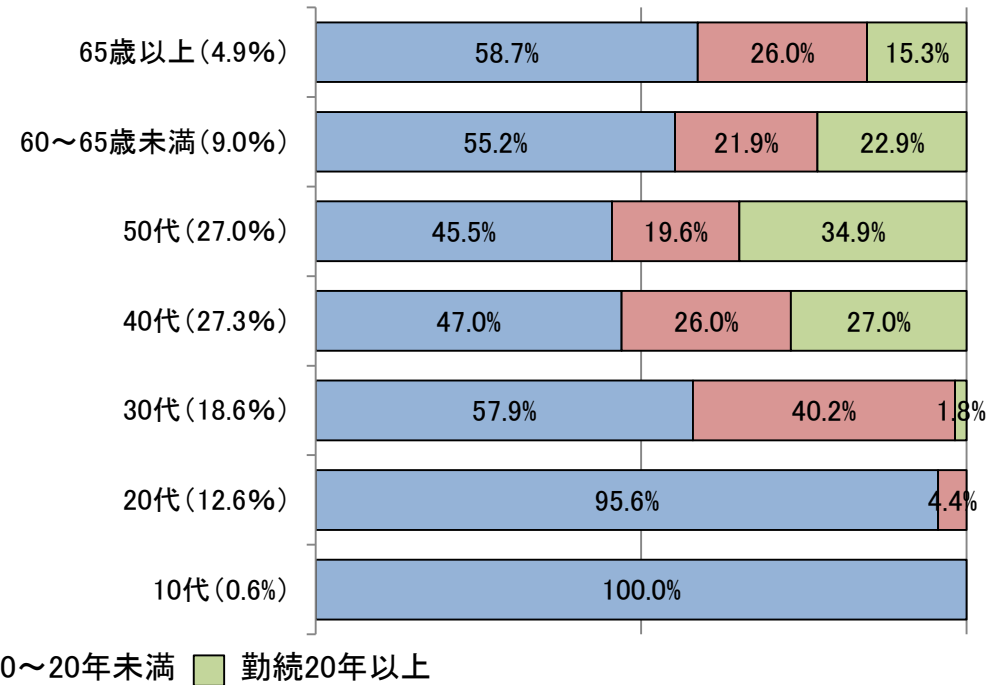
障害者の継続雇用割合（身体障害者、年代別）

- 身体障害者については、年齢があがるにつれて勤続年数も長期化していく傾向。
- 60歳以上については就業者数が急激に減少する。

＜全世代の合計を100%とした場合＞



＜各年代を100%とした場合＞

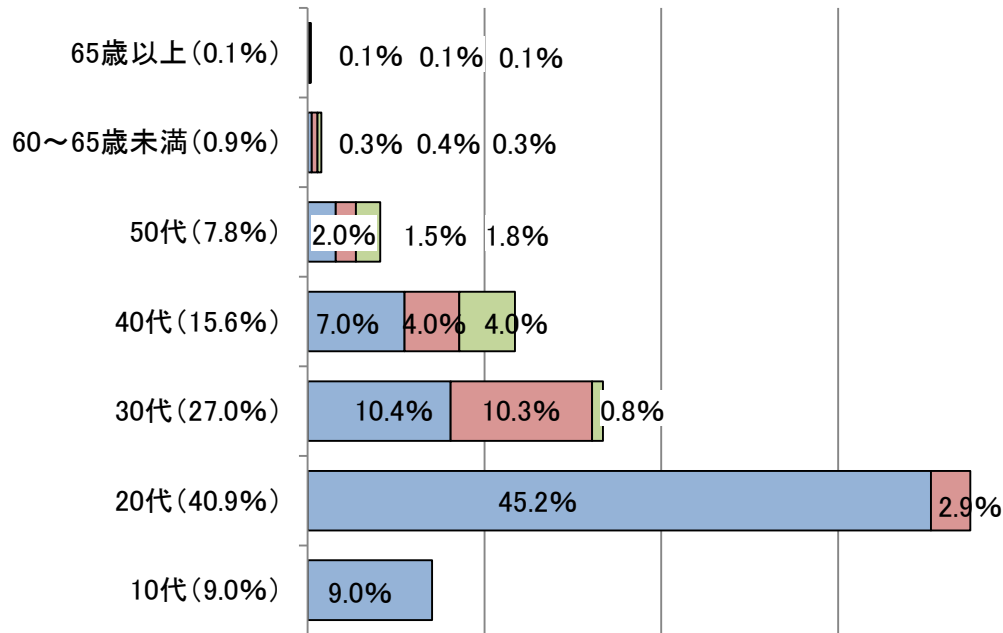


- ※ 厚生労働省「平成30年度障害者雇用実態調査」の調査票情報を職業安定局障害者雇用対策課において特別集計して作成。勤続年数が不明なデータを除いた上で、週所定労働時間20時間以上に限定してサンプルを抽出している。
- ※ 「入職年月」欄は、採用後に身体障害者又は精神障害者であることを承知した場合は、障害者手帳等により企業が承知した年月を記入することとなっている。
- ※ 縦軸()内の数値は、全世代の合計を100%とした場合の、各年代の割合。
- ※ 身体障害者には現在の企業に入社した後に中途障害となった場合を含む。中途障害者の場合における「勤続年数」は、「障害者手帳を取得してから現在に至るまでの年数」が記載されているものである。

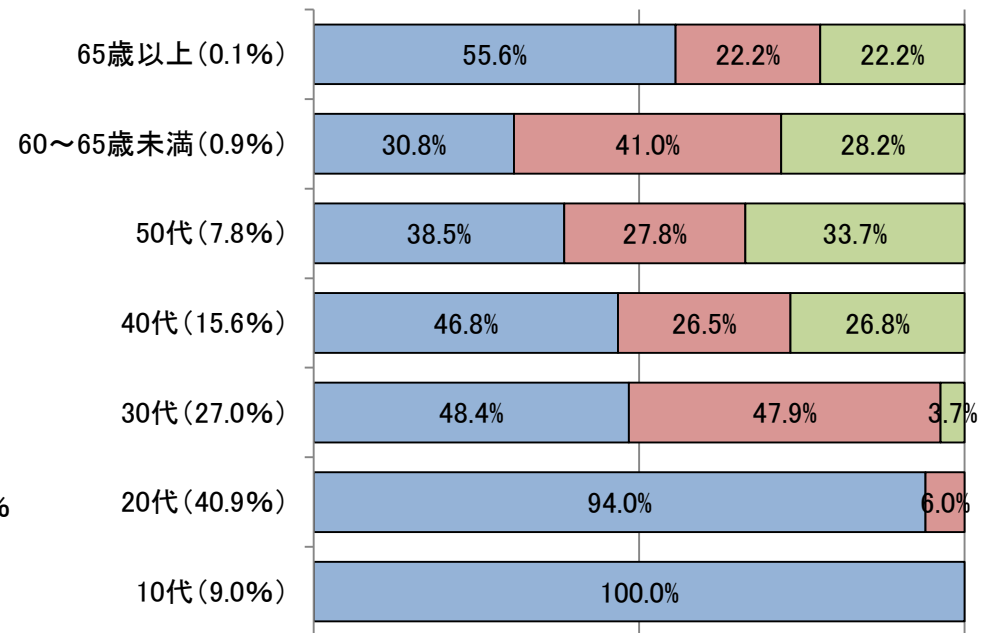
障害者の継続雇用割合（知的障害者、年代別）

- 知的障害者については、年齢が上がるにつれて勤続年数も長期化していく傾向。
- 50代以上については、就業者数が急激に減少する。

＜全世代の合計を100%とした場合＞



＜各年代を100%とした場合＞



■ 勤続10年未満 ■ 勤続10～20年未満 ■ 勤続20年以上

※ 厚生労働省「平成30年度障害者雇用実態調査」の調査票情報を職業安定局障害者雇用対策課において特別集計して作成。勤続年数が不明なデータを除いた上で、週所定労働時間20時間以上に限定してサンプルを抽出している。

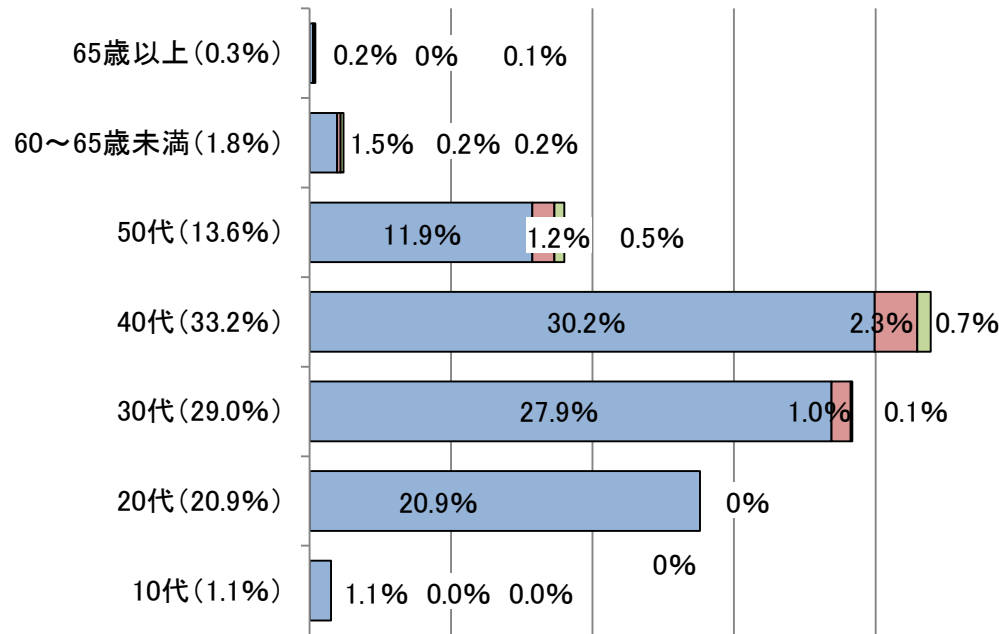
※ 縦軸()内の数値は、全世代の合計を100%とした場合の、各年代の割合。

※ 65歳以上の各回答項目の該当者は、10人以下である点に留意。

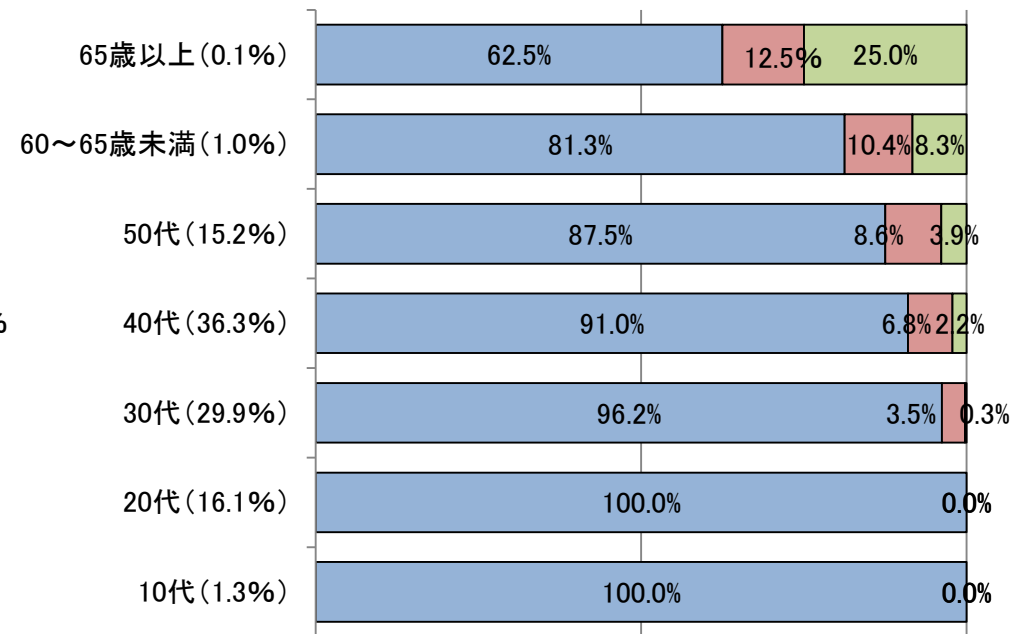
障害者の継続雇用割合（精神障害者、年代別）

- 精神障害者の場合、全年齢において勤続年数が短いですが、年齢があがるにつれて、勤続年数が長い者の割合もやや増加している傾向。
- 50代以上については、就業者数が急激に減少する。

＜全世代の合計を100%とした場合＞



＜各年代を100%とした場合＞



■ 勤続10年未満 ■ 勤続10～20年未満 ■ 勤続20年以上

※ 厚生労働省「平成30年度障害者雇用実態調査」の調査票情報を職業安定局障害者雇用対策課において特別集計して作成。勤続年数が不明なデータを除いた上で、①週所定労働時間20時間以上かつ②手帳所持者に限定してサンプルを抽出している。「入職年月」欄は、採用後に身体障害者又は精神障害者であることを承知した場合は、障害者手帳等により企業が承知した年月を記入することとなっている。

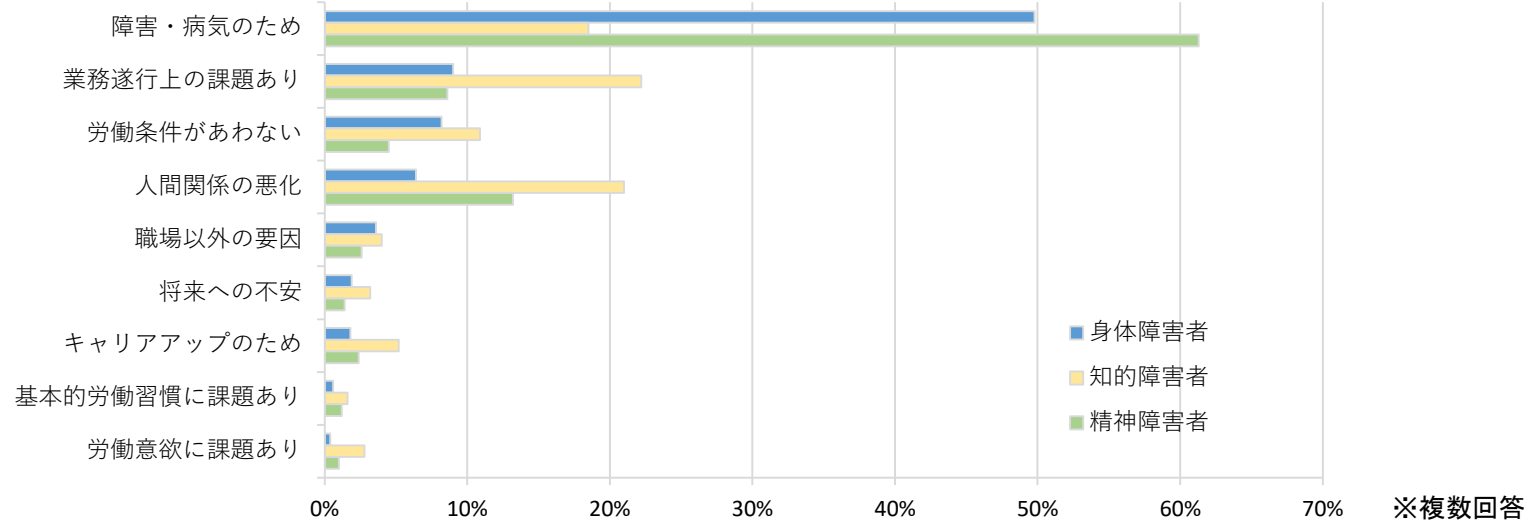
※ 縦軸に()で記載している割合は、全世代の合計を100%とした場合の、各年代の割合。

※ 65歳以上の各回答項目の該当者は、10人以下である点に留意。

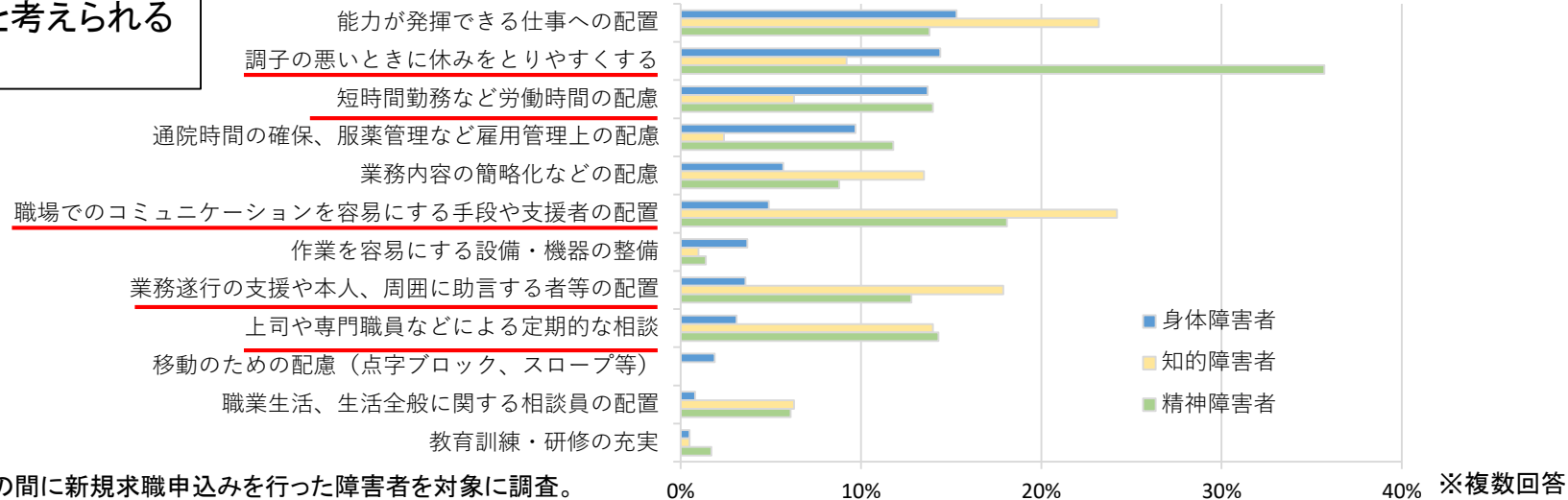
障害者の継続雇用の課題となり得る要因

障害者の継続雇用の課題としては、労働条件のほか、コミュニケーションや不調時の対応、労働時間等の雇用管理に関する課題も多く見られる。

具体的な離職理由



離職を防ぐことができたと考えられる職場での措置や配慮



※平成30年6月1日から6月30日までの間に新規求職申込みを行った障害者を対象に調査。

(出典)「障害のある求職者の実態等に関する調査研究」(2020年3月, 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)による。

中高年齢層の障害者への配慮等

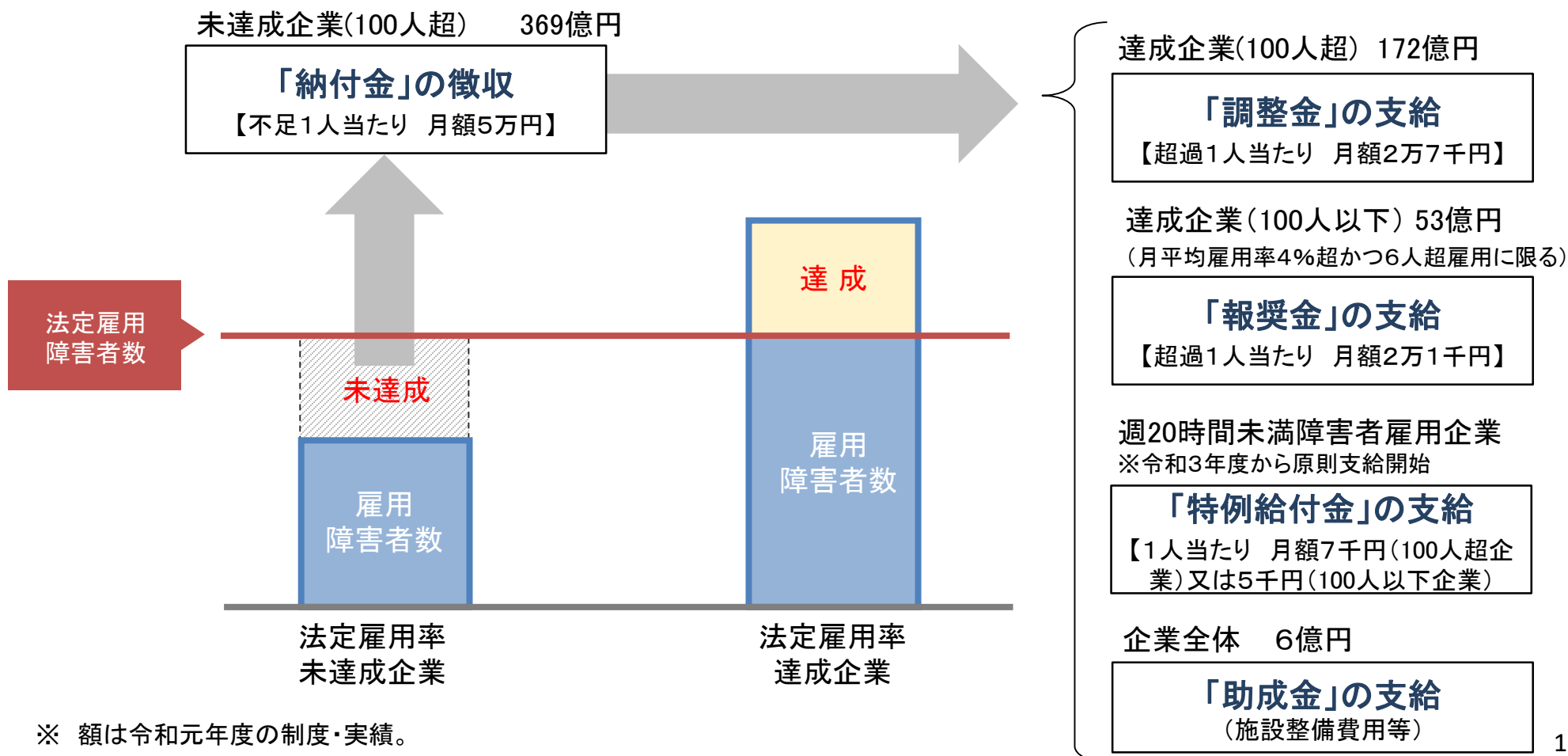
中高年齢層の障害者への配慮として、障害者全体を通じて「体力を要する作業を減らす」とするほか、知的障害者には「作業処理速度の緩和、作業量を減らす」といったものが見られるが、配置転換や訓練・研修の受講等をあげる事業主が少ないほか、特に配慮していないとする事業主も一定程度見られる。

	下肢障害	内部障害	知的障害
<u>体力を要する作業を減らす</u>	16.7	17.6	11.5
通院時間を保障する	4.7	23.0	2.4
<u>残業時間を制限する</u>	10.7	15.2	14.4
通勤ルート、通勤方法を工夫する	3.8	1.2	5.3
作業施設や設備を改善する	6.4	0.5	1.4
<u>作業の処理速度を緩やかにする、作業量を減らす</u>	5.2	3.4	24.3
賃金を見直す	0.6	0.0	3.1
雇用形態を見直す	0.6	0.5	0.0
短時間就労、フレックスタイムを導入する	0.6	2.7	1.0
<u>配置転換をする</u>	6.0	2.0	2.1
<u>訓練・研修を受けさせる</u>	1.7	0.0	3.1
<u>とくに配慮していない</u>	41.4	30.9	15.6
その他	1.7	2.9	15.6
計	100.0	100.0	100.0

3 障害者雇用納付金制度について

障害者雇用納付金制度について

- 全ての事業主は、**社会連帯の理念**に基づき、障害者に雇用の場を提供する共同の責務を有する。
- 障害者の雇用に伴う**経済的負担を調整**するとともに、障害者を雇用する事業主に対する助成・援助を行うため、**事業主の共同拠出**による納付金制度を整備。
 - 雇用率未達成企業(常用労働者100人超)から**納付金**(不足1人当たり原則月5万円)を徴収。
 - 雇用率達成企業に対して**調整金**(超過1人当たり月2万7千円)・報奨金を支給。



民間企業における法定雇用率・納付金額・調整金額・報奨金額の推移について

施行年月日	法定雇用率	納付金額	調整金額	報奨金額
昭和51年10月1日	1.5%	3.0万円	1.4万円	0.8万円
昭和57年4月1日	↓	4.0万円	2.0万円	1.0万円
昭和63年4月1日	1.6%	↓	↓	↓
平成2年6月8日	↓	↓	↓	1.5万円
平成4年4月1日	↓	5.0万円	2.5万円	1.7万円
平成10年7月1日	1.8%	↓	↓	↓
平成15年4月1日	↓	↓	2.7万円	2.1万円
平成25年4月1日	2.0%	↓	↓	↓
平成30年4月1日	2.2%	↓	↓	↓
現行	2.2%	5.0万円	2.7万円	2.1万円

※1 平成22年7月1日から、納付金制度の適用対象範囲を301人以上企業から201人以上企業に拡大。

その経過措置として、201人以上300人以下企業に対する平成22～27年度分の納付金減額（5.0万円→4.0万円）及び調整金減額（2.7万円→2.4万円）。

※2 平成27年4月1日から、納付金制度の適用対象範囲を201人以上企業から101人以上企業に拡大。

その経過措置として、101人以上200人以下企業に対する平成27～令和元年度分の納付金減額（5.0万円→4.0万円）及び調整金減額（2.7万円→2.4万円）。

障害者雇用納付金制度の適用範囲について

適用範囲を設けた趣旨

- 障害者雇用納付金制度は、原則として、障害者雇用義務のある全ての事業主に適用される。
- 一方で、企業の負担能力の観点から、当分の間、300人以下の企業については、法定雇用率は適用しつつも、障害者雇用納付金の対象からは外すこととした。

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)

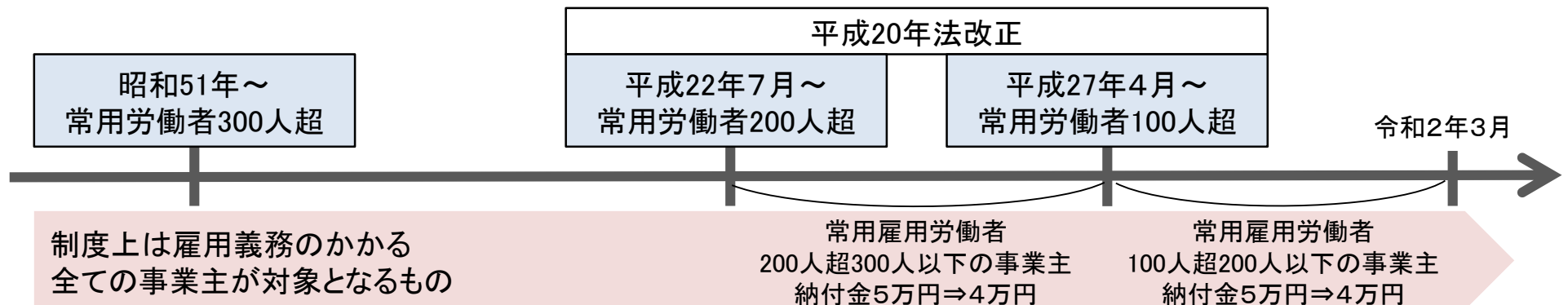
※〔 〕内は事務局で記載したもの。

附 則

(雇用する労働者の数が百人以下である事業主に係る納付金及び報奨金等に関する暫定措置)

第四条 その雇用する労働者の数が常時百人以下である事業主(特殊法人を除く。以下この条において同じ。)については、当分の間、第四十九条第一項第一号〔納付金関係業務のうち調整金支給に係る業務〕、第五十条〔調整金の支給〕並びに第三章第二節第二款〔納付金の徴収〕及び第四節〔在宅就業に関する特例〕の規定は、適用しない。
2~9 (略)

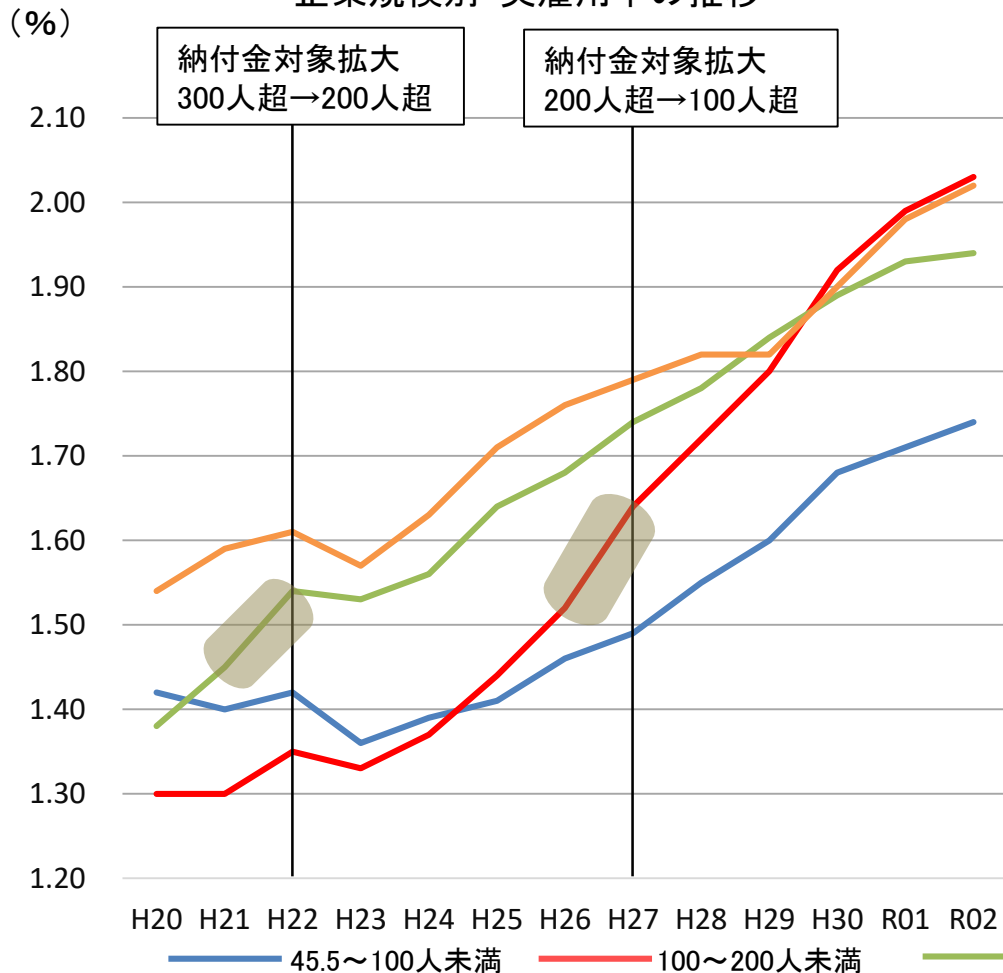
適用範囲の変遷



納付金の対象拡大による雇用状況への影響

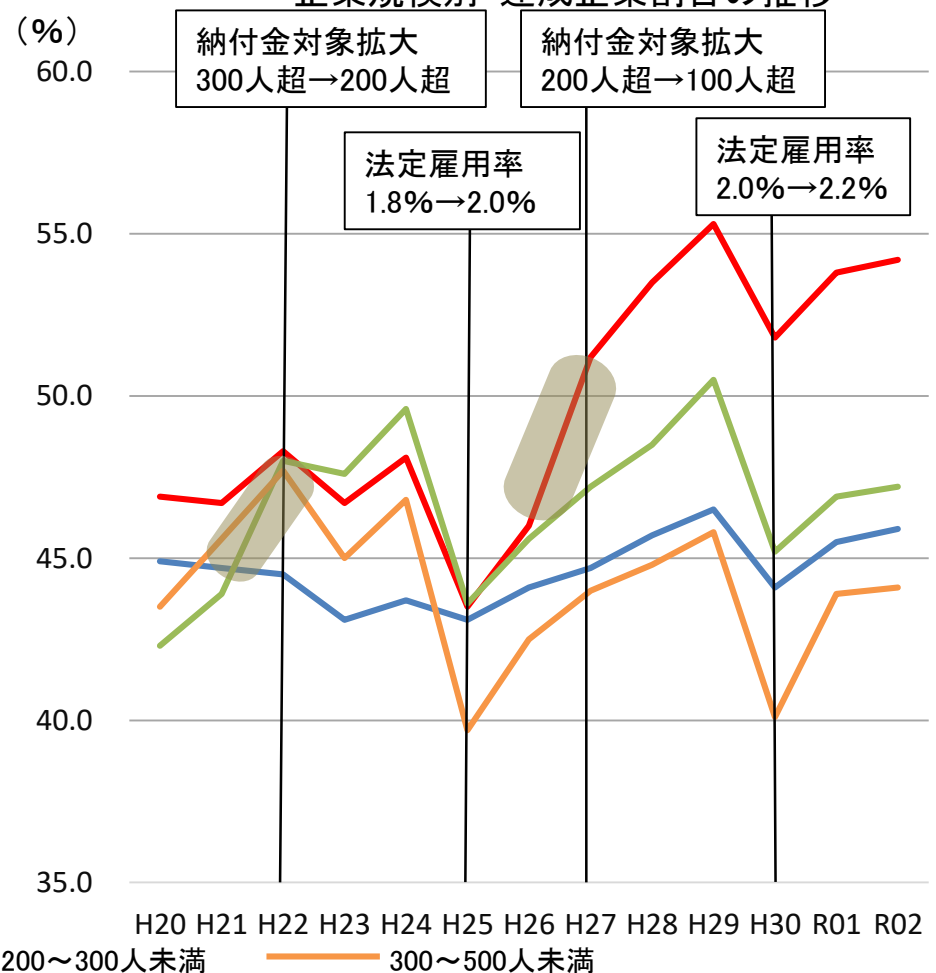
- 障害者雇用納付金について、200人超300人以下の企業については平成22年度から、100人超200人以下の企業については平成27年度から、それぞれ納付義務の対象に拡大している。
- 納付義務のかからない100人以下の企業と比べ、義務拡大の時期等に、雇用状況が大きく改善する様子が見られる。

企業規模別・実雇用率の推移



※平成24年までは56~100人未満、平成29年までは50~100人未満
 ※平成30年からは45.5~100人未満

企業規模別・達成企業割合の推移

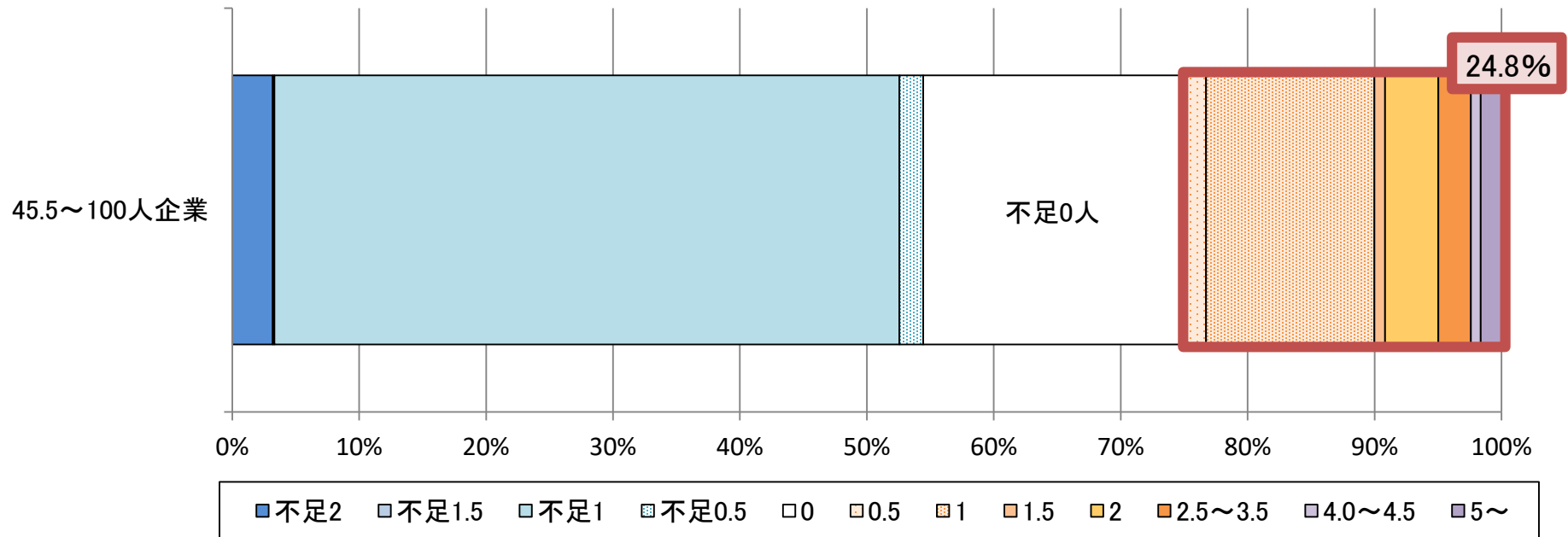


常用労働者100人以下の企業における障害者雇用状況

○ 常用労働者が100人以下の企業のうち、全体の約4分の1の企業は、法定雇用義務を超えて障害者雇用に取り組んでいる。

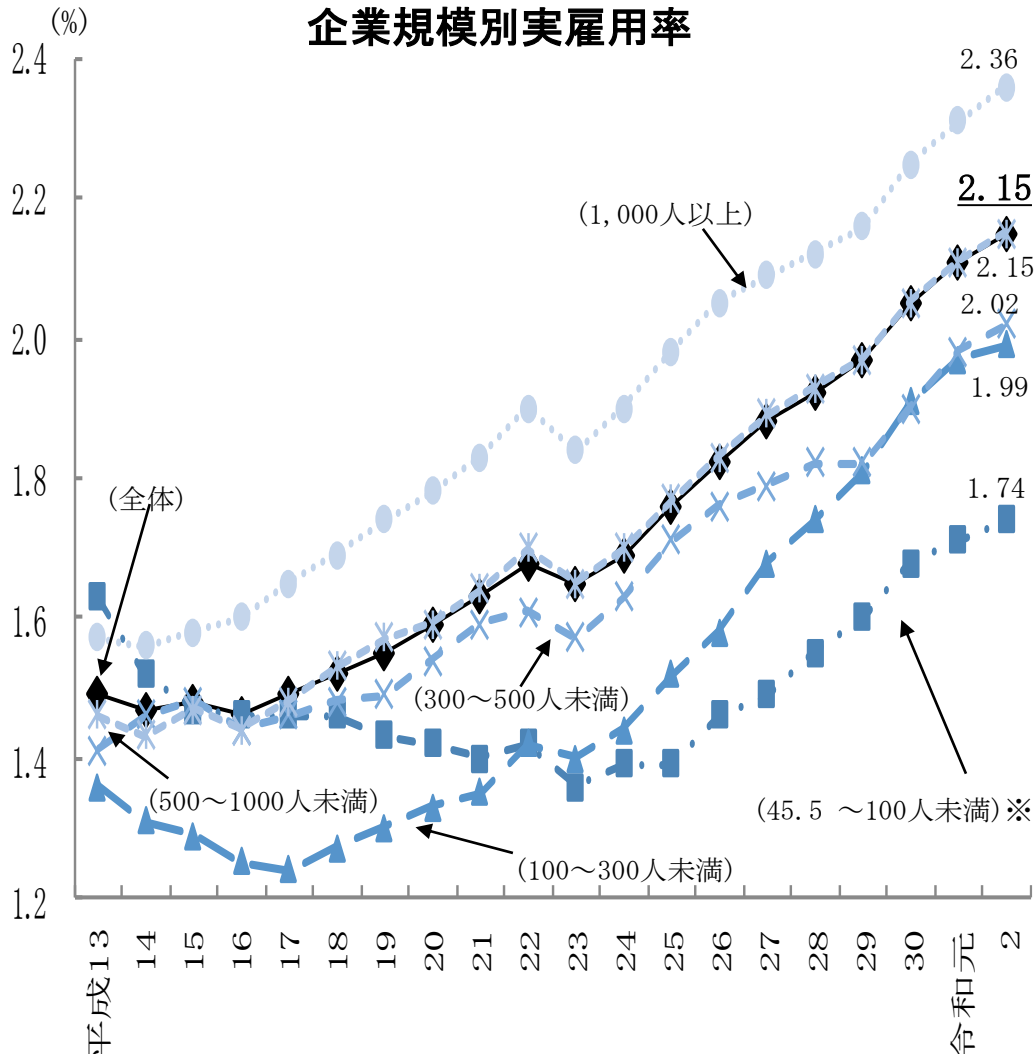
常用労働者100人以下の企業における障害者雇用状況

<令和元年実績（法定雇用率2.2%）>

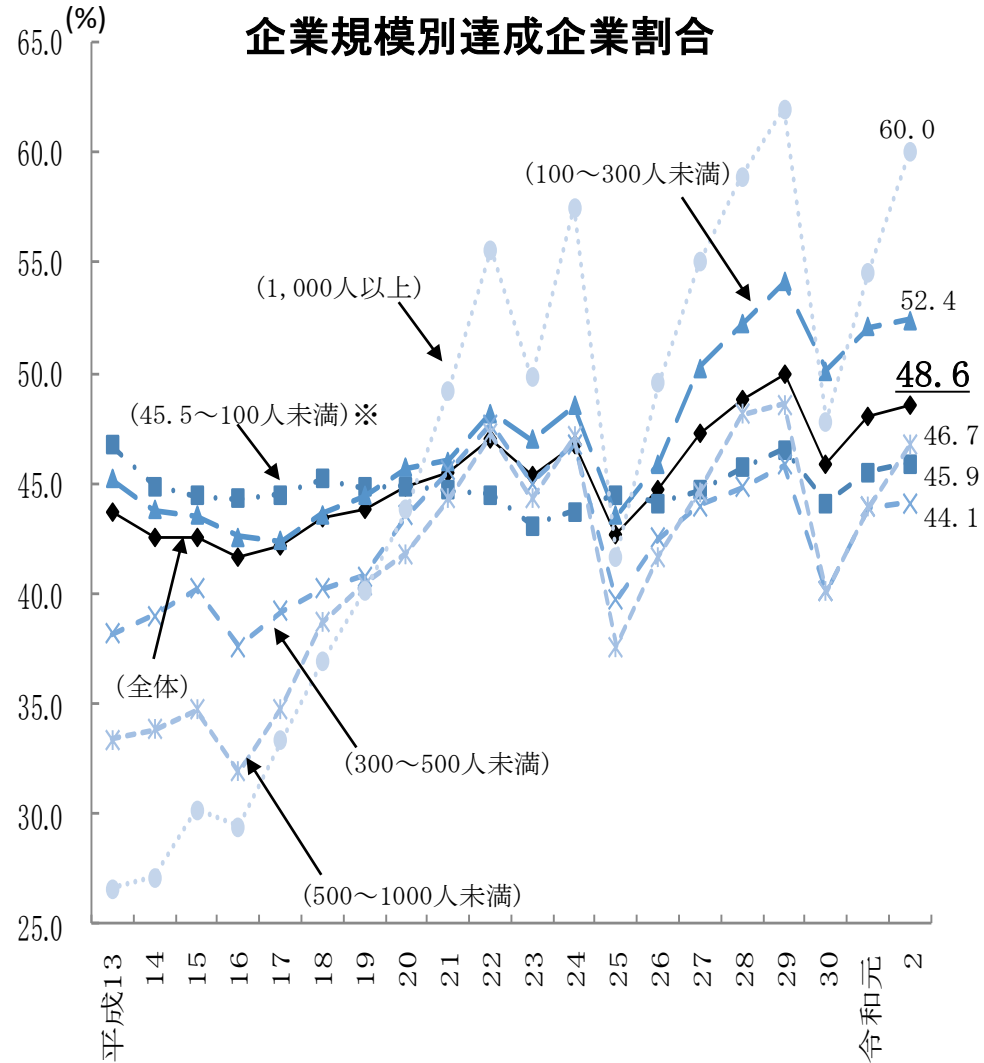


障害者の雇用の状況(企業規模別)

○ 全体として実雇用率は順調に伸びているものの、特に中小企業の取組が遅れている。



※平成24年までは56~100人未満、平成29年までは50~100人未満
 ※平成30年からは45.5~100人未満



※平成24年までは56~100人未満、平成29年までは50~100人未満
 ※平成30年からは45.5~100人未満

中小企業を取り巻く状況の変化

最低賃金の引上げ

(単位：円、%)

年度	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和2
地域別最低賃金額 (全国加重平均)	737	749	764	780	798	823	848	874	901	902
対前年度引上げ率	1.0	1.6	2.0	2.1	2.3	3.1	3.0	3.1	3.1	0.1

被用者保険の適用拡大

平成28年10月 従業員数(※1)が501人以上の企業で、週労働時間20時間以上、月収8.8万円以上等の一定の要件を満たす短時間労働者に適用拡大

平成29年4月 500人以下の企業で、労使の合意に基づき、企業単位で、短時間労働者への適用拡大を可能(今後)

令和4年10月 101人以上の企業で、一定の要件を満たす短時間労働者に適用拡大

令和6年10月 51人以上の企業で、一定の要件を満たす短時間労働者に適用拡大

(※1) 週労働時間30時間以上で、適用拡大以前から強制適用されている労働者の数を言う。

(※2) 厚生年金保険料・健康保険料は労使折半で負担。

働き方改革

○労働時間法制の見直し

- ・時間外労働の上限規制の導入(施行日 大企業:平成31年4月、中小企業:令和2年4月)、一定日数の年次有給休暇の確実な取得(施行日 平成31年4月) 等

○雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保(施行日 大企業:令和2年4月、中小企業:令和3年4月)

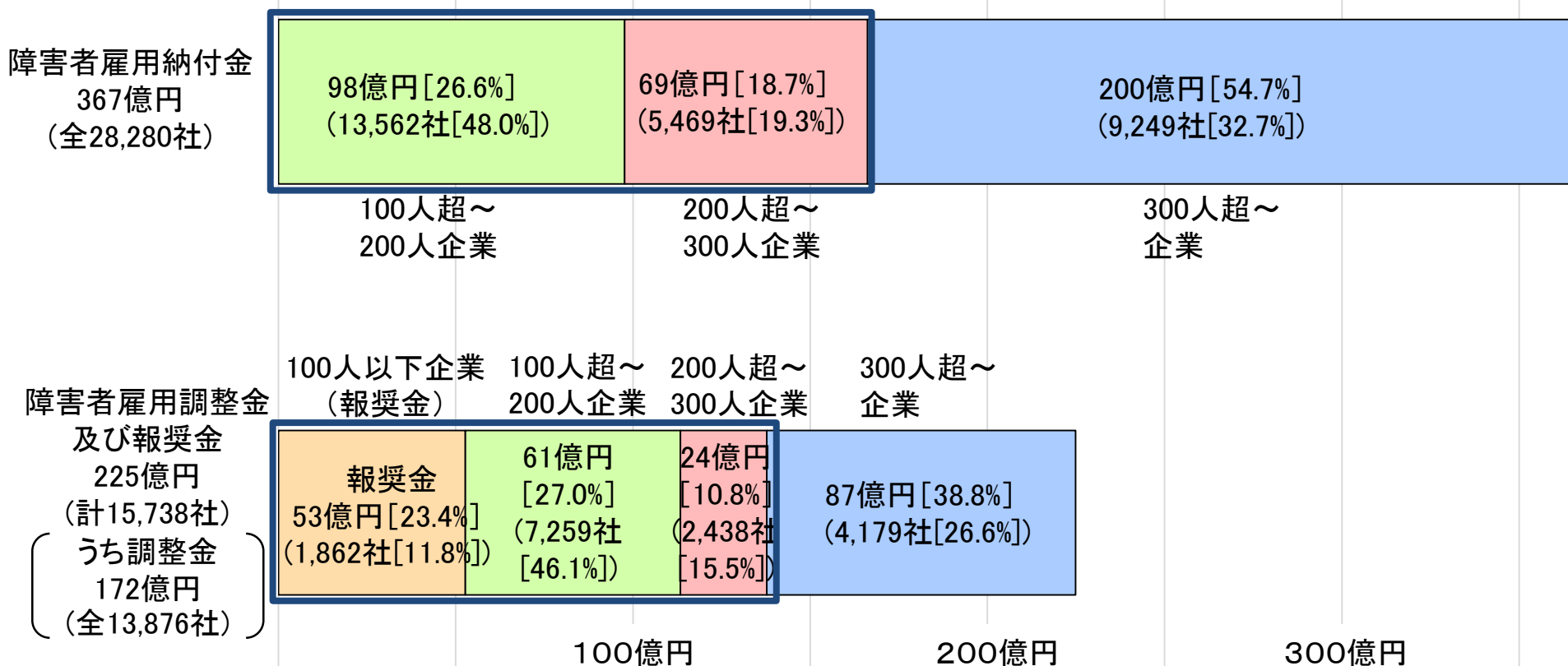
- ・不合理な待遇差の禁止、労働者に対する待遇に関する説明義務の強化 等

(注) 職業安定局障害者雇用対策課にてとりまとめたものであり、網羅的なものではない。

企業規模別の納付金・調整金・報奨金の状況

- 障害者雇用納付金に占める300人以下企業の納付額(167億円)と300人超企業の納付額(200億円)に大きな差はない。
- 障害者雇用調整金と報奨金を合わせ、300人以下企業への支給額(約138億円)は、300人超企業への支給額(約87億円)より多い。

障害者雇用納付金・調整金・報奨金の企業規模別納付・支給割合



※ 障害者雇用納付金・調整金・報奨金とも、平成31年度(令和元年度)決算における納付確定額及び支給金額。

※ 括弧内は、企業数。なお、このほかに、納付も支給もない企業が8,721社ある(100人超の企業は、納付額が「0円」となる場合も申告の必要がある。)

(平成31年度申告企業総数 50,877社(内訳:納付金対象 28,280社(55.6%) 調整金支給 13,876社(27.3%) 納付も支給もない企業 8,721社(17.1%))

4 障害者雇用納付金財政について

障害者雇用納付金制度の財政状況について

単位：億円

年 度(平成)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
納付金収入(a)	155	137	192	192	163	240	220	312	295	285	369
支 出 (b)	236	235	226	235	219	195	190	241	262	288	268
調整金／報奨金	114	119	134	147	164	125	143	195	218	243	225
うち調整金	67	71	90	104	120	82	95	155	174	198	172
うち報奨金	47	47	44	42	45	44	48	40	44	45	53
助成金	77	79	69	66	31	40	17	12	9	7	6
事務事業費	42	36	22	20	21	28	26	29	31	34	32
単年度収支(a-b)	▲81	▲99	▲34	▲43	▲55	44	30	71	33	▲4	101

納付金関係業務 引当金額	270	158	120	76	20	64	93	172	204	200	300
-----------------	-----	-----	-----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----

※ 表中の数値は決算値を記載。

※ 支出(b)の額については、調整金等の外、還付金が含まれる。

納付金制度に基づく障害者雇用関係助成金の実績について

納付金制度に基づく障害者雇用関係助成金

○ 障害者作業施設設置等助成金

障害者が作業を容易に行えるよう配慮された作業施設等の設置・整備・賃借を行う事業主に対して、費用の2/3を助成

○ 障害者福祉施設設置等助成金

障害者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設等の福利厚生施設の設置・整備を行う事業主に対して、費用の1/3を助成

○ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者を多数継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると思われる事業主であって、これらの障害者のために事業施設等の設置・整備を行うものに対して、費用の2/3を助成

○ 障害者介助等助成金（職場介助者の委嘱、手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱 等）

障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者等の措置を行う事業主に対して、原則、費用の3/4を助成

○ 重度障害者等通勤対策助成金（通勤援助者の委嘱、駐車場の賃借 等）

障害者の通勤を容易にするための措置を行う事業主・団体に対して、費用の3/4を助成

助成金の実績

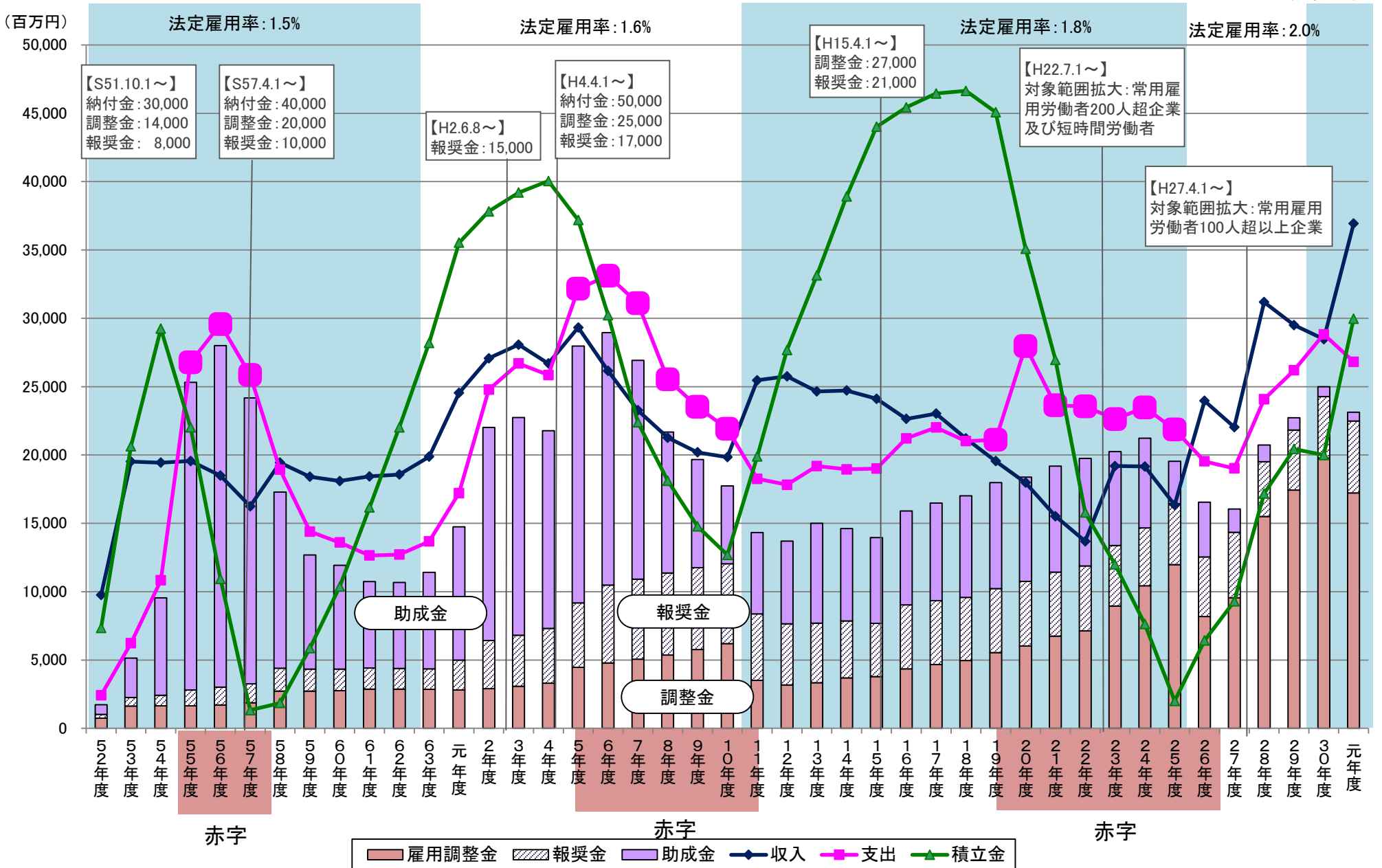
（単位：千円）

	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	支給額	(件数)	支給額	(件数)	支給額	(件数)
障害者作業施設設置等助成金	39,546	(76)	46,920	(87)	42,434	(86)
障害者福祉施設設置等助成金	195	(1)	0	(0)	794	(2)
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	0	(0)	0	(0)	50,000	(1)
障害者介助等助成金	715,579	(5,763)	567,624	(4,291)	446,042	(3,106)
重度障害者等通勤対策助成金	136,755	(819)	112,216	(701)	91,484	(542)
合 計	892,075	(6,659)	726,760	(5,079)	630,754	(3,737)

※ 平成29年度合計値には障害者能力開発助成金（H26年度までで廃止）の経過措置分 1,335千円（1件）を含む。27

障害者雇用納付金財政の推移

法定雇用率: 2.2%



障害者雇用納付金財政の将来推計について

(単位：百万円)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
収入	23,961	22,040	31,187	29,504	28,478	36,932	32,458	30,572	32,457
納付金収入	23,760	21,787	30,708	29,315	28,321	36,667	32,262	30,375	32,258
雑収入	201	253	479	189	157	264	197	198	199
支出	19,532	19,020	24,085	26,195	28,832	26,816	30,246	34,907	34,870
調整金(※1)	8,183	9,555	15,510	17,442	19,788	17,226	19,368	21,562	20,537
報奨金(※2)	4,358	4,789	4,012	4,392	4,488	5,273	5,754	6,308	6,914
助成金	4,003	1,707	1,211	893	727	631	911	911	911
特例給付金	—	—	—	—	—	—	16	1,644	1,742
還付金	233	324	413	394	425	506	387	387	387
その他業務等経費(※3)	2,755	2,646	2,940	3,074	3,404	3,181	3,809	4,095	4,379
収支差	4,429	3,019	7,102	3,309	△353	10,115	2,212	△4,334	△2,414
剰余金累計を損益計算書ベースとするための修正値※	△15	△144	779	△48	△90	△135	△159	△159	△159
剰余金累計	6,419	9,295	17,175	20,436	19,993	29,974	32,027	27,534	24,962

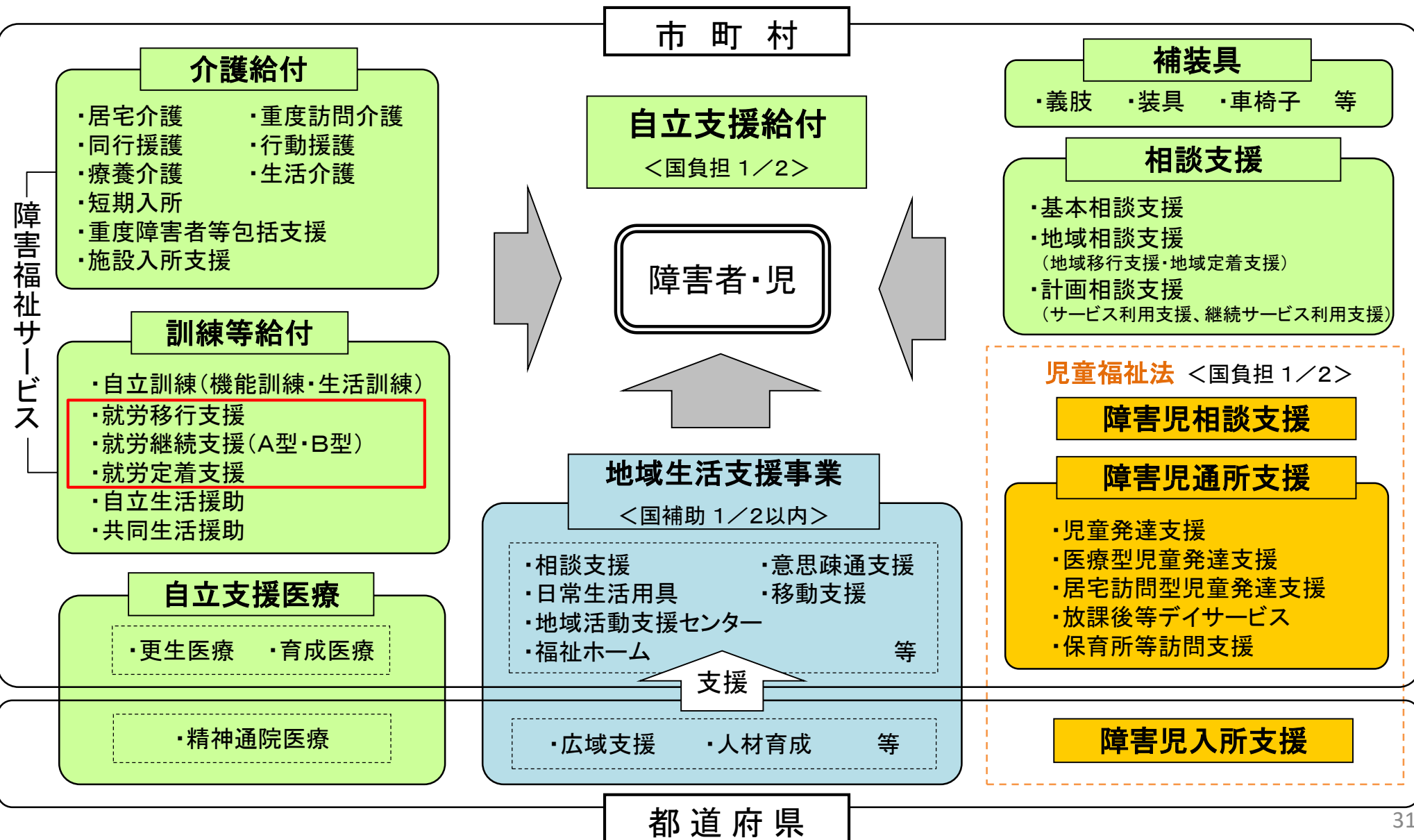
- 注) 1) 令和元年度の「納付金収入」「調整金」「報奨金」については、令和2年6月末における決算提出額。
 2) 令和2年度以降の「納付金収入」「調整金」「報奨金」は、令和元年度までの障害者雇用状況の報告及び納付金申告(平成30年度雇用実績。令和2年3月時点)の実績等を用いて、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構において推計したもの。
 ※(独)労働政策研究・研修機構「労働力需給推計」(2019)における就業者シミュレーションのうち、「経済成長と労働参加が一定程度進むケース」を用いて、各年度における就業者数を推計。

(※1) 調整金及び特例調整金 (※2) 報奨金及び特例報奨金 (※3) 人件費、一般管理費及び業務費

5 その他

障害者総合支援法等における給付・事業

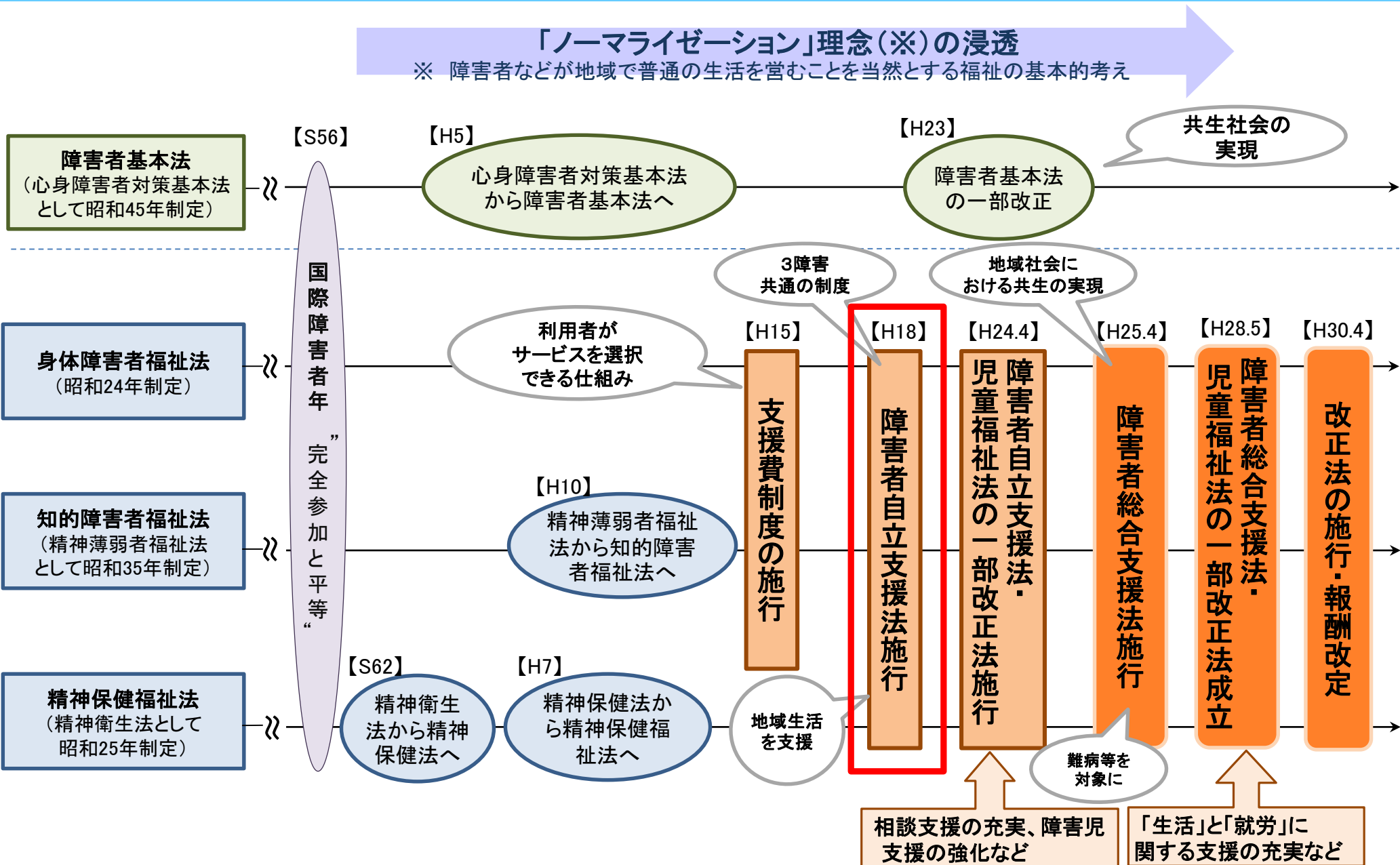
- 障害者に対しては、障害者総合支援法に基づき、各種障害福祉サービスを提供。
- このうち、**障害者の「働く」を支援するサービスとして、就労移行支援、就労継続支援**等を提供。



(参考1) 障害保健福祉施策の歴史

「ノーマライゼーション」理念(※)の浸透

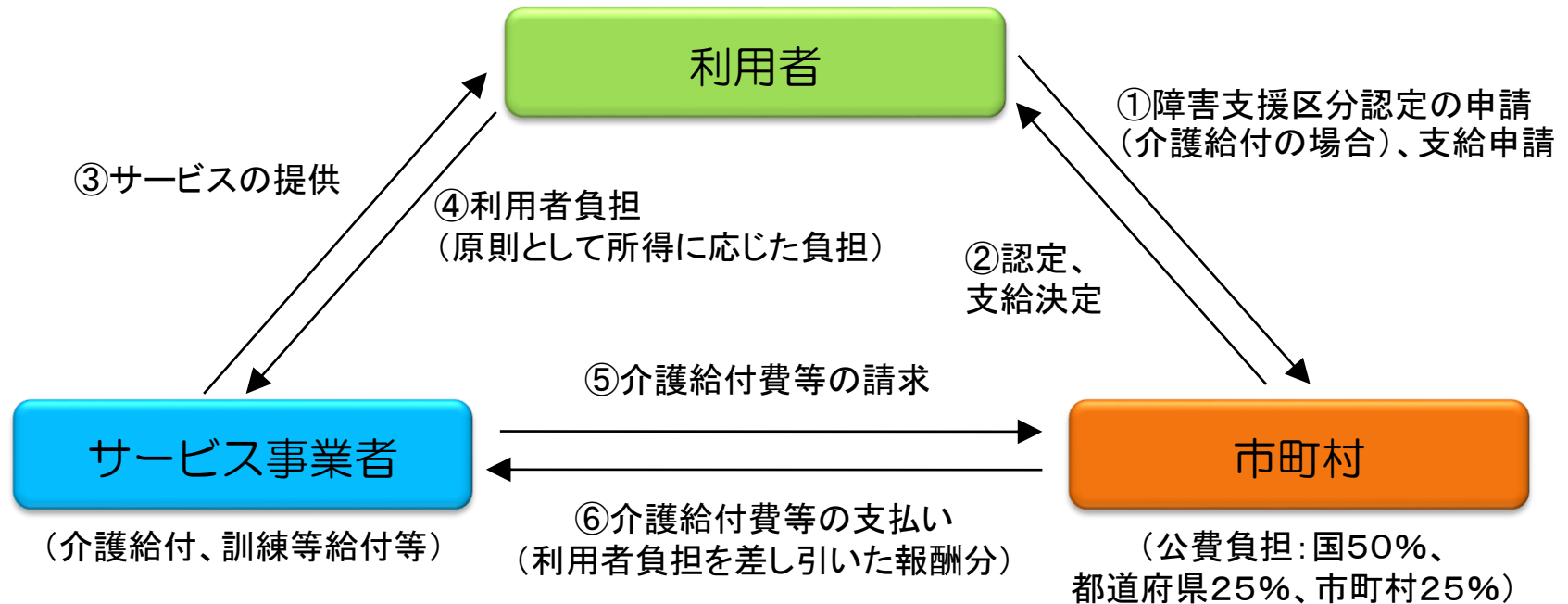
※ 障害者などが地域で普通の生活を営むことを当然とする福祉の基本的考え



(参考2) 障害福祉サービス等報酬について

- 障害福祉等サービス報酬とは、事業者が利用者に障害福祉サービスを提供した場合に、その対価として事業者を支払われるサービス費用をいう。
- 障害福祉サービス等報酬は各サービス毎に設定されており、基本的なサービス提供に係る費用に加えて、各事業所のサービス提供体制や利用者の状況等に応じて加算・減算される仕組みとなっている。

【障害福祉サービス等報酬の支払いの流れ(概要)】



(参考3) 障害福祉サービス等報酬の仕組み

- 障害福祉サービス等報酬は、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定している。(障害者総合支援法第29条第3項等)
- 利用者に障害福祉サービス等を提供する従業者の賃金は地域によって差があり、この地域差を障害福祉サービス等報酬に反映する為に、「単位」制を採用し、地域ごと、サービスごとに1単位の単価を設定している。

事業者を支払われるサービス費(利用者は所得に応じた自己負担) =

① サービスごとに算定した単位数 × ② サービスごと、地域ごとに設定された1単位の単価

【障害福祉サービス報酬の算定】(生活介護の例)

サービスごとに算定した単位数		
基本報酬	定員20人以下	
	区分6	1,283単位
	区分5	963単位
	区分2以下	561単位
+		
加算・減算	定員超過減算	基本報酬 × 70/100
	人員配置体制加算	+ 33~265単位
	常勤看護職員等配置加算	+ 6~56単位

サービスごと、地域ごとに設定された1単位の単価		
級地	単価	(参考) 地域例
1級地	11.22円	東京都 特別区
2級地	10.98円	大阪府 大阪市
3級地	10.92円	千葉県 成田市
4級地	10.73円	兵庫県 神戸市
5級地	10.61円	茨城県 水戸市
6級地	10.37円	宮城県 仙台市
7級地	10.18円	北海道 札幌市
その他	10.00円	-

※ 障害福祉サービス等の単価は、10円~11.60円
 ※ 生活介護の単価は、10円~11.22円

事業者を支払われるサービス費(利用者は所得に応じた自己負担)

就労継続支援A型

○ 対象者

■ **通常の事業所に雇用される事が困難**であって、**適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能**な障害者

※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労継続支援A型の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能。

○ サービス内容

- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援
- 一定の範囲内で障害者以外の雇用が可能
- 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障害者の利用定員10人からの事業実施が可能
- 利用期間の制限なし

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員 } 10:1以上
- 生活支援員 }

○ 報酬単価（平成30年報酬改定以降、定員規模別、人員配置別に加え、平均労働時間が長いほど高い基本報酬）

基本報酬

<定員20人以下、人員配置7.5：1の場合>

改定前	令和元年10月～	
基本報酬	1日の平均労働時間	基本報酬
584単位	7時間以上	618単位/日
	6時間以上7時間未満	606単位/日
	5時間以上6時間未満	597単位/日
	4時間以上5時間未満	589単位/日
	3時間以上4時間未満	501単位/日
	2時間以上3時間未満	412単位/日
	2時間未満	324単位/日

主な加算

賃金向上達成指導員配置加算 15～70単位/日

※ 定員規模に応じた設定
※ 平成30年新設

就労移行支援体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ) 5～42単位/日

※ 定員、職員配置、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数に応じた設定
※ H30～見直し

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位

⇒ Ⅰ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
⇒ Ⅱ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合
※ H30～資格保有者に公認心理師を追加
⇒ Ⅲ：常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等

⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

※ 上表以外に、人員配置10:1である場合の設定、定員に応じた設定あり
(21人以上40人以下、41人以上60人以下、61人以上80人以下、81人以上)

○ 事業所数

3,860 (国保連令和 2年 9月実績)

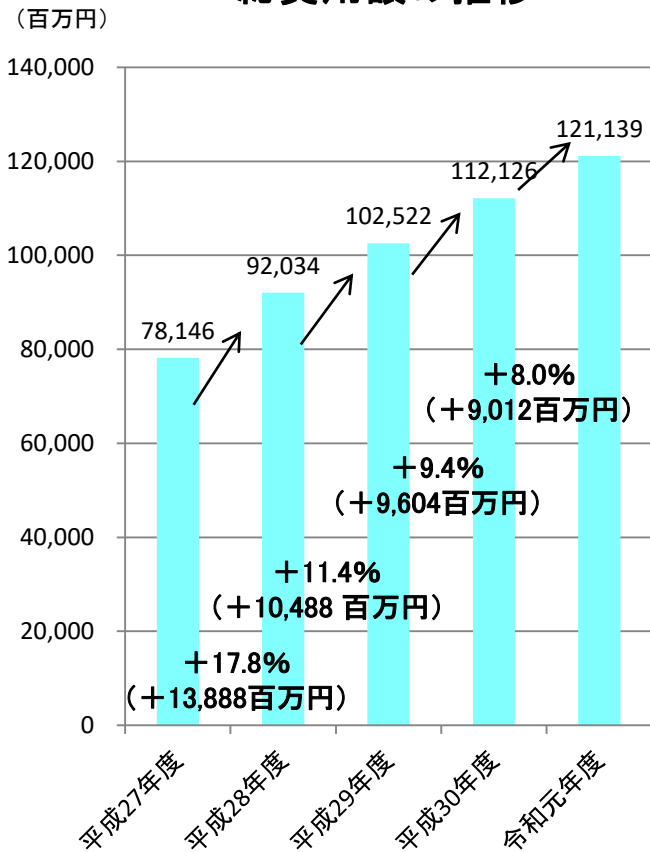
○ 利用者数

74,040 (国保連令和 2年 9月実績)

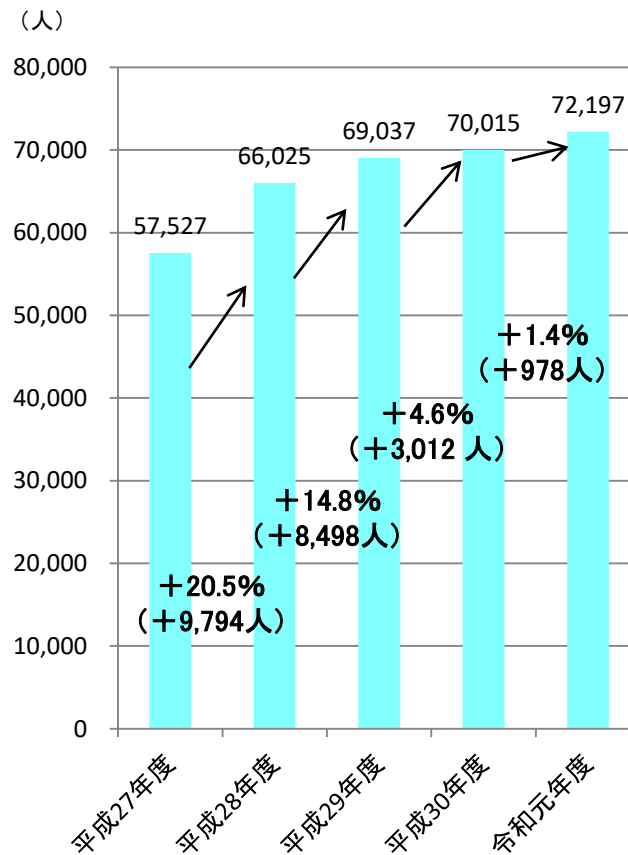
就労継続支援A型の現状

- 就労継続支援A型の令和元年度費用額は約1,121億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約5.4%を占めている。
- 総費用額、利用者数及び事業所数は、平成28年度まで大きく増加していたが、近年の伸び率は鈍化している。

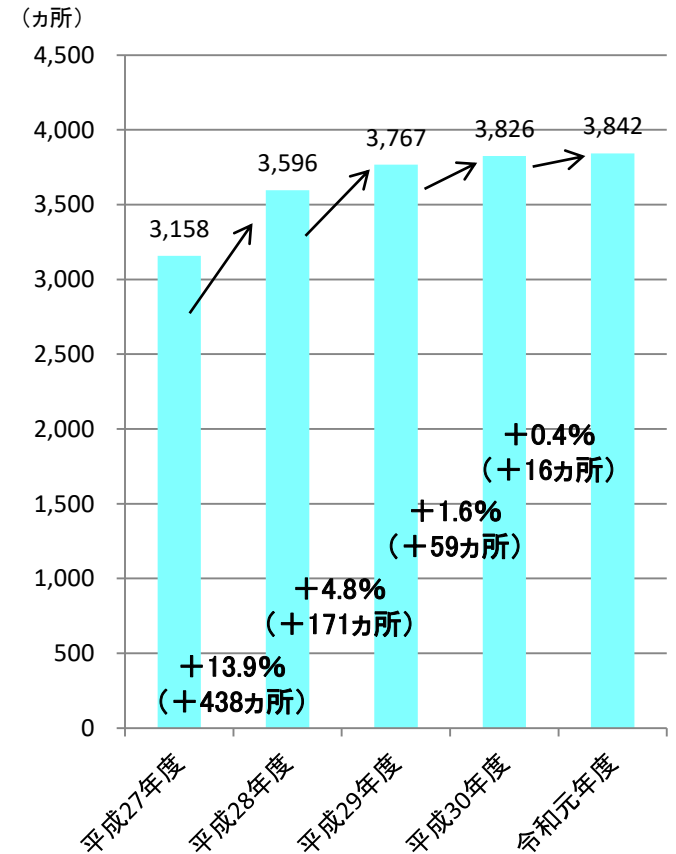
総費用額の推移



利用者数の推移



事業所数の推移

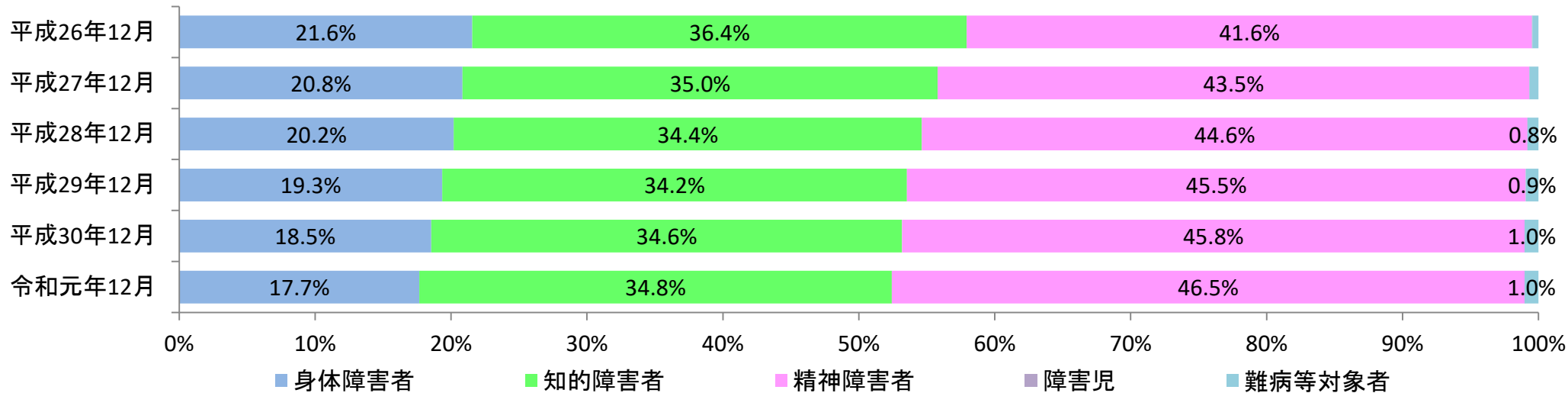


【出典】国保連データ(利用者数及び事業所数は各年3月サービス提供分)

就労継続支援A型の障害種別の利用現状

- 身体障害者、知的障害者の利用割合は減少傾向にある。
- 精神障害者の利用割合は増加傾向にあり、全利用者に占める割合が4割を超えている。

利用者の障害種別の分布状況



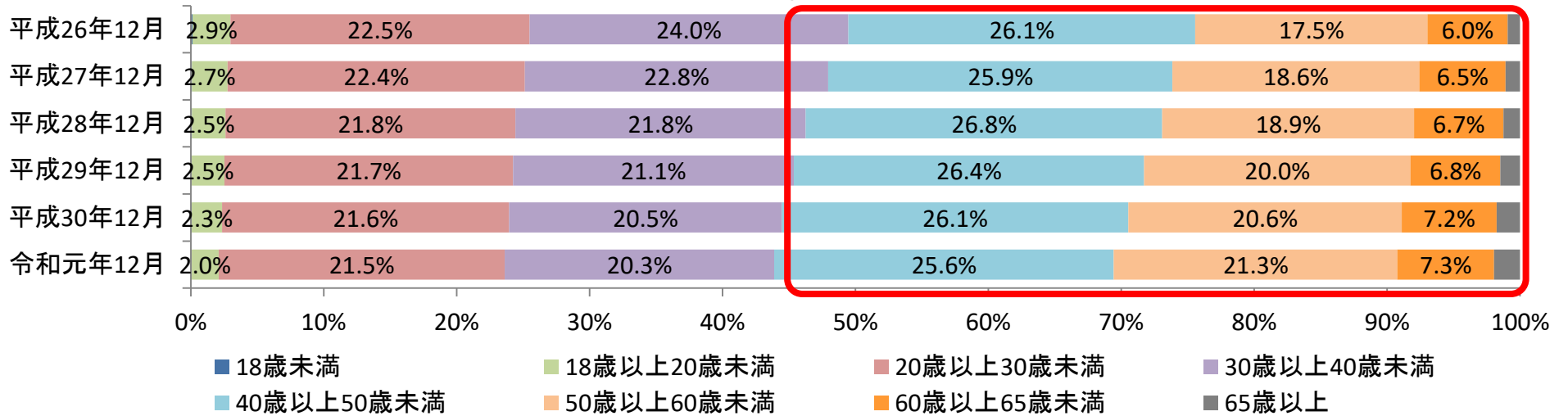
(単位:人)

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	難病等対象者	合計
H26.12	9,716	16,385	18,738	13	203	45,055
H27.12	11,519	19,327	24,059	7	367	55,279
H28.12	12,977	22,112	28,627	6	517	64,239
H29.12	13,311	23,521	31,313	7	649	68,801
H30.12	12,900	24,108	31,862	9	709	69,588
R1.12	12,634	24,857	33,288	8	731	71,518

就労継続支援A型の年齢階層別の利用現状

○ 年齢階層別の利用者分布の推移を見ると、40歳以上の利用者が増えてきており、半数以上が40歳以上である。

利用者の年齢階層別分布の状況



(単位:人)

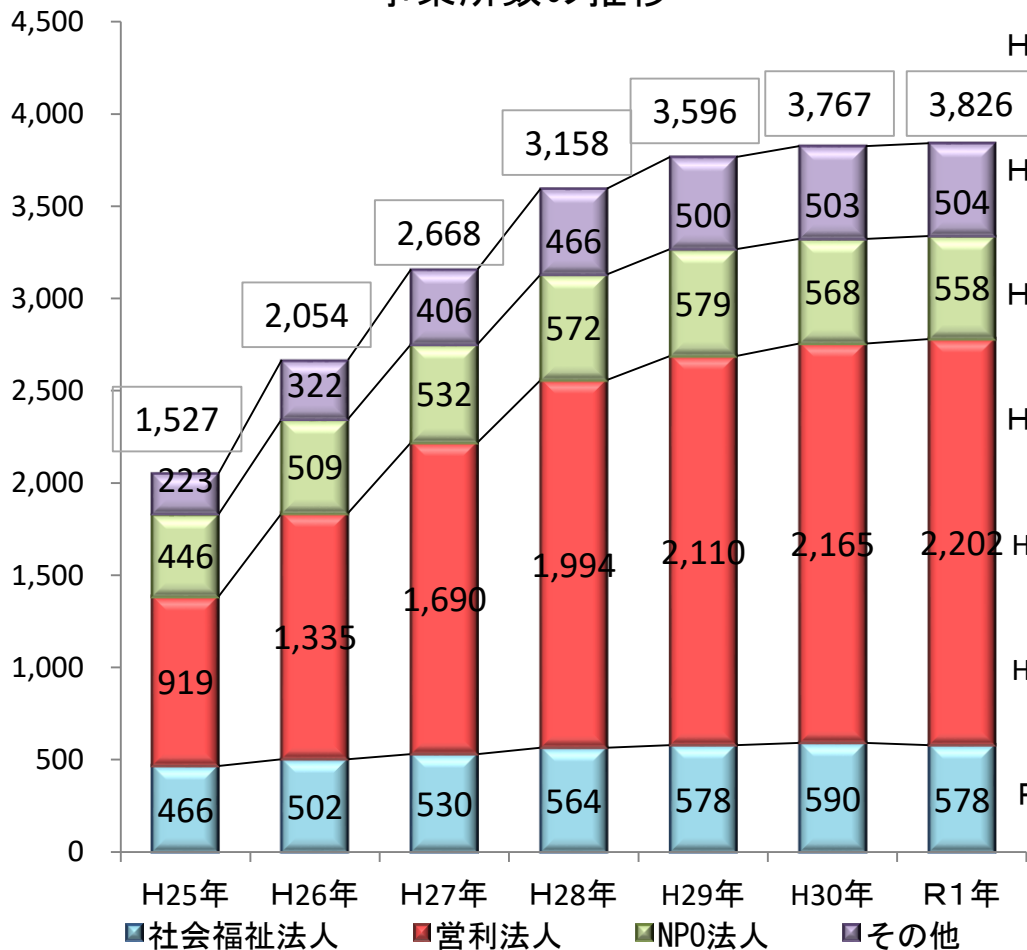
	18歳未満	18歳以上20歳未満	20歳以上30歳未満	30歳以上40歳未満	40歳以上50歳未満	50歳以上60歳未満	60歳以上65歳未満	65歳以上	合計
H26.12	55	1,292	10,136	10,803	11,758	7,873	2,717	421	45,055
H27.12	42	1,489	12,360	12,619	14,310	10,273	3,583	603	55,279
H28.12	57	1,625	14,005	14,023	17,238	12,173	4,317	801	64,239
H29.12	38	1,706	14,930	14,534	18,134	13,779	4,664	1,016	68,801
H30.12	45	1,595	15,024	14,269	18,147	14,310	4,979	1,219	69,588
R1.12	35	1,465	15,386	14,499	18,274	15,256	5,205	1,398	71,518

【出典】国保連データ

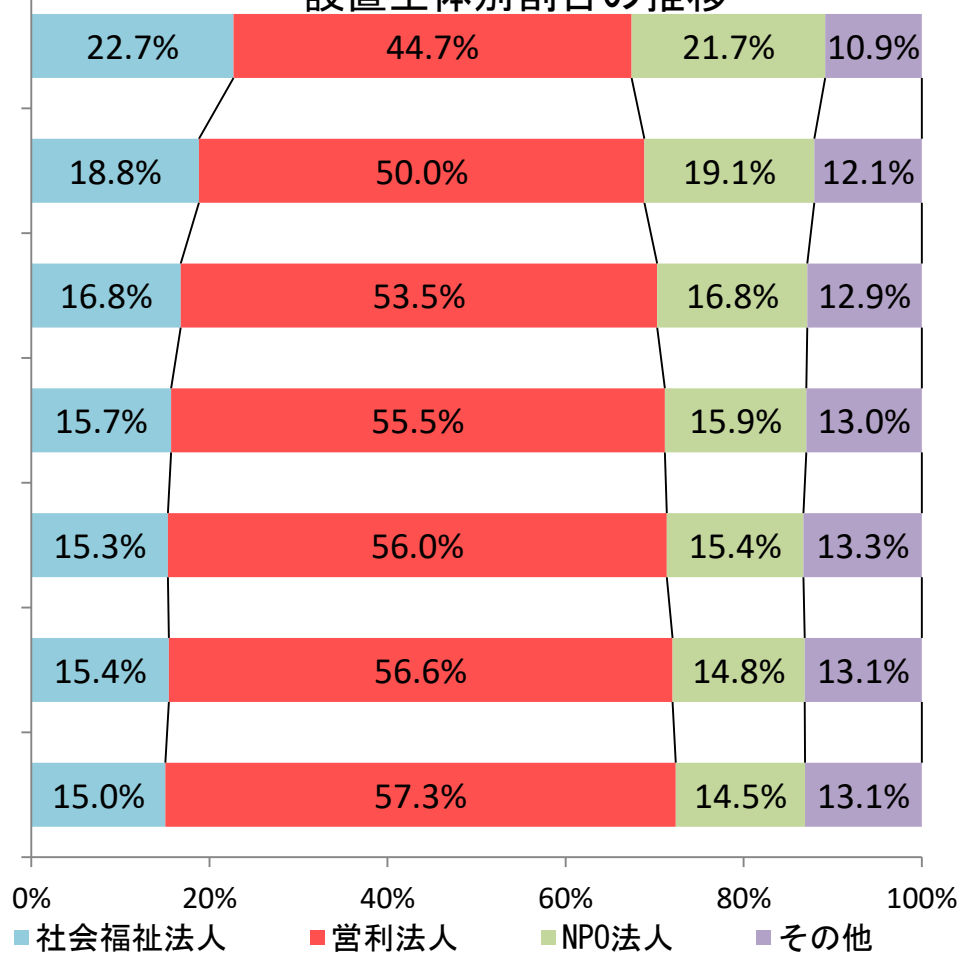
就労継続支援A型事業所の設置主体別の状況

- 設置主体別に就労継続支援A型事業所数の推移を見ると、営利法人が設置する事業所数が著しく増加している。
- 設置主体別の割合を見ると、平成27年度では、営利法人の割合が最も高く約5割となっており、社会福祉法人の割合は約2割となっている。

事業所数の推移



設置主体別割合の推移



【出典】国保連データ(各年度とも3月サービス提供分)

各都道府県の実雇用率と就労継続支援A型 / 特例子会社数について

○ 雇用保険適用事業所数に占める就労継続支援A型数の割合が大きい都道府県は、実雇用率の高い都道府県に多く見られる。

実雇用率
↑
高

	実雇用率	雇用保険適用事業所数(①)	就労継続支援A型数(②)	就労継続支援A型割合(②/①)	特例子会社数(③)	特例子会社割合(③/①)
奈良県	2.83	18,030	43	0.238%	2	0.01109%
沖縄県	2.74	30,268	110	0.363%	1	0.00330%
佐賀県	2.65	14,513	42	0.289%	1	0.00689%
山口県	2.61	24,157	36	0.149%	1	0.00414%
長崎県	2.61	25,010	61	0.244%	0	0.00000%
島根県	2.59	13,380	33	0.247%	1	0.00747%
大分県	2.55	21,943	68	0.310%	2	0.00911%
和歌山県	2.53	17,728	51	0.288%	1	0.00564%
宮崎県	2.52	21,654	52	0.240%	0	0.00000%
福井県	2.44	16,189	63	0.389%	0	0.00000%
岡山県	2.44	33,984	137	0.403%	6	0.01766%
鹿児島県	2.44	30,359	78	0.257%	1	0.00329%
高知県	2.40	13,798	23	0.167%	1	0.00725%
鳥取県	2.37	10,780	32	0.297%	2	0.01855%
北海道	2.35	99,456	223	0.224%	2	0.00201%
石川県	2.35	22,082	54	0.245%	2	0.00906%
熊本県	2.35	33,207	163	0.491%	1	0.00301%
青森県	2.30	23,845	87	0.365%	1	0.00419%
埼玉県	2.30	88,899	94	0.106%	12	0.01350%
滋賀県	2.29	20,818	30	0.144%	3	0.01441%
愛媛県	2.29	26,193	75	0.286%	7	0.02672%
岩手県	2.28	22,380	42	0.188%	0	0.00000%
三重県	2.28	28,849	76	0.263%	4	0.01387%
秋田県	2.25	18,207	19	0.104%	0	0.00000%

実雇用率
↓
低

	実雇用率	雇用保険適用事業所数(①)	就労継続支援A型数(②)	就労継続支援A型割合(②/①)	特例子会社数(③)	特例子会社割合(③/①)
長野県	2.25	37,309	45	0.121%	4	0.01072%
広島県	2.25	51,642	82	0.159%	12	0.02324%
京都府	2.24	45,005	77	0.171%	14	0.03111%
徳島県	2.22	14,294	26	0.182%	1	0.00700%
兵庫県	2.21	82,367	146	0.177%	17	0.02064%
茨城県	2.19	42,976	81	0.188%	2	0.00465%
静岡県	2.19	62,959	103	0.164%	9	0.01430%
栃木県	2.18	31,539	71	0.225%	1	0.00317%
福岡県	2.18	92,993	270	0.290%	15	0.01613%
宮城県	2.17	41,518	46	0.111%	5	0.01204%
新潟県	2.17	42,268	43	0.102%	3	0.00710%
岐阜県	2.17	35,219	119	0.338%	8	0.02272%
福島県	2.16	35,167	27	0.077%	3	0.00853%
群馬県	2.16	32,622	39	0.120%	7	0.02146%
神奈川県	2.13	116,334	86	0.074%	22	0.01891%
富山県	2.13	19,757	60	0.304%	5	0.02531%
千葉県	2.12	77,239	88	0.114%	11	0.01424%
大阪府	2.12	187,774	331	0.176%	60	0.03195%
山形県	2.11	19,955	32	0.160%	0	0.00000%
愛知県	2.08	118,848	228	0.192%	29	0.02440%
香川県	2.08	18,886	24	0.127%	4	0.02118%
山梨県	2.05	14,273	26	0.182%	0	0.00000%
東京都	2.04	370,582	100	0.027%	261	0.07043%
合計	2.15	2,267,253	3,842	0.169%	544	0.02399%

※ 実雇用率及び特例子会社数は令和2年6月1日時点、就労継続支援A型数は令和2年3月末時点、雇用保険適用事業所数は令和元年度の数。実雇用率及び特例子会社数は令和2年障害者雇用状況報告、就労継続支援A型数は国保連データ、雇用保険適用事業所数は雇用保険事業年報(令和元年度)による。

※ 特例子会社は親会社の所在地別。

障害者の労働市場における就労継続支援A型事業所のプレゼンス

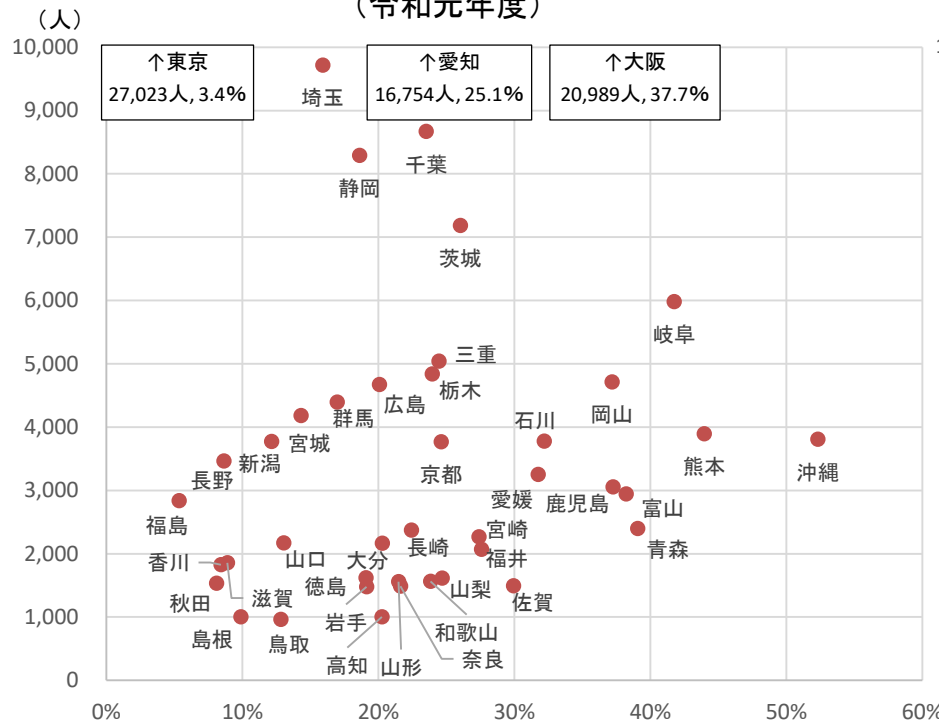
- 障害者専用求人の新規求人数に占める就労継続支援A型事業所利用者募集の割合は、24.2%。
また、障害者の就職件数に占める就労継続支援A型事業所利用者の割合は、18.8%。
- 都市圏・地方のいずれかに関わらず、就労継続支援A型事業所利用者の割合が高い都道府県が見られる。

全国

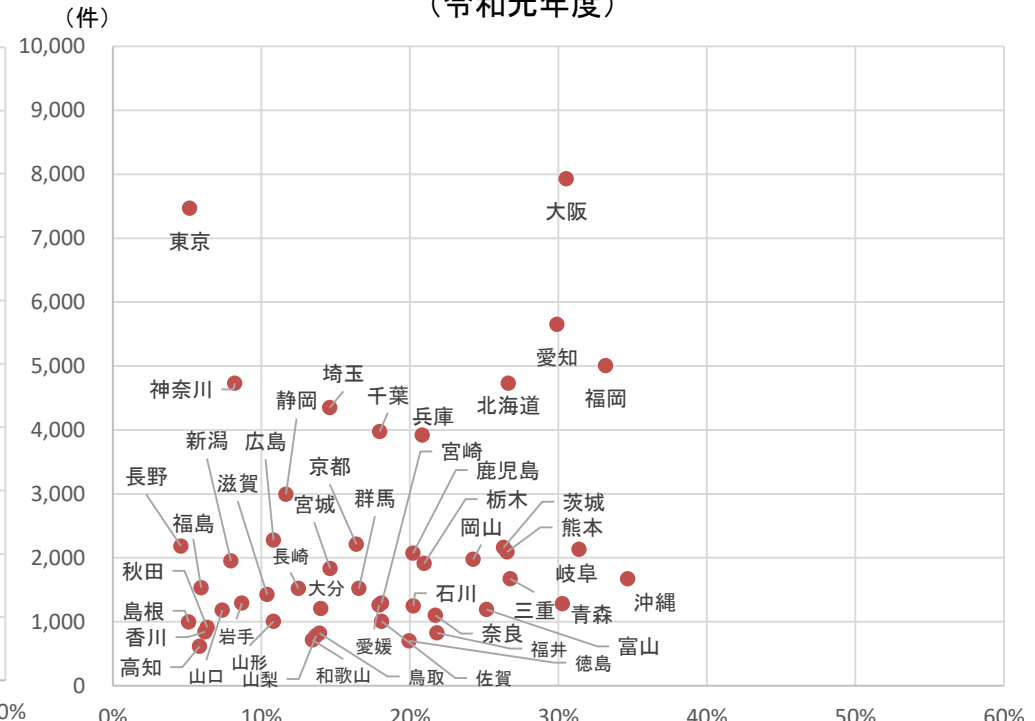
	障害者専用求人 新規求人数	うちA型事業所の 利用者募集数	A型事業所の 占める割合
令和元年度	246,621人	59,761人	24.2%
平成30年度	251,643人	59,347人	23.6%

	障害者の 就職件数	うちA型事業所の 利用者	A型事業所の 占める割合
令和元年度	103,163件	19,388件	18.8%
平成30年度	102,318件	19,497件	19.1%

障害者専用求人新規求人数及びA型事業所割合
(令和元年度)



障害者の就職件数及びA型事業所割合
(令和元年度)



※障害者専用求人新規求人数及びA型事業所割合（左グラフ）は、新規学卒者を対象とした求人のデータは含んでいない。

都道府県別

労働政策審議会障害者雇用分科会 委員名簿

令和2年4月24日現在

(公益代表)

- ◎ 阿部 正浩 中央大学経済学部教授
 倉知 延章 九州産業大学人間科学部教授
 小原 美紀 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
 武石 恵美子 法政大学キャリアデザイン学部教授
 ○ 中川 正俊 田園調布学園大学人間福祉学部教授
 長谷川 珠子 福島大学行政政策学類准教授

(労働者代表)

- 内田 文子 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会中央執行委員
 岡本 賢治 サービス・ツーリズム産業労働組合連合会会長代理
 仁平 章 日本労働組合総連合会総合政策推進局長
 森口 勲 全日本自動車産業労働組合総連合会副事務局長
 門崎 正樹 全日本自治団体労働組合社会福祉局長

(使用者代表)

- 池田 三知子 (一社) 日本経済団体連合会労働政策本部長
 佐渡 康弘 愛媛県ビル管理協同組合理事
 塩野 典子 富士通ハーモニー(株)取締役
 高橋 陽子 ダンウェイ(株)代表取締役社長
 山内 一生 (株) 日立製作所人財統括本部人事勤労本部エンプロイリレーション部長

(障害者代表)

- 阿部 一彦 (社福) 日本身体障害者団体連合会会長
 小出 隆司 全国手をつなぐ育成会連合会副会長
 竹下 義樹 (社福) 日本視覚障害者団体連合会会長
 眞壁 博美 (公社) 全国精神保健福祉会連合会理事

障害者雇用分科会

■ 令和3年1月22日

- 障害者雇用率制度・納付金制度に関する各種論点について（障害者雇用調整金及び障害者雇用納付金の適用等の在り方、障害者雇用納付金財政の調整機能、障害者雇用率制度における長期継続雇用の評価）【1.②, 1.⑤, 2.①～2.③】

■ 令和3年2月19日

- JEED「除外率制度の対象業種における障害者雇用に関する実態調査」に係る報告【1.⑥】
- 障害者雇用率制度・納付金制度に関する各種論点について（除外率制度に関する対応、自宅や就労施設等での障害者の就業機会の確保、中小企業における障害者雇用の促進）【1.⑥, 3.②, 3.⑥】

■ 令和3年3月12日

- JEED「精神障害者である短時間労働者の雇用の実態調査～雇用率算定方法の特例が適用される労働者を中心として～」に係る報告【1.③】
- 障害者雇用率制度・納付金制度に関する各種論点について（精神障害者に関する雇用率のカウント 等）【1.③ 等】

■ 令和3年4月～

- 障害者雇用率制度・納付金制度に関する各種論点について（手帳を所持しない者、短時間勤務者など対象障害者の範囲について 等）【1.④ 等】

※ 令和3年夏頃に、これまでの分科会での意見や、検討会の報告書を踏まえて、論点を再整理し、更に議論を進める。

障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会

■ 第1回（令和2年11月6日）

- 今後の検討会の進め方について
- 意見交換

■ 第2回（令和2年11月17日）

■ 第3回（令和2年12月11日）

- 関係団体からのヒアリング

【ワーキンググループ（WG）開催】

- 3つのテーマ毎にWGを開催
- 各4回程度（令和2年12月～令和3年3月）
- ・各テーマに沿って論点整理
- ・WGとしての論点のとりまとめ

検討状況を
適宜報告

■ 第4回（令和3年3月上旬頃）

- ※ ヒアリングでの意見やWGの検討状況を踏まえ、適宜開催

■ 第5回以降（令和3年4月～）

- ヒアリング等で出された意見の整理
- WGで整理された論点に沿って意見交換

※ 令和3年6月頃を目途に報告書を取りまとめ予定。
障害者雇用分科会、障害者部会へ報告。

今後の検討に向けた論点整理

1. 雇用率制度の在り方について

- ① 法定雇用率の引上げに関する検討について
 - ・ 今後の雇用率見直し時において、法定雇用率を計算式の結果に基づき設定した上で、企業の障害者雇用状況や行政の支援状況等を勘案して、障害者雇用の質を確保する観点から必要と考えられる場合に、当該法定雇用率までの引上げを段階的に行うように運用することとし、その場合の具体的な引上げ幅や引上げ時期について当分科会で議論することが適当である。
 - ・ 計算式の分子（雇用されている障害者）における就労継続支援 A 型事業所の雇用者の評価や、精神障害者の短時間労働者に係る雇用率のカウント（暫定措置として 1 カウントとして算定）の取扱い等に係る論点が挙げられている。
- ② 雇用率制度における就労継続支援 A 型事業所の利用者の評価について【備考：雇用福祉連携 PT】
 - ・ 障害者雇用率の設定のための計算式における就労継続支援 A 型事業所の利用者の取扱いをどうすべきか。
- ③ 精神障害者に関する雇用率のカウントについて【備考：JEED 調査】
 - ・ 精神障害者については令和 4 年度末まで短時間労働者について 1 カウントとされているが、この特例について令和 5 年度以降どのようにするか。
 - ・ 身体・知的障害者と異なり「重度」といった取扱いがない精神障害者について、等級に応じて、雇用率制度におけるカウントを上積みする等は考えられるか。また、その他の評価の方法はあるか。
- ④ 対象障害者の範囲について【備考：JEED 調査】
 - ◇ 手帳を所持しない者の取扱いについて
 - ・ 精神通院医療の自立支援医療受給者証や指定難病の医療受給者証の交付者等の取扱いをどう考えるか。
 - ・ 手帳不所持者について、就労困難性を客観的に評価することについてどう考えるか。
 - ・ 諸外国の状況も踏まえ、どのように考えるか。
 - ◇ 短時間勤務者の取扱いについて
 - ・ 短時間勤務者については特例給付金制度を創設したところ、週 20 時間未満の短時間勤務者の取扱いについて、更にどのように考えるか。
- ⑤ 中高年齢層等、長期継続雇用の評価について
 - ・ 中高年齢層等の長期継続雇用されている障害者についての雇用率制度におけるカウントを上積みする等は考えられるか。また、雇用率におけるカウントのほか、評価の方法はあるか。

- ・ 高齢者の活躍の促進や定着の促進、あるいは加齢による体力の低下等に応じた配慮を行う観点も踏まえつつ、企業における中高年齢層の障害者の適切なアセスメントとキャリア形成についてどのように考えるか。

⑥ 除外率制度について【備考：JEED 調査】

- ・ 除外率設定業種における障害者雇用の進展状況等を踏まえ、除外率の廃止又は縮小についてどう考えるか。

2. 納付金制度の在り方について

- ① 中小企業に対する障害者雇用調整金及び障害者納付金制度の適用範囲の拡大について
- ・ 障害者雇用調整金及び障害者納付金制度は 100 人超の企業に適用されているが、これを拡大すべきかどうか。
 - ・ 拡大する場合、範囲はどうするか。納付金の額の猶予等は必要か。中小企業における障害者の受入れ体制の整備や、支援機関等の中小企業に対する支援体制をどのように考えるか。
- ② 大企業及び就労継続支援 A 型事業所に対する障害者雇用調整金の在り方
- ・ 現行、多数の障害者を雇用している企業に上限なく調整金が支出されているが、経済的負担を調整するという制度の趣旨の観点からどう考えるか。支給上限額等の設定は考えられるか。
 - ・ 障害者雇用調整金の支給に当たっては一般企業における雇用者か就労継続支援 A 型事業所における雇用者かの区別はしていないが、就労継続支援 A 型事業所の取扱いをどう考えるか。障害福祉サービスの報酬との関係をどう考えるか。
- ③ 障害者雇用納付金財政の調整機能について
- ・ 給付金制度の財政運営の安定化に向け、障害者雇用調整金の支出についてどう考えるか。単年度収支が赤字になった場合に赤字額の程度に応じて翌年度以降の調整金の額を減額させる仕組み等の導入についてどう考えるか。

3. その他

- ① 雇用の質の向上について
- ・ 雇用におけるソーシャルインクルージョンの促進についてどのように考えるか。
 - ・ 障害者が働きがいをもてる環境設定についてどのように考えるか。
 - ・ 合理的配慮の促進や、障害者のキャリア形成についてどのように考えるか。(再掲)
- ② 自宅や就労施設等での障害者の就業機会の確保について【備考：雇用福祉連携 PT】
- ・ 通勤等に困難を抱える障害者や、就労施設等における障害者の就業機会の確保のためのさらなる支援の在り方をどう考えるか。

- ・ 障害者雇用率制度が直接雇用を基本としていることや、一般就労への移行を促進することが重要であることを踏まえつつ、支援の方法をどのように考えるか。
- ・ 一般雇用への転換を進めるとともに、通勤等に困難を抱える障害者の就業機会を確保するため、在宅就業障害者支援制度について、施設外就労の形で業務を発注する場合の在宅就業障害者特例調整金等の額の上乗せや、施設外就労の場合等には算定基礎を発注額とすること、一般雇用への転換に積極的な在宅就業支援団体に対する助成措置の創設等の見直しは考えられるか。

③ 障害者の就労支援全体の在るべき（目指すべき）姿、地域の就労支援機関の連携の強化について【備考：雇用福祉連携 PT】

- ・ 就労能力や適性を客観的に評価し、可視化していく手法についてどのように考えるか。
- ・ 就労支援機関の役割関係が不明確であったり、支援内容に重複感はないか。これを踏まえ、就労支援機関の在り方や専門的な支援人材の役割をどのように整理するか。
- ・ 福祉・雇用にまたがった支援を行う専門的な人材の在り方及び育成についてどう考えるか。

④ 教育との連携、雇用・年金・福祉等の諸制度間の連携について【備考：雇用福祉連携 PT】

- ・ 諸制度間の連携を図り、資源を組み合わせ有効活用していくようなシームレスな支援についてどのように考えていくか。
- ・ 特別支援学校等から就労への支援の方策をどう考えるか。
- ・ 高等教育段階の学生の就労支援をどのように考えるか。
- ・ 在職者の能力開発やオンラインによる訓練を含め、人材開発施策との連携をどのように考えるか。
- ・ 障害を有する者の勤労・就労意欲が増進し、また、減退しないことを主眼に置いた上で、制度間の連続性をどのように確保するか。

⑤ 通勤支援、職場における支援の検討について【備考：雇用福祉連携 PT】

- ・ 本年 10 月から実施する雇用施策と福祉施策の連携による新たな連携による取組の実施状況を踏まえ、今後の重度身体障害者等に対する通勤支援や職場等の支援の在り方についてどう考えるか。
- ・ 障害の程度にかかわらず、職場介助者や手話通訳者の派遣等を含めた職場等における支援の在り方についてどのように考えるか。

⑥ 中小企業における障害者雇用の促進について

- ・ 認定制度を更に発展させていくための方策についてどのように考えるか。
- ・ 採用段階における適切なマッチングや、環境整備に対する支援についてどのように考えるか。
- ・ 事業協同組合等算定特例のより効果的な在り方についてどのように考えるか。

- ・ 中小企業に対する障害者雇用調整金及び障害者納付金制度の適用範囲の拡大についてどのように考えるか。(再掲)
 - ・ フルタイムの労働者を新たに雇用する分の業務量が見つからないとしている中小企業や、実際に採用して共に働くイメージが十分につかめていない中小企業の観点から、短時間勤務者の取扱いについてどのように考えるか。(再掲)
- ⑦ 多様な就労ニーズへの対応について【備考：雇用福祉連携 PT】
- ・ 医療面や生活面の支援が必要な重度障害や、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病のある方、高齢障害者についても就労支援ニーズが増大する中で、障害者就労を支える人材その他資源が質・量ともに限定的であることについてどう考えるか。
 - ・ 障害者について、これまで就職や職場定着に重点が置かれてきたところ、中長期的なキャリア形成のニーズが増大していることについてどう考えるか。
 - ・ 在宅就労・テレワーク・短時間勤務や雇用以外の働き方等の多様な働き方のニーズが増大していることについてどう考えるか。
 - ・ 技術革新の進展や新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインの就労支援・訓練や業務創出・テレワーク等のニーズが増大していることについてどう考えるか。
- ⑧ 差別禁止及び合理的配慮の提供の実施状況の把握について【備考：JEED 調査】
- ・ 差別禁止及び合理的配慮の提供の実施状況はどうなっているか。
 - ・ 実施状況を踏まえて更なる実施を進めるためどのような方策をとるべきか。
- ⑨ 短時間勤務制度の措置の検討について【備考：JEED 調査】
- ・ 合理的配慮としての短時間勤務の措置がどのようになされており、どのような効果をあげているか。
 - ・ 上記を踏まえ、短時間勤務についてどのように対応すべきか。
- ⑩ 公務部門における障害者雇用の促進について
- ・ 公務部門における障害者雇用の質を高めていく方策をどのように考えるか。
 - ・ 教育委員会を含む地方公共団体における障害者雇用に より一層進めていくための方策をどのように考えるか。

ワーキンググループの開催について

1. 概要

検討会での議論を円滑に進めるため、下記2のテーマについて、検討会の下にワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催し、論点整理など、集中的に検討を実施。

2. 検討テーマ

(1) 障害者の就労能力等の評価の在り方について

雇用・福祉施策の双方において利活用できる共通のプラットフォームとしての就労能力や適性の評価の仕組みの創設や一人一人の就労に向けた支援計画の共有化などについて検討

(2) 障害者就労を支える人材の育成・確保について

雇用・福祉施策を跨がる横断的なものとして、求められる役割・スキルの変化に対応した統一的なカリキュラムの作成や共通の人材育成の仕組みの構築などについて検討

(3) 障害者の就労支援体系の在り方について

雇用・福祉施策双方において効果的な支援を展開していくため、就労系障害福祉サービスと他の就労支援機関の役割関係を整理し、現行の制度下で展開されている支援の枠組みの再編も視野に、それぞれの在り方などについて検討

3. WG 参集者

各WGの参集者については、別紙のとおり。

※ 検討会構成員のうち座長が指名する者が、各WGにおける議論の中心的な役割を担う者として参画。また、実務経験に長けた者等に専門アドバイザーとして出席依頼。

※ 検討会構成員については、座長の指名如何に関わらず、各WGでの検討にオブザーバーとして参加可能（任意）

4. その他

- ・ 令和2年度内に4回程度開催し、WGとして各テーマの論点を取りまとめ、検討会に報告。
- ・ WGの運営は、検討会のそれと同様に実施。

障害者の就労能力等の評価の在り方に関する ワーキンググループ（第1WG）参集者

○ 検討会構成員のうち座長が指名する者

くらち のぶあき
倉知 延章 九州産業大学人間科学部 教授（第1WG主査）

○ 専門アドバイザーとして出席

あいざわ きんいち
相澤 欽一 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 宮城障害者職業センター主幹障害者職業カウンセラー

いなば けんたろう
稲葉 健太郎 名古屋市総合リハビリテーションセンター自立支援部 就労支援課長

おおはま あきら
大濱 徹 パーソルチャレンジ株式会社コーポレート本部経営企画部ゼネラルマネージャー

かなづか たかし
金塚 たかし NPO法人大阪精神障害者就労支援ネットワーク（JSN）副理事・統括施設長

くわはら たかとし
桑原 隆俊 全国社会就労センター協議会 制度・政策・予算対策委員長

なかお あやか
中尾 文香 特定非営利活動法人ディーセントワーク・ラボ 代表理事

ながの ひとみ
永野 仁美 上智大学法学部 教授

まえはら かずあき
前原 和明 秋田大学教育文化学部 准教授

よこくら ひさし
横倉 久 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 上席総括研究員（兼） 情報・支援部長

川崎市健康福祉局障害保健福祉部 障害者雇用・就労推進課

鳴門市地域自立支援協議会 就労支援部会（鳴門市役所）

障害者就労を支える人材の育成・確保に関する ワーキンググループ（第2WG）参集者

○ 検討会構成員のうち座長が指名する者

はせがわ たまこ
長谷川 珠子 福島大学行政政策学類 准教授（第2WG主査）

○ 専門アドバイザーとして出席

おがた なおひこ
緒方 直彦 東京都立町田の丘学園 統括校長

おがわ ひろし
小川 浩 大妻女子大学人間関係学部 教授

こんの まさひこ
今野 雅彦 株式会社ベネッセビジネスメイトグループ雇用推進本部 特命担当部長

さとう まさみ
佐藤 正美 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業リハビリテーション部 研修課長

すずき おさむ
鈴木 修 特定非営利活動法人くらしえん・しごとえん 代表理事

たかや さふみ
高谷 さふみ 社会福祉法人釧路のぞみ協会自立センター くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センター ぷれん センター長

たがわ せいじ
田川 精二 くすの木クリニック院長／NPO 法人大阪精神障害者就労支援ネットワーク（JSN） 理事長

はせがわ あつみ
長谷川 敦弥 株式会社 LITALICO 代表取締役社長

まつむら ひろし
松村 浩 全国社会就労センター協議会 副会長

ふかみず きよし
深水 清志 ビーアシスト株式会社 人財開発部長

わかばやし いさお
若林 功 常磐大学人間科学部 准教授

障害者の就労支援体系の在り方に関する ワーキンググループ（第3WG）参集者

○ 検討会構成員のうち座長が指名する者

きくち よしみ
菊池 馨実 早稲田大学法学学術院 教授（第3WG主査）

しんぼ さとこ
眞保 智子 法政大学現代福祉学部 教授

○ 専門アドバイザーとして出席

あべ かずひこ
阿部 一彦 社会福祉法人日本身体障害者団体連合会 会長

あみや ゆうじ
網屋 裕二 第一生命チャレンジド株式会社常務取締役（一般社団法人障害者雇用企業支援協会 監事）

いしがき ゆきこ
石崎 由希子 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 准教授

おかだ てつや
岡田 哲也 二松學舎大学教職課程センター 教授

おばた やすひろ
小幡 恭弘 公益社団法人全国精神保健福祉会 事務局長

かのう よしふみ
叶 義文 全国社会就労センター協議会 副会長

くぼてら かずお
久保寺 一男 NPO 法人就労継続支援A型事業所全国協議会 理事長

くどう しょういち
工藤 正一 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合会 総合相談室長

さかい だいすけ
酒井 大介 全国就労移行支援事業所連絡協議会 会長

すずき みずや
鈴木 瑞哉 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構東京障害者職業センター所長

ふじお けんじ
藤尾 健二 NPO 法人ワークス未来千葉 千葉障害者就業支援キャリアセンター長

またむら あおい
又村 あおい 一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事・事務局長

まつした のぼる
松下 昇 愛知労働局名古屋中公共職業安定所主任就職促進指導官

よこほり まさる
横堀 大 クリーンリース株式会社専務取締役

ワーキンググループ開催日程（予定）

○ 障害者の就労能力等の評価の在り方に関するワーキンググループ（第1WG）

第1回：令和2年12月21日（月）17:00～19:00

第2回：令和3年1月29日（金）10:00～12:00

第3回：令和3年2月18日（木）13:00～15:00

第4回：令和3年3月17日（水）13:00～15:00

○ 障害者就労を支える人材の育成・確保に関するワーキンググループ（第2WG）

第1回：令和2年12月22日（火）13:00～15:00

第2回：令和3年1月21日（木）10:00～12:00

第3回：令和3年2月18日（木）15:30～17:30

第4回：令和3年3月26日（金）10:00～12:00

○ 障害者の就労支援体系の在り方に関するワーキンググループ（第3WG）

第1回：令和2年12月25日（金）15:00～17:00

第2回：令和3年2月9日（火）15:00～17:00

第3回：令和3年2月25日（木）13:00～15:00

第4回：令和3年3月22日（月）15:00～17:00

※ 現時点の予定であり、今後変更する可能性もある

第1WGにおける論点等（案）

1. 就労能力や適性の評価（以下「アセスメント」という。）に係る現状の課題
- 支援の利用に当たって、その判断が現場に任せられているのではないか。
 - そのため、障害者の就労能力や一般就労の可能性について、障害者本人や障害者を支援する者が十分に把握できておらず、適切な支援等に繋がられていない場合もあるのではないか。

2. 論点

(1) アセスメントの位置づけ

- アセスメントが適切に行われるため、その目的をどう考えるか（障害者本人のニーズの実現、障害者本人にとって最もふさわしい支援の選択等）
- 「福祉」から「雇用」（又は「雇用」から「福祉」）における切れ目ない支援の実現に向けてどう活用するか。
- 標準的なツールの必要性についてどう考えるか。
- 対象者の範囲をどう考えるか。

(2) アセスメントの結果を活用する場面について

- 福祉の現場での活用についてどう考えるか。
- 雇用の現場での活用についてどう考えるか。
- 教育等の現場での活用についてどう考えるか。
- その他、活用する場面が考えられるか。

(3) アセスメントの実施主体について

- 全国での実施の必要性を踏まえ実施体制をどう構築するか。
- アセスメントの質をどう担保するか。

(4) アセスメントするに当たっての留意点について

- 目的を実現する上でどのような点に留意すべきか。

第2WGにおける論点等（案）

1. 障害者就労を支える人材の育成・確保に係る現状の課題

- 雇用、福祉それぞれの現場に携わる人材について、双方の分野に係る知識・スキルを十分に有していない場合が多く、「福祉」から「雇用」（又は「雇用」から「福祉」）における切れ目ない支援が行われにくいのではないか。
- 精神・発達障害者、重度障害者等に対する支援のニーズ、中長期的なキャリア形成のニーズ、テレワーク等の多様な働き方のニーズが増大するなど、就労支援のニーズが多様化しているが、これに対応できる人材が質・量ともに不足しているのではないか。

2. 論点

- (1) 課題に対して求められる人材育成について
 - 雇用、福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルの付与が必要ではないか（現行の就業支援基礎研修との再整理が必要ではないか）。
 - 分野横断的な基本的知識・スキルとして求められるものは何か。
 - 専門人材の高度化に向けた階層的な人材育成についてどう考えるか。
- (2) 人材育成の対象について
 - 雇用、福祉横断的な基礎的知識・スキルを付与する場合、その対象範囲をどう考えるか。
 - 悉皆的な受講等の仕組みをどう考えるか。
 - 専門人材の範囲をどう考えるか。
- (3) 人材育成の実施主体について
 - それぞれの人材育成について実施主体はどこが担うのか。
 - 官民の役割分担をどう考えるか。
 - 研修の質の担保をどう考えるか。
- (4) 人材育成・確保の留意点について
 - 雇用、福祉の人材の役割分担をどのように考えるか。

第3WGにおける論点等（案）

1. 障害者の就労支援体系に係る現状の課題

- 雇用施策と福祉施策とでは、制度の成り立ちや行政の仕組み、財源等の体系が異なることから、運用がどうしても縦割りになりやすい。
- このため、両者で十分な対応が出来ていない部分や両者の支援内容に重複が見られる部分など、その体系の見直しを含め、更なる連携が必要な部分があるのではないか。
- また、教育などの関連施策や人材開発施策との連携においても、更なる対応が必要な部分があるのではないか。

2. 論点

(1) 障害者の就労支援体系に係る現状認識について

- 検討会や関係団体からのヒアリングで出されたい意見について、どう考えるか。

(2) 障害者の就労支援体系に係る課題について

- 現行の支援体系が雇用施策と福祉施策に分かれていることにより生じる弊害として、どのようなものがあるか。
- 就労支援における雇用・福祉施策の役割分担について、どう考えるか。
- このほか、雇用・福祉施策それぞれが抱える課題として、どのようなものがあるか。

(3) 新しい就労支援ニーズへの対応について

- 次に掲げる新しい就労支援ニーズについて、現行の支援体系において十分に対応が出来ていない課題として、どのようなものがあるか。
 - ① 20時間未満の短時間雇用、民間企業以外への就職、雇用関係以外の働き方などへの就労支援ニーズ
 - ② 高齢障害者の就労支援ニーズ
 - ③ 在職者のキャリアアップニーズ
- 今後、障害者就労の場面において新たに支援の必要性が出てくることとして、どのようなものが考えられるか。

(4) 他分野との連携について

- 教育などの他分野との連携や役割分担について、実際の就労支援場面において生じている課題として、どのようなものがあるか。
- 雇用・福祉施策以外の他分野の制度について、障害者が就労するに当たって支障を来している具体的な事例はあるか。

Press Release

令和3年1月15日

【照会先】

職業安定局

障害者雇用対策課

課 長 小野寺 徳子

主任障害者雇用専門官 戸ヶ崎 文泰

(代表電話) 03-5253-1111 (内線) 5650、5868

(直通電話) 03-3502-6775

令和2年 障害者雇用状況の集計結果

厚生労働省では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、令和2年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業>（法定雇用率2.2%）

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

- ・雇用障害者数は57万8,292.0人、対前年3.2%（1万7,683.5人）増加
- ・実雇用率2.15%、対前年比0.04ポイント上昇

○法定雇用率達成企業の割合は48.6%（前年比0.6ポイント上昇）

<公的機関>（同2.5%、都道府県などの教育委員会は2.4%）※（ ）は前年の値

○雇用障害者数はいずれも対前年で上回る。

- ・ 国 : 雇用障害者数9,336.0人（7,577.0人）、実雇用率 2.83%
(2.31%)
- ・ 都 道 府 県 : 雇用障害者数9,699.5人（9,033.0人）、実雇用率 2.73%
(2.61%)
- ・ 市 町 村 : 雇用障害者数 3万1,424.0人（2万8,978.0人）、実雇用率2.41%
(2.41%)
- ・ 教育委員会 : 雇用障害者数 1万4,956.0人（1万3,477.5人）、実雇用率2.05%
(1.89%)

<独立行政法人など>（同2.5%）※（ ）は前年の値

○雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年で上回る。

- ・雇用障害者数1万1,759.5人（1万1,612.0人）、実雇用率 2.64%（2.63%）

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）に雇用されている障害者の数は578,292.0人で、前年より17,683.5人増加（前年比3.2%増）し、17年連続で過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は356,069.0人（対前年比0.5%増）、知的障害者は134,207.0人（同4.5%増）、精神障害者は88,016.0人（同12.7%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、9年連続で過去最高の2.15%（前年は2.11%）、法定雇用率達成企業の割合は48.6%（同48.0%）であった。

[総括表1、グラフ(1)、詳細表1(1)・(4)]

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、45.5～100人未満規模企業で58,350.0人（前年は56,679.5人）、100～300人未満で113,199.0人（同111,128.0人）、300～500人未満で50,824.5人（同49,399.5人）、500～1,000人未満で66,588.0人（同65,439.5人）、1,000人以上で289,330.5人（同277,962.0人）と、全ての企業規模で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、45.5～100人未満で1.74%（前年は1.71%）、100～300人未満で1.99%（同1.97%）、300～500人未満で2.02%（同1.98%）、500～1,000人未満で2.15%（同2.11%）、1,000人以上で2.36%（同2.31%）となった。
なお、民間企業全体の実雇用率2.15%（同2.11%）と比較すると、500～1,000人未満及び1,000人以上規模企業が実雇用率を上回っている。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、45.5～100人未満が45.9%（前年は45.5%）、100～300人未満が52.4%（同52.1%）、300～500人未満が44.1%（同43.9%）、500～1,000人未満が46.7%（同43.9%）、1,000人以上が60.0%（同54.6%）となり、全ての規模の区分で前年より増加した。

[グラフ(2)・(3)、詳細表1(2)]

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」以外の全ての業種で前年よりも増加した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「医療、福祉」（2.78%）、「農、林、漁業」（2.33%）「生活関連サービス業、娯楽業」（2.33%）、「電気・ガス・熱供給・水道業」（2.31%）、「運輸業、郵便業」（2.23%）が法定雇用率を上回っている。

[グラフ(4)・(5)、詳細表1(3)]

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和2年の法定雇用率未達成企業は52,742社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、65.6%と過半数を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）は30,542社であり、未達成企業に占める割合は、57.9%となっている。

〔詳細表1(5)〕

○ 特例子会社の状況

- ・ 令和2年6月1日現在で特例子会社（※）の認定を受けている企業は542社（前年より25社増）で、雇用されている障害者の数は、38,918.5人（前年は36,774.5人）であった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は11,573.0人（同11,939.5人）、知的障害者は20,552.5人（同18,885.5人）、精神障害者は6,793.0人（同5,949.5人）であった。

※親会社の実雇用率に算入できる、障害者の雇用に特別の配慮をした子会社

〔詳細表1(7)〕

2 公的機関における在職状況

(1) 国の機関（法定雇用率2.5%）

国の機関に在職している障害者の数は9,336.0人で、前年より23.2%（1,759.0人）増加しており、実雇用率は2.83%と、前年に比べ0.52ポイント上昇した。

国の機関は45機関中44機関で達成。

〔総括表2(1)、詳細表2(1)、4(1)〕

(2) 都道府県の機関（法定雇用率2.5%）

都道府県の機関に在職している障害者の数は9,699.5人で、前年より7.4%（666.5人）増加しており、実雇用率は2.73%と、前年に比べ0.12ポイント上昇した。

知事部局は47機関中42機関が達成、知事部局以外は112機関中100機関が達成。

〔総括表2(2)、詳細表2(2)、4(2)・(3)〕

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.5%）

市町村の機関に在職している障害者の数は31,424.0人で、前年より8.4%（2,446.0人）増加しており、実雇用率は2.41%と、前年と同様であった。

2,465機関中1,741機関が達成。

〔総括表2(3)、詳細表2(3)〕

(4) 都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.4%）

都道府県等の教育委員会に在職している障害者の数は14,956.0人で、前年より11.0%（1,478.5人）増加しており、実雇用率は2.05%（都道府県教育委員会は2.06%、市町村教育委員会は2.00%）と、前年に比べ0.16ポイント上昇した。

都道府県教育委員会は47機関中15機関が達成、市町村教育委員会は54機関中24機関が達成。

〔総括表2(4)、詳細表2(4)、4(4)〕

3 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等(法定雇用率2.5%)に雇用されている障害者の数は11,759.5人で、前年より1.3%(147.5人)増加しており、実雇用率は2.64%と、前年に比べ0.01ポイント上昇した。

独立行政法人等(国立大学法人等を除く)は91法人中82法人が達成、国立大学法人等は89法人中70法人が達成、地方独立行政法人等は174法人中127法人が達成。

[総括表3、詳細表3、4(5)]

総括表

令和2年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	26,866,997.0 人	578,292.0 人	2.15 %	49,956 / 102,698	48.6 %
	(26,585,858.0 人)	[479,989 人] (560,608.5 人)	(2.11 %)	(48,898 / 101,889)	(48.0 %)

※[]内は実人員。以下同じ。

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	329,929.5 人	9,336.0 人	2.83 %	44 / 45	97.8 %
	(328,132.5 人)	[7,807 人] (7,577.0 人)	(2.31 %)	(27 / 44)	(61.4 %)
行政機関	300,586.5 人	8,563.0 人	2.85 %	36 / 36	100.0 %
	(299,324.5 人)	[7,223 人] (7,184.0 人)	(2.40 %)	(22 / 35)	(62.9 %)
立法機関	3,933.0 人	109.5 人	2.78 %	5 / 5	100.0 %
	(3,688.0 人)	[83 人] (101.0 人)	(2.74 %)	(5 / 5)	(100.0 %)
司法機関	25,410.0 人	663.5 人	2.61 %	3 / 4	75.0 %
	(25,120.0 人)	[501 人] (292.0 人)	(1.16 %)	(0 / 4)	(0.0 %)

※司法機関のうち未達成であった1機関は、令和2年12月31日までに達成済み。

(2) 都道府県の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	355,407.5 人	9,699.5 人	2.73 %	142 / 159	89.3 %
	(345,606.0 人)	[7,465 人] (9,033.0 人)	(2.61 %)	(122 / 158)	(77.2 %)
都道府県知事部局	277,904.5 人	7,634.5 人	2.75 %	42 / 47	89.4 %
	(270,714.0 人)	[5,773 人] (7,118.0 人)	(2.63 %)	(33 / 47)	(70.2 %)
その他の都道府県機関	77,503.0 人	2,065.0 人	2.66 %	100 / 112	89.3 %
	(74,892.0 人)	[1,692 人] (1,915.0 人)	(2.56 %)	(89 / 111)	(80.2 %)

※都道府県知事部局のうち未達成であった機関のうち2機関は、令和2年12月31日までに達成済み。
 ※その他の都道府県機関のうち未達成であった機関のうち3機関は、令和2年12月31日までに達成済み。

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	1,301,788.5 人 (1,200,580.0 人)	31,424.0 人 [24,036 人] (28,978.0 人)	2.41 % (2.41 %)	1,741 / 2,465 (1,766 / 2,441)	70.6 % (72.3 %)

※市町村の機関のうち未達成であった機関のうちの106機関は令和2年12月31日までに達成済み(1月1日付けで採用が確定していることが明確な者を含む)。

(4) 都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.4%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	729,491.0 人 (714,968.5 人)	14,956.0 人 [11,390 人] (13,477.5 人)	2.05 % (1.89 %)	39 / 101 (38 / 100)	38.6 % (38.0 %)
都道府県教育委員会	639,291.0 人 (630,655.0 人)	13,156.0 人 [9,968 人] (11,770.0 人)	2.06 % (1.87 %)	15 / 47 (6 / 47)	31.9 % (12.8 %)
市町村教育委員会	90,200.0 人 (84,313.5 人)	1,800.0 人 [1,422 人] (1,707.5 人)	2.00 % (2.03 %)	24 / 54 (32 / 53)	44.4 % (60.4 %)

※都道府県教育委員会のうち未達成であった機関のうちの2機関は令和2年12月31日までに達成済み。

※市町村教育委員会のうち未達成であった機関のうちの6機関は、令和2年12月31日までに達成済み(1月1日付けで採用が確定していることが明確な者を含む)。

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	446,151.0 人 (440,944.0 人)	11,759.5 人 [9,046 人] (11,612.0 人)	2.64 % (2.63 %)	279 / 354 (282 / 352)	78.8 % (80.1 %)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	215,025.0 人 (212,384.0 人)	5,955.0 人 [4,638 人] (5,878.5 人)	2.77 % (2.77 %)	82 / 91 (83 / 91)	90.1 % (91.2 %)
国立大学法人等	148,949.5 人 (148,053.0 人)	3,803.5 人 [2,836 人] (3,757.5 人)	2.55 % (2.54 %)	70 / 89 (72 / 90)	78.7 % (80.0 %)
地方独立行政法人等	82,176.5 人 (80,507.0 人)	2,001.0 人 [1,572 人] (1,976.0 人)	2.44 % (2.45 %)	127 / 174 (127 / 171)	73.0 % (74.3 %)

※独立行政法人等のうち未達成であった機関のうちの5機関は、令和2年12月31日までに達成済み。

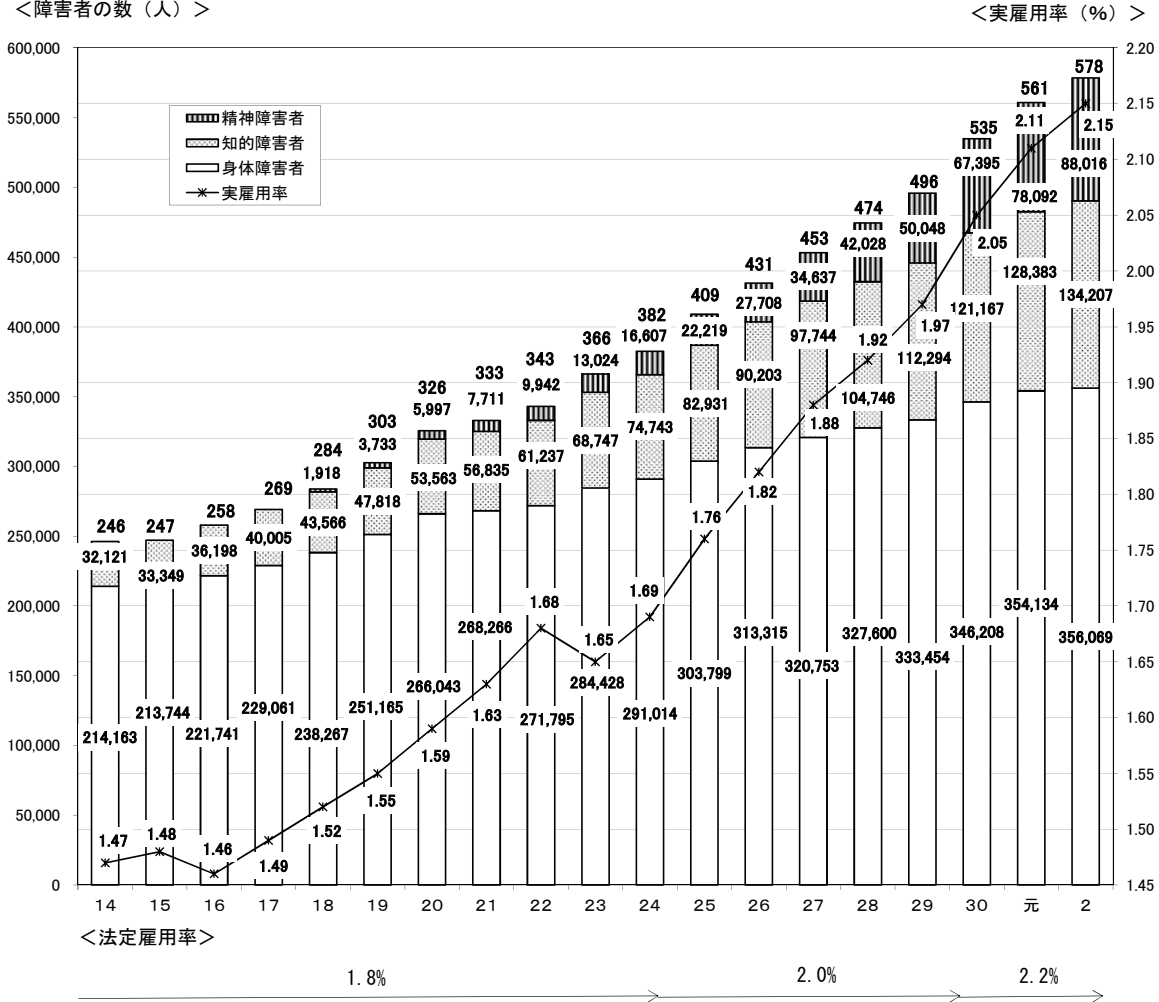
※国立大学法人等のうち未達成であった機関のうちの8機関は、令和2年12月31日までに達成済み。

※地方独立行政法人等のうち未達成であった機関のうちの18機関は、令和2年12月31日までに達成済み(1月1日付けで採用が確定していることが明確な者を含む)。

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。
① 平成29年6月2日以降に採用された者であること
② 平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 4 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、令和元年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。
- 7 特例承認・特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変化等により機関数は変動する。

グラフ 民間企業における障害者の雇用状況

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移
＜障害者の数（人）＞



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年以降は45.5人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

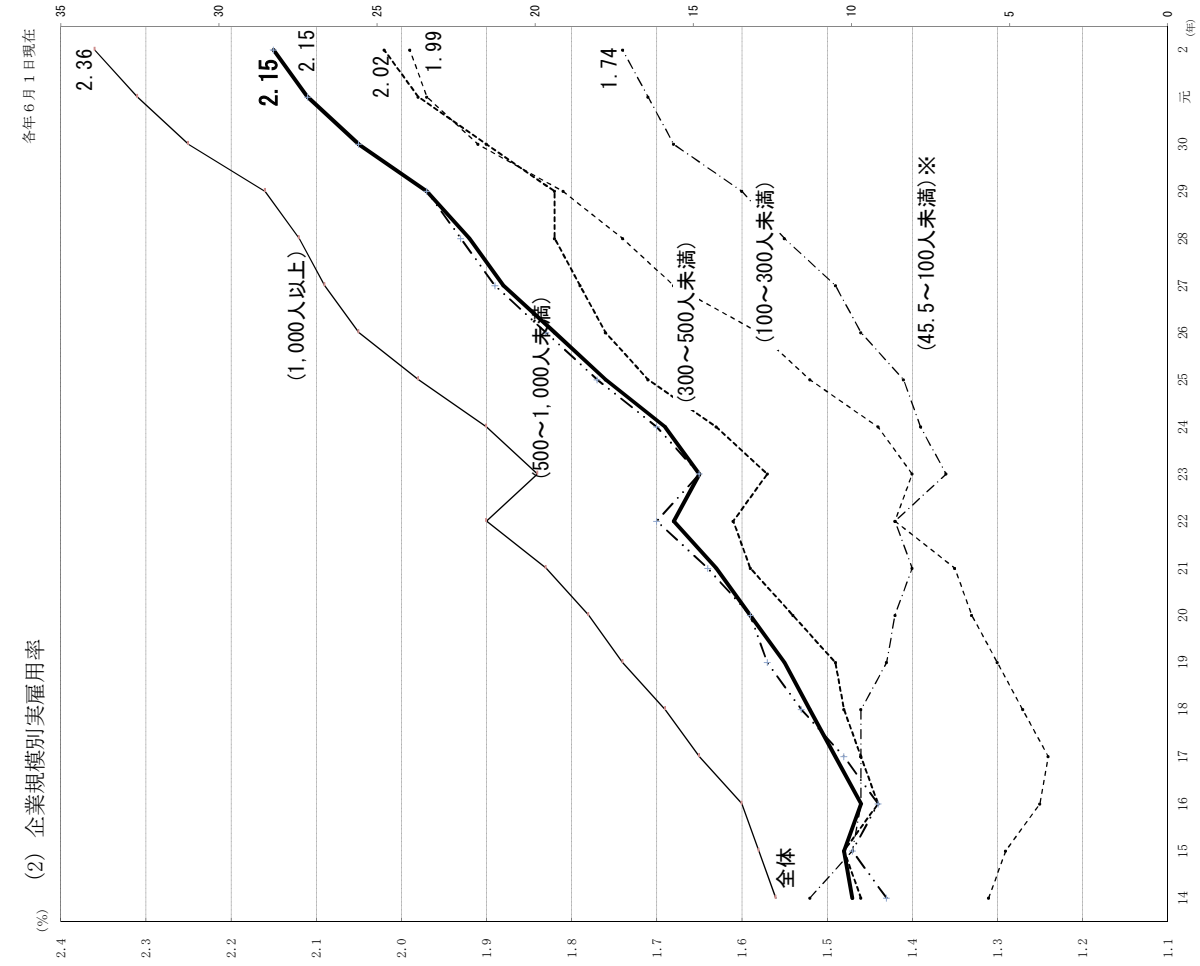
<p>平成17年まで</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 	<p>平成23年以降</p>	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 身体障害者である短時間労働者（身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 知的障害者である短時間労働者（知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 精神障害者である短時間労働者（※）（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
<p>平成18年以降 平成22年まで</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 		

※ 平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

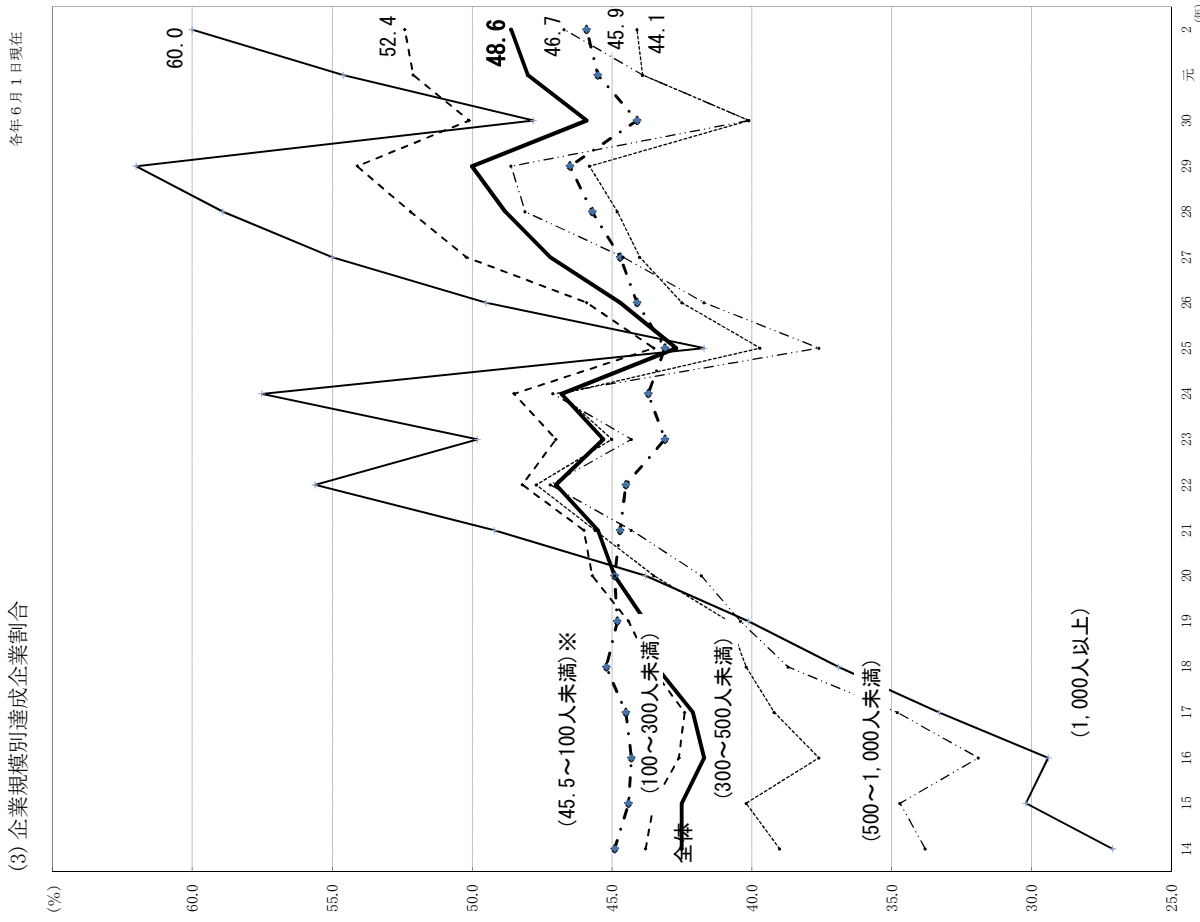
注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月から平成29年までは2.0%、平成30年4月以降は2.2%となっている。

(2) 企業規模別実雇用率



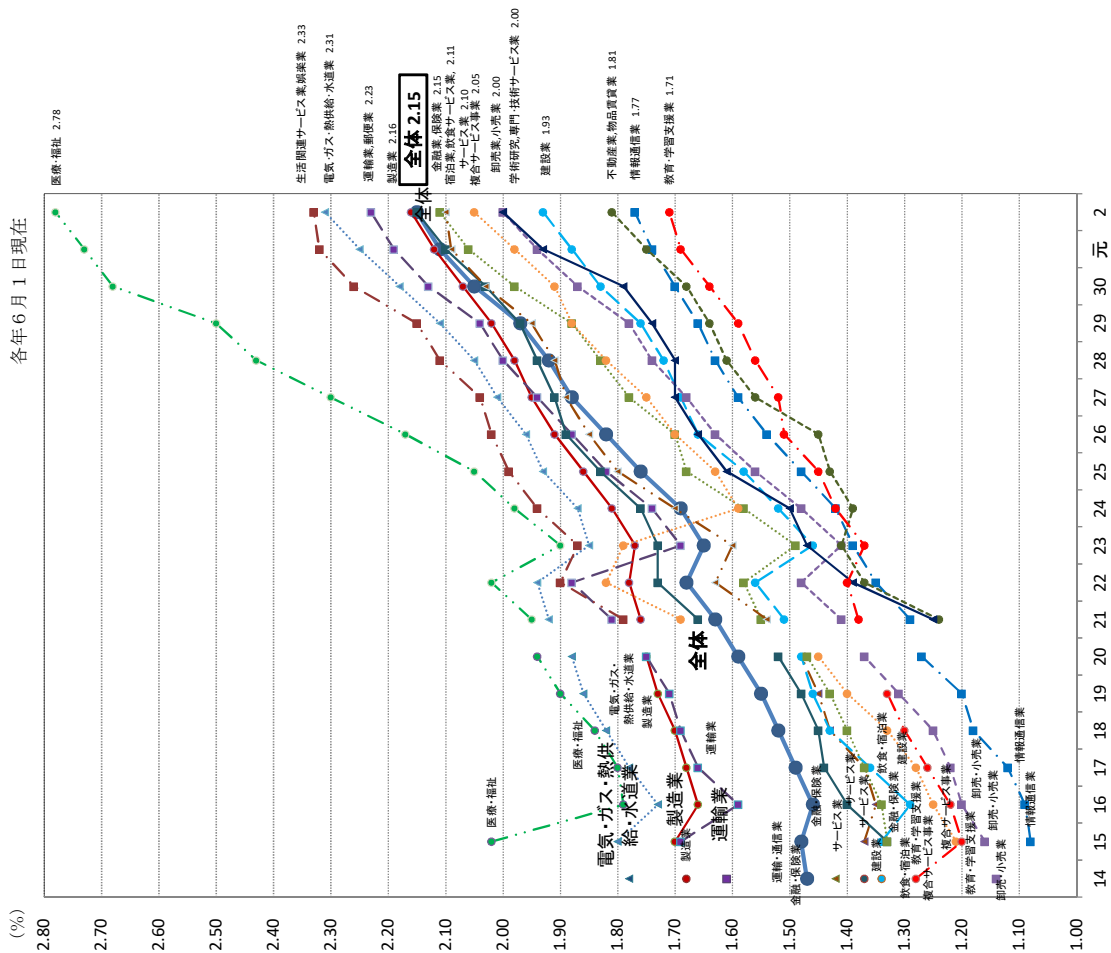
※24年までは50~100人未満
 ※25年から29年までは50~100人未満
 ※30年からは45.5~100人未満

(3) 企業規模別達成企業割合



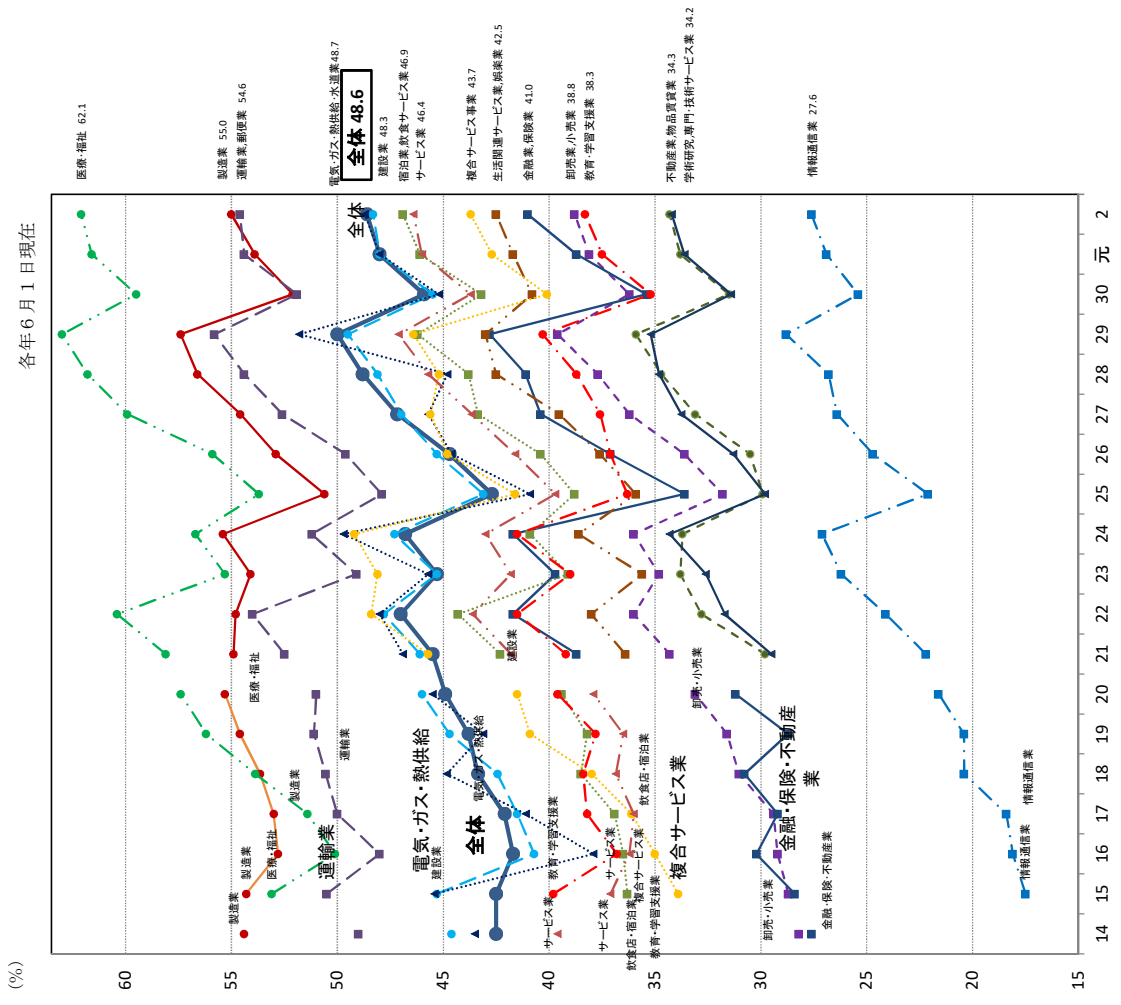
※24年までは56~100人未満
 ※25年から29年までは50~100人未満
 ※30年からは45.5~100人未満

(4)産業別実雇用率



注1 グラフ作成上、労働者数が10万人に満たない農、林、漁業及び鉱業は除いている。
 2 平成15年及び平成21年より産業分類が変更になっている。

(5)産業別達成企業割合



注 (4)の図と同じ。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 2%
 - (45.5人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 5%
 - 〔労働者数40.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5%
- (40.0人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4%
- (42.0人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

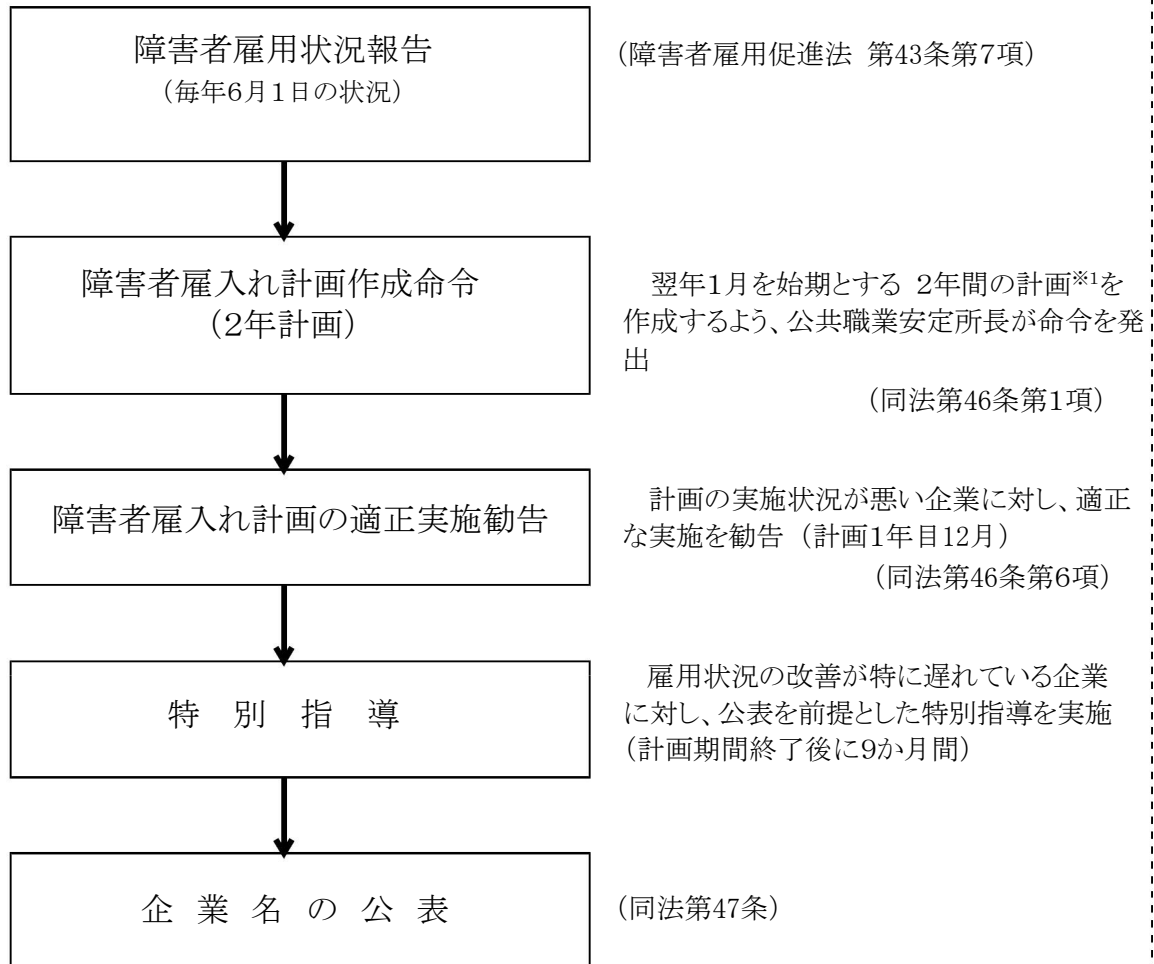
※ ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

- 令和元年度の実績※²
 - *「障害者雇入れ計画作成命令」の发出 0社
 - *障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 0社
 - *「特別指導」の実施 0社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 296社(元年度)
- 企業名の公表
 - 18年度 2社、19年度 1社(再公表)、20年度 4社、
 - 21年度 7社(うち1社は再公表)、22年度 6社(うち2社は再公表)23年度
 - 3社(うち1社は再公表)、24年度 0社、25年度 0社、
 - 26年度 8社、27年度 0社、28年度 2社、29年度 0社、
 - 30年度 0社、元年度 0社

※¹ 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から 2年間に短縮している。

※² 平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があった民間企業への対策として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施している。

詳細表

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数	② 法定雇用障害者数					④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成企業の割合	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5			
民間企業	102,698 (101,889)	26,866,997.0 (26,585,858.0)	17,084 (16,845)	291,126 (278,430)	48,984 (45,159)	578,282.0 (560,608.5)	2.15 (2.11)	企業 49,956 (48,898)	48.6 (48.0)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数		③ 知的障害者の数		④ 精神障害者の数											
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. 計 e,dのうち、(注5)に該当する労働者	g. うち新規雇用分	h. うち新規雇用分										
民間企業	578,282.0 (560,608.5)	101,767 (100,840)	12,679 (12,501)	131,125 (131,503)	17,462 (16,900)	366,089.0 (354,134.0)	25,134.0 (28,337.0)	21,028 (20,537)	4,405 (4,344)	77,885 (73,679)	19,722 (18,572)	134,207.0 (128,383.0)	13,418.5 (14,233.0)	67,801 (59,737)	26,115 (23,198)	14,315 (13,511)	88,016.0 (78,091.5)	19,077.5 (19,445.0)

(1)(1)①表の注

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人とカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
 ① 平成29年6月2日以後に採用された者であること。
 ② 平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
 ① 平成29年6月2日以後に採用された者であること。
 ② 平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和元年6月1日現在の数値である。
 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(1)(1)②表の注

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ④a欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
 ① 平成29年6月2日以後に採用された者であること。
 ② 平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は、令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和元年6月1日現在の数値である。
 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用労働者数の算定基礎となる労働者数		③ 障害者の数				④ 表用率率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規雇用労働者			
規模計	102,698 (101,889)	26,866,997.0 (26,585,858.0)	122,795 (121,377)	17,084 (16,845)	291,126 (278,430)	48,984 (45,159)	57,630.0 (62,015.0)	2.15 (2.11)	49,956 (48,898)	48.6 (48.0)
45.5~ 100人未満	50,544 (50,055)	3,348,466.5 (3,316,709.0)	10,222 (10,237)	3,020 (2,935)	30,097 (28,881)	9,578 (8,779)	6,818.0 (6,927.0)	1.74 (1.71)	23,224 (22,796)	45.9 (45.5)
100~ 300人未満	36,787 (36,578)	5,677,127.5 (5,646,290.5)	21,796 (21,816)	4,806 (4,811)	58,097 (56,463)	13,408 (12,444)	12,718.5 (13,627.5)	1.99 (1.97)	19,274 (19,041)	52.4 (52.1)
300~ 500人未満	7,078 (7,031)	2,511,339.5 (2,492,011.0)	10,560 (10,538)	1,777 (1,682)	25,598 (24,629)	4,659 (4,025)	5,123.5 (5,727.5)	2.02 (1.98)	3,122 (3,087)	44.1 (43.9)
500~ 1000人未満	4,818 (4,820)	3,090,963.5 (3,099,057.0)	14,109 (14,124)	1,895 (1,927)	33,993 (32,903)	4,964 (4,723)	6,926.0 (7,675.5)	2.15 (2.11)	2,252 (2,115)	46.7 (43.9)
1,000人以上	3,471 (3,405)	12,239,100.0 (12,031,730.5)	66,108 (64,662)	5,586 (5,490)	143,341 (135,554)	16,375 (15,188)	26,044.0 (28,057.5)	2.36 (2.31)	2,084 (1,859)	60.0 (54.6)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数				
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者以外の身体障害者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用労働者	g. 重度知的障害者	h. 重度知的障害者である短時間労働者	i. 計 $g \times 2 + h + c + d \times 0.5$	j. うち新規雇用労働者	k. 精神障害者	l. 精神障害者である短時間労働者	m. 計 $k + l + (d - e) \times 0.5$	n. うち新規雇用労働者	
規模計	578,292.0 (560,608.5)	101,767 (100,840)	12,679 (12,501)	131,125 (131,503)	17,462 (16,900)	356,069.0 (354,134.0)	25,134.0 (28,337.0)	4,405 (4,344)	71,885 (73,679)	19,722 (18,572)	67,801 (59,737)	26,115 (23,198)	14,315 (13,511)	88,016.0 (78,091.5)	19,077.5 (19,445.0)
45.5~ 100人未満	58,350.0 (56,679.5)	8,204 (8,122)	2,050 (1,976)	14,261 (14,116)	2,990 (2,886)	34,214.0 (33,779.0)	970 (969)	7,440 (7,334)	7,440 (7,334)	3,832 (3,643)	5,376 (4,696)	5,776 (4,985)	3,020 (2,735)	9,774.0 (8,556.0)	
100~ 300人未満	113,199.0 (111,128.0)	18,160 (18,162)	3,511 (3,557)	27,640 (28,047)	4,828 (4,721)	69,885.0 (70,288.5)	1,295 (1,254)	14,839 (14,208)	5,224 (4,923)	11,981 (10,691)	6,983 (6,317)	6,983 (6,317)	3,637 (3,517)	17,296.0 (15,608.0)	
300~ 500人未満	50,824.5 (49,399.5)	8,972 (8,970)	1,332 (1,258)	12,082 (12,111)	1,703 (1,660)	32,209.5 (32,139.0)	445 (424)	6,546 (6,199)	1,791 (1,578)	5,805 (5,191)	2,330 (1,915)	2,330 (1,915)	1,165 (1,128)	7,552.5 (6,712.5)	
500~ 1000人未満	66,588.0 (65,439.5)	12,180 (12,239)	1,463 (1,475)	15,231 (15,415)	1,867 (1,882)	41,987.5 (42,309.0)	432 (452)	8,235 (8,031)	2,040 (1,925)	8,808 (7,710)	2,776 (2,660)	2,776 (2,660)	1,719 (1,747)	11,055.5 (9,913.5)	
1,000人以上	289,330.5 (277,962.0)	54,251 (53,947)	4,323 (4,235)	61,911 (61,814)	6,074 (5,751)	177,773.0 (175,618.5)	1,263 (1,255)	40,825 (37,907)	6,835 (6,500)	35,831 (31,449)	8,240 (7,321)	8,240 (7,321)	4,774 (4,384)	42,338.0 (37,301.5)	

注 1(1)②の表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数		② 法定雇用労働者数の 増減の基礎となる労働 者数		A. 重度身体 障害者及び 障害者 者数		B. 重度身体 障害者及び 障害者 者数		C. 重度以外 の障害者 者数		D. 重度以外の 障害者 者数		E. 計 F. うち新規雇用 分		④ 実雇用率 E÷B×100		⑤ 法定雇用率連 帯企業の敬 割合		⑥ 法定雇用率 連帯企業の 割合	
	企業	人	企業	人	企業	人	企業	人	企業	人	企業	人	企業	人	企業	人	%	企業	%	企業
産業計	102,688	26,866,997.0	122,795	17,084	291,126	48,984	578,292.0	57,630.0	2.15	49,956	48.6	2.15	49,956	48.6	2.11	48,898	48.0	2.11	48,898	48.0
農、林、漁業	364	41,662.5	181	26	542	80	970.0	112.0	2.33	211	58.0	2.33	211	58.0	2.54	219	60.0	2.54	219	60.0
鉱業、採石業、 砂利採取業	75	11,253.5	48	2	117	4	217.0	12.0	1.93	39	52.0	1.93	39	52.0	1.98	39	54.2	1.98	39	54.2
建設業	4,398	822,754.0	4,160	217	7,179	233	15,857.5	1,166.5	1.93	2,125	48.3	1.93	2,125	48.3	1.88	2,042	48.0	1.88	2,042	48.0
製造業	25,113	7,090,293.5	37,047	1,667	75,760	3,650	153,446.0	10,688.0	2.16	13,801	55.0	2.16	13,801	55.0	2.12	13,613	53.9	2.12	13,613	53.9
電気・ガス・熱供 給・水道業	261	217,474.5	1,301	39	2,358	46	5,022.0	261.0	2.31	127	48.7	2.31	127	48.7	2.25	122	48.0	2.25	122	48.0
情報通信業	5,634	1,597,678.0	7,193	277	13,466	392	28,325.0	3,104.5	1.77	1,554	27.6	1.77	1,554	27.6	1.74	1,473	26.9	1.74	1,473	26.9
運輸業、郵便業	7,379	1,630,362.5	7,617	826	19,242	2,036	36,320.0	3,306.5	2.23	4,032	54.6	2.23	4,032	54.6	2.19	3,989	54.4	2.19	3,989	54.4
卸売業、小売業	15,930	4,318,092.5	15,722	3,109	46,650	10,311	86,358.5	9,268.0	2.00	6,183	38.8	2.00	6,183	38.8	1.94	6,073	38.1	1.94	6,073	38.1
金融業、保険業	1,406	1,154,140.5	6,369	268	11,638	381	24,834.5	2,183.5	2.15	577	41.0	2.15	577	41.0	2.10	545	38.7	2.10	545	38.7
不動産業	1,993	481,518.0	1,858	237	4,517	502	8,721.0	980.0	1.81	684	34.3	1.81	684	34.3	1.75	658	33.8	1.75	658	33.8
物品賃貸業	1,945	466,653.5	1,791	204	4,185	434	8,188.0	1,128.0	1.75	1,122	34.2	1.75	1,122	34.2	1.93	1,065	33.6	1.93	1,065	33.6
学術研究、専 門・技術サービ ス業	3,279	1,168,713.0	5,003	569	12,026	1,533	23,392.5	2,401.5	2.00	1,122	34.2	2.00	1,122	34.2	2.32	1,242	41.7	2.32	1,242	41.7
宿泊業、飲食 サービス業	3,114	802,605.0	2,798	1,028	8,706	3,269	16,964.5	1,837.0	2.11	1,459	46.9	2.11	1,459	46.9	2.06	1,453	46.1	2.06	1,453	46.1
生活関連サー ビス業、娯楽業	2,942	521,018.0	2,251	581	6,325	1,453	12,134.5	1,251.0	2.33	1,251	42.5	2.33	1,251	42.5	2.32	1,242	41.7	2.32	1,242	41.7
教育、学習支援業	2,225	491,507.5	2,044	227	3,890	408	8,409.0	1,028.0	1.71	882	38.3	1.71	882	38.3	1.69	805	37.5	1.69	805	37.5
医療、福祉	17,225	3,000,281.0	13,886	5,375	41,190	18,259	83,466.5	11,626.5	2.78	10,693	62.1	2.78	10,693	62.1	2.73	10,397	61.6	2.73	10,397	61.6
複合サービス業	906	299,335.0	1,404	163	2,975	367	6,129.5	478.5	2.05	396	43.7	2.05	396	43.7	1.98	406	42.7	1.98	406	42.7
サービス業	10,454	3,218,314.0	13,913	2,473	34,545	5,760	67,724.0	7,925.5	2.10	4,850	46.4	2.10	4,850	46.4	2.09	4,757	46.0	2.09	4,757	46.0

注 1 (1)(D)の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数					② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数				
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者以外の身体障害者	c. 重度身体障害者以外の身体障害者	d. 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者	e. 身体障害者である短時間労働者0.5	f. うち、新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者以外の知的障害者	c. 重度知的障害者以外の知的障害者	d. 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者	e. 知的障害者である短時間労働者0.5	f. うち、新規雇用分	a. 重度精神障害者	b. 重度精神障害者以外の精神障害者	c. 重度精神障害者以外の精神障害者	d. 重度精神障害者以外の精神障害者である短時間労働者	e. 精神障害者である短時間労働者	f. うち、新規雇用分		
産業計	578,292.0 (560,605.5)	101,767 (100,840)	12,679 (12,501)	131,125 (131,503)	17,462 (16,900)	356,069.0 (354,134.0)	21,028 (20,537)	4,405 (4,344)	77,885 (73,679)	19,722 (18,572)	134,207.0 (128,383.0)	67,801 (59,737)	26,115 (23,198)	14,315 (13,511)	88,016.0 (78,091.5)	19,077.5 (19,445.0)				
農、林、漁業	970.0 (1,074.0)	124 (122)	14 (16)	250 (269)	36 (33)	530.0 (545.5)	57 (69)	12 (19)	180 (214)	17 (65)	314.5 (403.5)	101 (100)	38 (39)	11 (11)	125.5 (125.0)					
鉱業、採石業、砂利採取業	217.0 (205.0)	46 (47)	2 (1)	100 (98)	3 (4)	195.5 (195.0)	2 (2)	0 (0)	2 (1)	1 (0)	6.5 (5.0)	15 (6)	0 (0)	0 (0)	15.0 (6.0)					
建設業	15,857.5 (15,119.0)	4,009 (3,847)	203 (199)	4,744 (4,660)	191 (191)	13,060.5 (12,648.5)	151 (139)	14 (13)	563 (525)	50 (38)	904.0 (835.0)	1,699 (1,469)	215 (194)	173 (157)	1,893.0 (1,635.5)					
製造業	153,445.0 (150,995.5)	30,766 (30,937)	1,210 (1,203)	36,800 (37,473)	1,677 (1,695)	100,380.5 (101,397.5)	6,281 (6,066)	457 (485)	23,035 (21,850)	1,443 (1,366)	36,775.5 (35,150.0)	14,948 (13,209)	1,707 (1,577)	977 (903)	16,290.0 (14,449.0)					
電気・ガス・熱供給・水道業	5,022.0 (4,852.5)	1,228 (1,196)	37 (28)	1,680 (1,685)	39 (35)	4,192.5 (4,122.5)	73 (66)	2 (2)	248 (218)	4 (3)	398.0 (353.5)	411 (349)	22 (29)	19 (26)	431.5 (376.5)					
情報通信業	28,925.0 (27,161.0)	6,766 (6,673)	263 (265)	6,646 (6,567)	196 (190)	20,639.0 (20,273.0)	497 (397)	14 (11)	889 (838)	41 (42)	1,777.5 (1,664.0)	5,633 (4,894)	463 (463)	288 (269)	6,008.5 (5,236.0)					
運輸業、郵便業	34,920.0 (36,329.0)	6,584 (6,440)	672 (677)	10,703 (10,616)	984 (986)	25,035.0 (24,666.0)	1,033 (1,034)	154 (145)	4,613 (4,481)	668 (578)	7,167.0 (6,683.0)	3,472 (3,002)	743 (743)	454 (413)	4,118.0 (3,580.0)					
卸売業、小売業	86,358.5 (83,835.5)	12,458 (12,368)	2,320 (2,338)	16,347 (16,397)	3,532 (3,449)	45,349.0 (45,195.5)	3,264 (3,213)	789 (778)	16,725 (15,653)	4,510 (4,301)	26,297.0 (25,007.5)	10,572 (9,508)	5,275 (4,792)	3,006 (2,867)	14,715.5 (13,352.5)					
金融業、保険業	24,834.5 (24,380.5)	6,061 (6,073)	259 (250)	7,467 (7,684)	302 (316)	19,999.0 (20,238.0)	308 (284)	9 (9)	1,029 (865)	24 (18)	1,666.0 (1,451.0)	3,013 (2,550)	184 (162)	129 (121)	3,169.5 (2,691.5)					
不動産業、物品賃貸業	8,721.0 (8,188.0)	1,656 (1,605)	214 (183)	2,174 (2,104)	248 (216)	5,824.0 (5,605.0)	202 (186)	23 (21)	999 (931)	126 (119)	1,489.0 (1,383.5)	1,222 (1,038)	250 (211)	122 (112)	1,408.0 (1,198.5)					
学術研究・専門・技術サービス業	23,392.5 (20,095.5)	4,219 (3,683)	437 (438)	5,177 (4,474)	583 (568)	14,343.5 (12,562.0)	784 (659)	132 (87)	2,828 (2,473)	713 (709)	4,884.5 (4,232.5)	3,591 (2,795)	717 (629)	430 (389)	4,164.5 (3,304.0)					
宿泊業、飲食サービス業	16,964.5 (18,139.0)	1,798 (1,951)	637 (682)	2,470 (2,780)	944 (1,044)	7,175.0 (7,892.0)	1,000 (1,048)	391 (471)	4,009 (4,200)	1,854 (1,921)	7,327.0 (7,727.5)	1,547 (1,587)	1,151 (1,147)	680 (718)	2,462.5 (2,515.5)					
生活関連サービス業、娯楽業	12,134.5 (12,395.0)	1,290 (1,357)	390 (378)	1,931 (2,033)	576 (557)	5,189.0 (5,403.5)	961 (996)	191 (158)	2,764 (2,862)	557 (504)	5,155.5 (5,264.0)	1,197 (1,175)	753 (676)	433 (429)	1,790.0 (1,727.5)					
教育・学習支援業	8,409.0 (8,208.5)	1,829 (1,807)	192 (197)	2,059 (2,114)	240 (228)	6,029.0 (6,039.0)	215 (200)	35 (28)	550 (519)	85 (81)	1,057.5 (990.0)	1,041 (979)	323 (238)	240 (165)	1,322.5 (1,180.5)					
医療業、福祉	83,466.5 (79,366.5)	10,873 (10,689)	3,631 (3,635)	15,801 (15,503)	4,496 (4,226)	43,426.0 (42,529.0)	3,013 (3,030)	1,744 (1,708)	10,906 (10,245)	8,013 (7,325)	22,682.5 (21,675.5)	8,633 (7,387)	11,600 (10,006)	5,850 (5,548)	17,358.0 (15,164.0)					
複合サービス事業	6,129.5 (6,075.0)	1,150 (1,150)	104 (106)	1,642 (1,695)	147 (129)	4,119.5 (4,165.5)	254 (255)	59 (61)	642 (635)	159 (152)	1,288.5 (1,282.0)	589 (518)	163 (141)	102 (78)	721.5 (627.5)					
サービス業	67,724.0 (65,875.0)	10,910 (10,892)	2,094 (2,005)	15,134 (15,351)	3,268 (3,033)	40,682.0 (40,656.5)	3,003 (2,893)	379 (347)	7,903 (7,469)	1,457 (1,347)	15,016.5 (14,275.5)	10,117 (9,180)	2,426 (2,211)	1,391 (1,315)	12,025.5 (10,943.0)					

注 1 (1)②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数		② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数		③ 障害者の数				④ 実雇用率		⑤ 法定雇用率達成企業の数		⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
	企業数	企業	A. 重度身体障害者及び重度知的障害者（社外労働者）	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者（社外労働者）	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者（社外労働者）	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者（社外労働者）	E. 計	F. うち新規雇用区分	実雇用率 E÷②×100	%	企業	%	企業	%
製造業計	25,113	7,080,293.5	37,047	1,667	75,760	3,850	153,446.0	10,688.0	2.16	13,801	55.0	13,801	55.0	
	(25,238)	(7,108,849.5)	(37,003)	(1,688)	(73,435)	(3,735)	(150,996.5)	(12,219.5)	(2.12)	(13,613)	(53.9)	(13,613)	(53.9)	
食料品・たばこ	3,989	917,287.0	3,902	503	13,153	1,525	22,222.5	1,941.0	2.42	2,549	63.9	2,549	63.9	
	(3,995)	(898,761.5)	(3,787)	(530)	(12,645)	(1,500)	(21,499.0)	(2,158.5)	(2.39)	(2,532)	(63.4)	(2,532)	(63.4)	
繊維・衣服	960	139,251.0	664	52	1,806	152	3,262.0	247.0	2.34	590	61.5	590	61.5	
	(991)	(144,984.0)	(705)	(52)	(1,841)	(145)	(3,375.5)	(252.5)	(2.33)	(614)	(62.0)	(614)	(62.0)	
木材・家具	527	79,184.5	358	19	965	25	1,712.5	112.5	2.16	332	63.0	332	63.0	
	(535)	(79,914.5)	(347)	(20)	(939)	(23)	(1,664.5)	(109.5)	(2.08)	(325)	(60.7)	(325)	(60.7)	
ハルパ・紙・印刷	1,924	381,927.0	1,749	87	4,044	181	7,719.5	596.0	2.02	1,005	52.2	1,005	52.2	
	(1,920)	(374,938.0)	(1,730)	(95)	(3,846)	(153)	(7,480.0)	(623.0)	(1.99)	(995)	(51.8)	(995)	(51.8)	
化学工業	2,694	877,094.5	4,683	180	8,840	337	18,554.5	1,460.5	2.12	1,327	49.3	1,327	49.3	
	(2,681)	(905,612.5)	(4,854)	(178)	(8,835)	(319)	(18,880.5)	(1,564.5)	(2.08)	(1,301)	(48.5)	(1,301)	(48.5)	
窯業・土石	712	135,830.5	636	34	1,405	73	2,747.5	219.0	2.02	391	54.9	391	54.9	
	(708)	(134,353.0)	(607)	(27)	(1,334)	(72)	(2,611.0)	(208.0)	(1.94)	(382)	(54.0)	(382)	(54.0)	
鉄鋼	540	149,718.0	723	22	1,625	51	3,118.5	219.0	2.08	303	56.1	303	56.1	
	(551)	(152,413.5)	(729)	(22)	(1,563)	(46)	(3,066.0)	(195.5)	(2.01)	(292)	(53.0)	(292)	(53.0)	
非鉄金属	464	135,983.0	717	22	1,387	52	2,869.0	189.5	2.11	265	57.1	265	57.1	
	(469)	(137,354.0)	(721)	(33)	(1,341)	(60)	(2,846.0)	(218.5)	(2.07)	(252)	(53.7)	(252)	(53.7)	
金属製品	2,586	369,263.5	1,613	66	4,082	185	7,466.5	578.5	2.02	1,365	52.8	1,365	52.8	
	(2,596)	(367,308.5)	(1,592)	(72)	(3,920)	(167)	(7,259.5)	(580.0)	(1.98)	(1,351)	(52.0)	(1,351)	(52.0)	
電気機械	2,487	1,227,918.5	7,794	169	11,585	335	27,509.5	1,580.0	2.24	1,414	56.9	1,414	56.9	
	(2,510)	(1,210,001.0)	(7,665)	(163)	(10,902)	(340)	(26,565.0)	(1,809.5)	(2.20)	(1,373)	(54.7)	(1,373)	(54.7)	
その他機械	5,649	1,980,625.5	10,785	279	19,535	480	41,624.0	2,542.5	2.10	2,919	51.7	2,919	51.7	
	(5,684)	(1,996,418.0)	(10,838)	(265)	(19,082)	(484)	(41,265.0)	(3,255.5)	(2.07)	(2,884)	(50.7)	(2,884)	(50.7)	
その他	2,581	696,210.5	3,423	234	7,333	454	14,640.0	1,002.5	2.10	1,341	52.0	1,341	52.0	
	(2,598)	(706,791.0)	(3,428)	(231)	(7,187)	(421)	(14,484.5)	(1,244.5)	(2.05)	(1,312)	(50.5)	(1,312)	(50.5)	

注 1 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況(障害種別)

区分	①障害者の数			②身体障害者の数			③知的障害者の数			④精神障害者の数			計 上計 e.(注5) に相当する 労働者
	a. 障害者 の数	b. 重度 障害者 の数	c. 重度 以外の 身体 障害者 の数	a. 障害者 の数	b. 重度 障害者 の数	c. 重度 以外の 身体 障害者 の数	a. 障害者 の数	b. 重度 障害者 の数	c. 重度 以外の 知的 障害者 の数	d. 精神 障害者 の数	e. 精神 障害者 以外の 労働者 の数	f. 計 上計 e.(注5) に相当する 労働者	
製造業計	153,446.0 (150,996.5)	30,766 (30,937)	1,210 (1,203)	36,800 (37,473)	1,677 (1,695)	100,380.5 (101,397.5)	6,281 (6,066)	457 (485)	23,035 (21,850)	14,948 (13,209)	1,707 (1,577)	977 (903)	16,290.0 (14,449.0)
食料品・たばこ	22,222.5 (21,499.0)	2,606 (2,515)	340 (342)	4,351 (4,380)	518 (515)	10,162.0 (10,009.5)	1,296 (1,272)	163 (188)	6,552 (6,299)	1,969 (1,668)	538 (531)	281 (298)	2,378.5 (2,082.5)
繊維工業	3,262.0 (3,375.5)	530 (574)	40 (41)	862 (952)	83 (83)	2,003.5 (2,182.5)	134 (131)	12 (11)	612 (589)	299 (271)	61 (55)	33 (29)	346.0 (313.0)
木材・家具	1,712.5 (1,664.5)	320 (312)	16 (18)	515 (510)	14 (13)	1,178.0 (1,158.5)	38 (35)	3 (2)	282 (281)	158 (143)	17 (10)	10 (5)	171.5 (150.5)
ハルパ・紙・印刷	7,719.5 (7,480.0)	1,505 (1,499)	68 (58)	2,074 (2,074)	95 (76)	5,199.5 (5,168.0)	244 (231)	19 (37)	1,024 (962)	876 (754)	101 (93)	70 (56)	961.5 (828.5)
化学工業	18,554.5 (18,880.5)	3,690 (3,867)	130 (133)	4,679 (4,937)	174 (191)	12,276.0 (12,899.5)	993 (987)	50 (45)	2,179 (2,070)	1,880 (1,739)	161 (133)	102 (89)	2,011.5 (1,850.0)
窯業・土石	2,747.5 (2,611.0)	540 (524)	19 (17)	778 (777)	24 (29)	1,889.0 (1,856.5)	96 (83)	15 (10)	401 (368)	217 (180)	21 (19)	9 (9)	232.0 (194.0)
鉄鋼	3,118.5 (3,066.0)	638 (657)	22 (22)	1,014 (1,034)	41 (34)	2,332.5 (2,387.0)	85 (72)	0 (0)	261 (248)	335 (277)	21 (10)	15 (4)	353.0 (284.0)
非鉄金属	2,869.0 (2,846.0)	557 (567)	19 (27)	720 (716)	34 (34)	1,870.0 (1,894.0)	160 (154)	3 (6)	384 (372)	279 (244)	13 (23)	4 (9)	287.5 (260.0)
金属製品	7,466.5 (7,259.5)	1,274 (1,266)	49 (54)	1,929 (1,948)	81 (92)	4,566.5 (4,580.0)	339 (326)	17 (18)	1,305 (1,226)	805 (693)	76 (80)	43 (53)	864.5 (759.5)
電気機械	27,509.5 (26,565.0)	6,890 (6,834)	139 (139)	6,368 (6,285)	182 (180)	20,378.0 (20,182.0)	904 (831)	30 (24)	2,731 (2,483)	2,375 (2,037)	164 (142)	111 (97)	2,512.5 (2,156.5)
その他機械	41,624.0 (41,265.0)	9,345 (9,448)	223 (217)	9,945 (10,191)	265 (288)	28,990.5 (29,448.0)	1,440 (1,390)	56 (48)	5,264 (5,014)	4,146 (3,715)	286 (259)	180 (162)	4,379.0 (3,925.5)
その他	14,640.0 (14,484.5)	2,871 (2,874)	145 (135)	3,565 (3,669)	166 (160)	9,535.0 (9,632.0)	552 (554)	89 (96)	2,040 (1,938)	1,609 (1,488)	248 (222)	119 (92)	1,792.5 (1,645.0)

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

年	障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
	対前年増減	対前年増減	対前年増減	対前年増減	対前年増減	対前年増減
昭和52年	128,429		1.09		52.8	
53	126,493	△ 1,936	1.11	0.02	52.1	△ 0.7
54	128,493	2,000	1.12	0.01	52.0	△ 0.1
55	135,228	6,735	1.13	0.01	51.6	△ 0.4
56	144,713	9,485	1.18	0.05	53.4	1.8
57	152,603	7,890	1.22	0.04	53.8	0.4
58	155,515	2,912	1.23	0.01	53.5	△ 0.3
59	159,909	4,394	1.25	0.02	53.6	0.1
60	168,276	8,367	1.26	0.01	53.5	△ 0.1
61	170,247	1,971	1.26	0.00	53.8	0.3
62	171,880	1,633	1.25	△ 0.01	53.0	△ 0.8
63	187,115	15,235	1.31	0.06	51.5	△ 1.5
平成元年	(177,708)	(5,828)	(1.25)	(0.00)		
2	195,276	8,161	1.32	0.01	51.6	0.1
3	203,634	8,358	1.32	0.00	52.2	0.6
4	214,814	11,180	1.32	0.00	51.8	△ 0.4
5	229,627	14,813	1.36	0.04	51.9	0.1
6	240,985	11,358	1.41	0.05	51.4	△ 0.5
7	(237,621)	(7,994)	(1.39)	(0.03)		
8	245,348	4,363	1.44	0.03	50.4	△ 1.0
9	247,077	1,729	1.45	0.01	50.6	0.2
10	247,982	905	1.47	0.02	50.5	△ 0.1
11	250,030	2,048	1.47	0.00	50.2	△ 0.3
12	251,443	1,413	1.48	0.01	50.1	△ 0.1
13	254,562	3,119	1.49	0.01	44.7	△ 5.4
14	(249,920)	(1,623)	(1.48)	(0.00)		
15	252,836	△ 1,726	1.49	0.00	44.3	△ 0.4
16	252,870	34	1.49	0.00	43.7	△ 0.6
17	246,284	△ 6,586	1.47	△ 0.02	42.5	△ 1.2
18	247,093	809	1.48	0.01	42.5	0.0
19	257,939	10,846	1.46	△ 0.02	41.7	△ 0.8
20	269,066	11,127	1.49	0.03	42.1	0.4
21	283,750.5	14,684.5	1.52	0.03	43.4	1.3
22	(281,833)	(12,767)	(1.51)	(0.02)		
23	302,716.0	18,965.5	1.55	0.03	43.8	0.4
24	325,603	22,887	1.59	0.04	44.9	1.1
25	332,811.5	7,208.5	1.63	0.04	45.5	0.6
26	342,973.5	10,162.0	1.68	0.05	47.0	1.5
27	366,199.0	23,225.5	1.65	△ 0.03	45.3	△ 1.7
28	(359,492.0)	(16,518.5)	(1.75)	(0.07)		
29	382,363.5	16,164.5	1.69	0.04	46.8	1.5
30	408,947.0	26,584.0	1.76	0.07	42.7	△ 4.1
元	(404,459.0)	(22,095.5)	(1.76)	(0.07)		
2	431,225.5	22,278.0	1.82	0.06	44.7	2.0
3	453,133.5	21,908.0	1.88	0.06	47.2	2.5
4	474,374.0	21,240.5	1.92	0.04	48.8	1.6
5	495,795.0	21,421.0	1.97	0.05	50.0	1.2
6	534,769.5	38,974.5	2.05	0.08	45.9	△ 4.1
7	(523,062.5)	(27,267.5)	(2.03)	(0.06)		
8	560,608.5	25,839.0	2.11	0.06	48.0	2.1
9	578,292.0	17,683.5	2.15	0.04	48.6	0.6

注1

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和63年

身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)

昭和63年～平成4年

〔身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)、

知的障害者

平成5年～平成17年

〔身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)、

知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント)、

〔重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

〔身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)、

知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント)、

精神障害者、

〔重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者 (精神障害者は0.5カウント)

平成23年

〔身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)、

知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント)、

精神障害者、

〔重度身体障害者、重度知的障害者及び知的障害者並びに精神障害者である

短時間労働者(重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)(※)

※ 平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、

1人分とカウントしている。

①通算年の3年前の年に属する6月2日以前に採用された者であること

②通算年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を

取得した者であること

注2

() 内は、それぞれ前年度の改正前の制度に基づいて計算した場合の数値である。

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数							③障害者の数が50人である企業数	
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下		50.5人以上
規模計	52,742 (100.0%)	34,591 (65.6%)	10,438 (19.8%)	3,774 (7.2%)	2,120 (4.0%)	1,611 (3.1%)	171 (0.3%)	27 (0.1%)	10 (0.0%)	30,542 (57.9%)
45.5-100人未満	27,320 (100.0%)	25,773 (94.3%)	1,547 (5.7%)	—	—	—	—	—	—	25,478 (93.3%)
100-300人未満	17,513 (100.0%)	7,187 (41.0%)	7,211 (41.2%)	2,222 (12.7%)	725 (4.1%)	188 (1.0%)	—	—	—	5,020 (28.7%)
300-500人未満	3,956 (100.0%)	921 (23.3%)	917 (23.2%)	904 (22.9%)	730 (18.5%)	484 (12.2%)	0 (0.0%)	—	—	39 (1.0%)
500-1000人未満	2,566 (100.0%)	500 (19.5%)	556 (21.7%)	447 (17.4%)	464 (18.1%)	583 (21.9%)	36 (1.4%)	—	—	4 (0.2%)
1,000人以上	1,387 (100.0%)	210 (15.1%)	207 (14.9%)	201 (14.5%)	201 (14.5%)	396 (28.6%)	135 (9.7%)	27 (1.9%)	10 (0.7%)	1 (0.1%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならぬ障害者の数である。

(6) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数
全国	2.15	0.04	48.6	0.6	49,956
北海道	2.35	0.08	50.9	0.5	1,900
青森	2.30	0.01	54.1	△1.0	536
岩手	2.28	0.01	57.0	0.4	582
宮城	2.17	0.06	51.4	1.0	786
秋田	2.25	0.11	63.8	3.4	491
山形	2.11	0.02	53.6	0.4	508
福島	2.16	0.05	55.7	1.0	811
茨城	2.19	0.05	52.1	1.7	853
栃木	2.18	0.11	57.4	1.1	732
群馬	2.16	0.02	56.6	0.6	887
埼玉	2.30	0.08	49.5	0.7	1,729
千葉	2.12	0.01	51.9	0.3	1,362
東京	2.04	0.04	32.5	0.5	7,049
神奈川	2.13	0.04	47.4	0.9	2,280
新潟	2.17	0.05	59.0	1.2	1,160
富山	2.13	0.05	56.9	0.8	601
石川	2.35	0.07	56.4	△0.3	621
福井	2.44	0.09	58.9	1.8	435
山梨	2.05	0.02	56.2	0.2	349
長野	2.25	0.08	58.8	0.7	1,009
岐阜	2.17	0.00	54.5	△0.8	880
静岡	2.19	0.04	52.3	0.6	1,603
愛知	2.08	0.06	47.2	1.0	3,027
三重	2.28	0.02	59.0	0.7	722
滋賀	2.29	0.01	56.2	0.5	497
京都	2.24	0.01	53.1	0.5	1,005
大阪	2.12	0.04	43.8	0.7	3,674
兵庫	2.21	0.05	50.9	△0.1	1,771
奈良	2.83	0.04	62.5	2.7	424
和歌山	2.53	0.07	61.6	△0.5	380
鳥取	2.37	0.09	63.0	4.4	298
島根	2.59	0.10	68.0	△1.5	395
岡山	2.44	△0.01	53.6	0.8	789
広島	2.25	0.07	49.0	0.9	1,155
山口	2.61	0.02	58.6	1.0	561
徳島	2.22	△0.04	62.7	1.9	326
香川	2.08	0.03	55.7	0.0	486
愛媛	2.29	0.07	52.8	△0.9	557
高知	2.40	0.04	62.7	1.2	334
福岡	2.18	0.06	52.8	2.2	2,086
佐賀	2.65	0.04	68.9	0.2	417
長崎	2.61	0.07	62.7	1.4	638
熊本	2.35	0.03	58.9	2.0	758
大分	2.55	△0.03	60.8	△1.5	531
宮崎	2.52	0.07	63.6	0.6	538
鹿児島	2.44	0.04	62.0	1.6	792
沖縄	2.74	0.08	62.2	2.9	631

(7) 特例子会社の状況

① 概況

区分	① 特例子会社数	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数	③ 障害者の数			E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者並に精神障害者である短時間労働者(注4)	C. 重度以外の身体障害者及び精神障害者である短時間労働者(注5)		D. 重度以外の身体障害者及び重度知的障害者並に精神障害者である短時間労働者(注5)
特例子会社	542 (517)	39,386.5 (36,423.5)	10,276 (10,132)	201 (165)	18,022 (16,190)	287 (311)	38,918.5 (36,774.5)

注 1(1)①の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみを集計である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	g. dのうち、(注5)に該当する職員	h. 計 $c + (d-e) \times 0.5$				
特例子会社	38,918.5 (36,774.5)	4,589 (4,798)	110 (94)	2,259 (2,217)	52 (65)	11,573.0 (11,939.5)	91 (71)	9,031 (8,080)	5,687 (5,334)	5,687 (5,334)	262 (277)	140 (164)	6,793.0 (5,949.5)

注 1(1)②の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみを集計である。

◎ 「特例子会社」制度とは

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝2.2%）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

詳細表

2 国、地方公共団体の機関における在職状況

(1) 国の機関 (法定雇用率2.5%)

① 概況

① 機関数 区分	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数	③ 障害者の数		④ 美雇用率 $E \div ② \times 100$ F.うち新規雇用分	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
		A.重度身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者(注4)	B.重度身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者(注4)及び知的障害者並びに精神障害者(注5)			
計	329,929.5 (328,132.5)	1,693 (1,473)	5,513 (4,285)	2,533.0 (3,712.5)	44 (27)	97.8 (61.4)
行政機関	300,586.5 (299,324.5)	1,503 (1,360)	5,124 (4,121)	2,129.5 (3,618.5)	36 (22)	100.0 (62.9)
立法機関	3,933.0 (3,688.0)	27 (23)	53 (52)	16.0 (56.0)	5 (5)	100.0 (100.0)
司法機関	25,410.0 (25,120.0)	163 (90)	336 (112)	387.5 (38.0)	3 (0)	75.0 (0.0)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数		③ 知的障害者の数		④ 精神障害者の数				
	a.重度身体障害者	b.重度身体障害者以外の身体障害者	c.重度身体障害者以外の身体障害者	d.重度身体障害者以外の知的障害者	e.重度身体障害者以外の知的障害者	f.重度身体障害者以外の知的障害者	g.重度身体障害者以外の知的障害者	h.重度身体障害者以外の知的障害者			
計	9,336.0 (7,577.0)	1,674 (1,447)	267 (205)	1,945 (1,632)	6 (8)	183 (170)	2,482 (1,823)	911 (662)	903 (660)	3,389.0 (2,484.0)	1,238.0 (1,837.0)
行政機関	8,563.0 (7,184.0)	1,486 (1,337)	264 (203)	1,753 (1,540)	6 (8)	176 (166)	2,309 (1,763)	894 (654)	886 (652)	3,199.0 (2,416.0)	1,124.0 (1,806.0)
立法機関	109.5 (101.0)	25 (20)	12 (12)	1 (2)	0 (0)	4 (4)	28 (28)	9 (8)	9 (8)	37.0 (36.0)	3.0 (19.0)
司法機関	663.5 (292.0)	163 (90)	1 (0)	180 (80)	0 (0)	3 (0)	145 (32)	8 (0)	8 (0)	153.0 (32.0)	111.0 (12.0)

(2)②表の注

- ①欄の「障害者の数」とは②a欄及び③欄の計である。
- ②a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- ②b欄の重度障害者及びb1欄の身体障害者並びに②d欄の精神障害者(e欄(注5)参照)に該当する者を除く。)である。短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②b欄及び④b欄を算出するに当たり0.5カウント
- ②c欄のac欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のbd欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- ④欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であること
 ① 平成29年6月2日以後に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
 ② 平成29年6月2日以前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
 ③ ②a欄及び④a欄のうち新規雇用分は令和元年6月1日現在の数値である。
 ④ ②b欄及び④b欄は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
 ⑤ この集計は、令和2年12月18日時点の集計結果に基づき作成した。

【参考】国の機関における障害種別別の雇用身体障害者数

国の機関	計		身体不自由		精神不自由		知的障害者		精神障害者		その他			
	計	視覚又は聴覚又は平衡機能障害	聴覚又は平衡機能障害	精神不自由	知的障害者	知的障害者	知的障害者	知的障害者	知的障害者	知的障害者	知的障害者	知的障害者		
計	4,153	145	129	381	1,002	211	182	698	492	21	133	28	41	31

※実人数

(2) 都道府県の機関（法定雇用率2.5%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数				④ 美雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成機関の割合	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者並に精神障害者及び精神障害者並に労働時間労働員（注4）	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並に精神障害者及び精神障害者並に労働時間労働員（注5）	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並に精神障害者及び精神障害者並に労働時間労働員（注5）				F. うち新規雇用分
計	159 (158)	355,407.5 (345,606.0)	2,496 (2,442)	307 (299)	4,139 (3,594)	523 (512)	9,699.5 (9,033.0)	2.76 (2.61)	142 (122)	89.3 (77.2)
都道府県知事部局	47 (47)	277,904.5 (270,714.0)	2,016 (1,975)	168 (164)	3,280 (2,859)	309 (290)	7,634.5 (7,118.0)	2.75 (2.63)	42 (33)	89.4 (70.2)
その他の都道府県機関	112 (111)	77,503.0 (74,892.0)	480 (467)	139 (135)	859 (735)	214 (222)	2,065.0 (1,915.0)	2.66 (2.56)	100 (89)	89.3 (80.2)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度以外の身体障害者	c. 重度以外の身体障害者並に労働時間労働員	d. 重度以外の身体障害者並に労働時間労働員	e. 重度以外の知的障害者	f. 重度以外の知的障害者並に労働時間労働員	g. 重度以外の知的障害者並に労働時間労働員	h. 重度以外の知的障害者並に労働時間労働員	i. 精神障害者	j. 精神障害者並に労働時間労働員	k. 精神障害者並に労働時間労働員	l. 精神障害者並に労働時間労働員
計	9,699.5 (9,033.0)	2,486 (2,428)	2,863 (2,760)	412 (397)	8,343.0 (8,109.5)	5 (4)	165 (112)	77 (84)	228.5 (186.0)	942 (566)	203 (187)	169 (156)	1,128.0 (737.5)
都道府県知事部局	7,634.5 (7,118.0)	2,007 (1,962)	2,253 (2,199)	237 (214)	6,552.5 (6,392.0)	1 (2)	148 (98)	59 (65)	196.5 (158.5)	748 (443)	144 (130)	131 (119)	885.5 (567.5)
その他の都道府県機関	2,065.0 (1,915.0)	479 (466)	610 (561)	175 (183)	1,790.5 (1,717.5)	4 (2)	17 (14)	18 (19)	32.0 (27.5)	194 (123)	59 (57)	38 (37)	242.5 (170.0)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.5%）

① 概況

区分	① 機関数 (2,441)	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (1,301,788.5)	③ 障害者の数			④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び知的障害者 7,912	B. 重度身体障害者及び知的障害者 569	C. 重度以外の障害者及び知的障害者 14,507				D. 重度以外の障害者及び知的障害者 10,448
市町村の機関	(2,441)	(1,301,788.5)	(7,494)	(569)	(12,924)	(28,978.0)	(2,829.5)	(1,766) (72.3)	70.6

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数			② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数							
	a. 重度身体障害者 7,821	b. 重度身体障害者 523	c. 重度以外の身体障害者 10,012	a. 重度身体障害者 754	b. 重度身体障害者 10,012	c. 重度以外の身体障害者 26,554.0	a. 重度知的障害者 91	b. 重度知的障害者 46	c. 重度以外の知的障害者 818	a. 重度精神障害者 3,249	b. 重度精神障害者 531	c. 重度以外の精神障害者 1,141.5					
市町村の機関	(28,978.0)	(530)	(9,629)	(735)	(9,629)	(25,388.5)	(73)	(39)	(682)	(2,323)	(369)	(957.0)	(290)	(2,652.5)	(428)	(3,728.5)	(1,046.5)

注 2(1)②の表と同じ

(4) 都道府県等の教育委員会 (法定雇用率2.4%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用者数の算定基礎となる職員数		③ 障害者の数		④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
		A. 重度身体障害者及び知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者			
計	101 (100)	729,491.0 (714,968.5)	3,774 (3,616)	214 (210)	6,986 (5,815)	14,956.0 (13,477.5)	2460.0 (2065.0)	38.6 (38.0)
都道府県教育委員会	47 (47)	639,291.0 (630,655.0)	3,369 (3,217)	194 (184)	6,043 (4,959)	13,156.0 (11,770.0)	2179.5 (1851.5)	31.9 (12.8)
市町村教育委員会	54 (53)	90,200.0 (84,313.5)	405 (399)	20 (26)	943 (856)	1,800.0 (1,707.5)	280.5 (213.5)	44.4 (60.4)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数		③ 知的障害者の数		④ 精神障害者の数	
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者以外の身体障害者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者	e. 重度以外の知的障害者	f. 重度以外の知的障害者	g. 精神障害者	h. 精神障害者である勤務員
計	14,956.0 (13,477.5)	12,124.0 (11,608.5)	1,218.5 (1,128.5)	49 (25)	6 (6)	507 (355)	84 (99)	232 (217)
都道府県教育委員会	13,156.0 (11,770.0)	10,684.5 (10,166.5)	1,069.0 (1,020.0)	33 (18)	6 (6)	419 (267)	81 (97)	209 (195)
市町村教育委員会	1,800.0 (1,707.5)	1,429.5 (1,442.0)	149.5 (108.5)	16 (7)	0 (0)	88 (88)	3 (2)	23 (22)

注 2(1)②の表と同じ

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数		③ 障害者の数		④ 法定雇用率 $E = \textcircled{2} \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成法人の割合	⑥ 法定雇用率 達成法人の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者	C. 重度身体障害者及び知的障害者	D. 重度身体障害者及び知的障害者			
計	364 (352)	446,151.0 (440,944.0)	5,793 (5,608)	273 (244)	11,759.5 (11,612.0)	2.64 (2.63)	76.8 (80.1)	279 (282)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	91 (91)	215,025.0 (212,384.0)	2,927 (2,872)	182 (165)	5,955.0 (5,878.5)	2.77 (2.77)	82 (83)	82 (83)
国立大学法人等	89 (90)	148,949.5 (148,053.0)	985 (977)	35 (28)	3,803.5 (3,757.5)	2.55 (2.54)	76.7 (80.0)	70 (72)
地方独立行政法人等	174 (171)	82,176.5 (80,507.0)	457 (472)	56 (44)	2,001.0 (1,976.0)	2.44 (2.45)	73.0 (74.3)	127 (127)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数		③ 知的障害者の数		④ 精神障害者の数	
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者以外の身体障害者	c. 重度身体障害者	d. 重度身体障害者以外の身体障害者	e. 重度知的障害者	f. 重度知的障害者以外の知的障害者	g. 精神障害者	h. 精神障害者以外の精神障害者
計	11,759.5 (11,612.0)	2,459 (2,472)	2,796 (2,851)	151 (151)	820 (787)	33 (30)	1,865 (1,809)	241 (224)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	5,955.0 (5,878.5)	1,338 (1,327)	1,576 (1,609)	99 (101)	239 (225)	25 (20)	1,018 (940)	152 (142)
国立大学法人等	3,803.5 (3,757.5)	719 (731)	743 (767)	29 (24)	406 (388)	0 (2)	606 (569)	38 (33)
地方独立行政法人等	2,001.0 (1,976.0)	402 (414)	477 (475)	29 (26)	175 (164)	8 (8)	341 (300)	51 (49)

[注]表の注

- ①欄の「障害者の数」とは②のe欄及び④のb欄の計である。
- ②a欄の「重度身体障害者」とは、精神障害者である短時間労働者(注5)に該当する者(注6)を除く。
- ②b欄の「重度身体障害者以外の身体障害者」とは、精神障害者(注5)に該当する者(注6)を除く。
- ②c欄の「重度身体障害者」とは、精神障害者(注5)に該当する者(注6)を除く。
- ②d欄の「重度身体障害者以外の身体障害者」とは、精神障害者(注5)に該当する者(注6)を除く。
- ②e欄の「重度知的障害者」とは、精神障害者(注5)に該当する者(注6)を除く。
- ②f欄の「重度知的障害者以外の知的障害者」とは、精神障害者(注5)に該当する者(注6)を除く。
- ②g欄の「精神障害者」とは、精神障害者(注5)に該当する者(注6)を除く。
- ②h欄の「精神障害者以外の精神障害者」とは、精神障害者(注5)に該当する者(注6)を除く。
- ③欄の「知的障害者の数」とは、知的障害者(注5)に該当する者(注6)を除く。
- ④欄の「精神障害者の数」とは、精神障害者(注5)に該当する者(注6)を除く。
- ⑤欄の「法定雇用率達成法人の割合」とは、法定雇用率に該当する者(注6)を除く。
- ⑥欄の「法定雇用率達成法人の割合」とは、法定雇用率に該当する者(注6)を除く。
- ⑦欄の「法定雇用率達成法人の割合」とは、法定雇用率に該当する者(注6)を除く。
- ⑧欄の「法定雇用率達成法人の割合」とは、法定雇用率に該当する者(注6)を除く。

※「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」は、同令第2号の第9号から第10号までの法人を指す。

4 公的機関の状況

(1) 国の機関の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
国の機関合計	329,989.5	9,336.0	2.83	2.0	
行政機関合計	300,586.5	8,563.0	2.85	0.0	
内閣官房	1,498.0	42.0	2.80	0.0	
内閣法制局	79.5	2.0	2.52	0.0	
内閣府	3,388.5	90.5	2.67	0.0	
カジノ管理委員会	136.0	3.0	2.21	0.0	注5
宮内庁	1,188.0	33.0	2.78	0.0	
公正取引委員会	918.0	24.0	2.61	0.0	
警察庁	2,281.0	72.0	3.16	0.0	
金融庁	1,709.5	43.5	2.54	0.0	
消費者庁	489.0	16.0	3.27	0.0	
個人情報保護委員会	142.0	4.0	2.82	0.0	
復興庁	228.0	6.0	2.63	0.0	
総務省	5,347.5	150.5	2.81	0.0	特例承認あり 注4
法務省	33,105.0	905.0	2.73	0.0	
出入国在留管理庁	4,385.0	140.5	3.20	0.0	
公安調査庁	1,644.5	50.0	3.04	0.0	
外務省	3,306.5	103.0	3.12	0.0	
財務省	11,984.0	324.5	2.71	0.0	
国税庁	59,398.0	1,660.0	2.79	0.0	
文部科学省	2,850.0	72.0	2.53	0.0	特例承認あり 注4
厚生労働省	56,236.0	1,673.5	2.98	0.0	
農林水産省	16,064.0	452.0	2.81	0.0	
林野庁	4,905.5	141.5	2.88	0.0	
水産庁	758.5	25.0	3.30	0.0	
経済産業省	6,569.5	195.0	2.97	0.0	特例承認あり 注4
特許庁	3,462.5	88.5	2.56	0.0	
国土交通省	42,212.5	1,236.5	2.93	0.0	
観光庁	266.5	10.0	3.75	0.0	
気象庁	4,780.0	139.0	2.91	0.0	
海上保安庁	237.0	17.0	7.17	0.0	
運輸安全委員会	194.0	6.0	3.09	0.0	
環境省	2,858.5	79.0	2.76	0.0	
原子力規制委員会	1,204.5	33.5	2.78	0.0	
防衛省	23,241.5	619.0	2.66	0.0	
防衛装備庁	1,556.5	46.0	2.96	0.0	
人事院	681.5	20.0	2.93	0.0	
会計検査院	1,280.0	40.0	3.13	0.0	
立法機関合計	3,993.0	109.5	2.74	0.0	
衆議院事務局	1,634.0	40.5	2.48	0.0	
衆議院法制局	84.0	2.0	2.38	0.0	
参議院事務局	1,243.0	33.0	2.65	0.0	
参議院法制局	69.0	1.0	1.45	0.0	
国立国会図書館	963.0	33.0	3.43	0.0	
司法機関合計	25,410.0	663.5	2.61	2.0	
最高裁判所	1,030.5	27.0	2.62	0.0	
高等裁判所	1,752.0	45.0	2.57	0.0	
地方裁判所	16,004.0	423.5	2.65	2.0	注6
家庭裁判所	6,623.5	168.0	2.54	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間勤務職員である精神障害者であって、平成29年6月2日以降に採用された者又は平成29年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の省庁は、特例承認を受けている。
特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。
- 5 カジノ管理委員会は、令和2年1月7日付けで発足したため、本年6月1日現在の任免状況通報書より通報対象となる。
- 6 不足が生じていた庁については、10月1日現在において、不足数0.0人となっている。
- 7 この集計は、令和2年12月18日時点の集計結果に基づき作成した。

特例承認一覧

省庁	外局等		
総務省	消防庁		
文部科学省	文化庁	スポーツ庁	
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁	

(2) 都道府県知事部局の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	277,904.5	7,634.5	2.75	39.5	
北海道	12,830.0	340.0	2.65	0.0	
青森県	3,886.0	113.5	2.92	0.0	
岩手県	4,374.5	115.0	2.63	0.0	
宮城県	5,575.0	156.5	2.81	0.0	特例認定あり 注4
秋田県	3,912.5	116.5	2.98	0.0	
山形県	7,312.0	202.5	2.77	0.0	特例認定あり 注4
福島県	5,983.0	158.5	2.65	0.0	
茨城県	5,757.0	150.5	2.61	0.0	
栃木県	5,081.0	156.0	3.07	0.0	特例認定あり 注4
群馬県	4,638.0	101.0	2.18	14.0	注5①
埼玉県	7,473.5	215.5	2.88	0.0	
千葉県	8,440.0	241.0	2.86	0.0	特例認定あり 注4
東京都	27,063.0	761.5	2.81	0.0	
神奈川県	7,975.5	217.0	2.72	0.0	特例認定あり 注4
新潟県	6,092.0	166.5	2.73	0.0	特例認定あり 注4
富山県	4,649.0	118.5	2.55	0.0	特例認定あり 注4
石川県	5,206.0	138.0	2.65	0.0	特例認定あり 注4
福井県	4,180.5	105.0	2.51	0.0	
山梨県	3,967.5	110.0	2.77	0.0	
長野県	5,987.5	172.5	2.88	0.0	特例認定あり 注4
岐阜県	5,393.5	160.5	2.98	0.0	
静岡県	6,305.5	157.5	2.50	0.0	特例認定あり 注4
愛知県	9,644.5	267.5	2.77	0.0	
三重県	4,942.5	154.5	3.13	0.0	特例認定あり 注4
滋賀県	4,497.5	115.0	2.56	0.0	特例認定あり 注4
京都府	4,864.0	126.5	2.60	0.0	
大阪府	8,312.5	287.0	3.45	0.0	特例認定あり 注4
兵庫県	7,151.0	187.0	2.62	0.0	特例認定あり 注4
奈良県	4,040.5	105.5	2.61	0.0	特例認定あり 注4
和歌山県	4,193.0	101.0	2.41	3.0	
鳥取県	3,401.0	112.0	3.29	0.0	特例認定あり 注4
島根県	4,002.0	99.0	2.47	1.0	特例認定あり 注4
岡山県	4,453.0	114.5	2.57	0.0	特例認定あり 注4
広島県	6,342.5	167.0	2.63	0.0	特例認定あり 注4
山口県	3,833.5	102.5	2.67	0.0	特例認定あり 注4
徳島県	3,455.5	91.5	2.65	0.0	
香川県	5,019.5	129.5	2.58	0.0	特例認定あり 注4
愛媛県	4,505.5	121.5	2.70	0.0	
高知県	3,929.5	107.5	2.74	0.0	
福岡県	7,889.0	264.5	3.35	0.0	特例認定あり 注4
佐賀県	3,661.0	95.5	2.61	0.0	
長崎県	4,213.0	115.5	2.74	0.0	
熊本県	4,734.5	132.5	2.80	0.0	
大分県	3,982.0	107.5	2.70	0.0	
宮崎県	4,216.5	115.0	2.73	0.0	
鹿児島県	5,136.0	122.5	2.39	5.5	注5②
沖縄県	5,402.5	119.0	2.20	16.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間勤務職員である精神障害者であって、平成29年6月2日以降に採用された者又は平成29年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となる場合があり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 ①群馬県知事部局においては、12月1日時点において、障害者の数122人、実雇用率2.62%、不足数0.0人となっている。
- ②鹿児島県知事部局においては、12月1日時点において、障害者の数129.5人、実雇用率2.53%、不足数0.0人となっている。
- 6 この集計は、令和2年12月18日時点の集計結果に基づき作成した。
特例認定一覧(都道府県知事部局)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)			
奈良県	奈良県水道局	奈良県監査委員事務局	奈良県人事委員会事務局	奈良県労働委員会事務局
山形県	山形県企業局	山形県病院事業局		
新潟県	新潟県議会事務局			
静岡県	静岡県企業局	静岡県議会事務局		
山口県	山口県企業局			
広島県	広島県企業局	広島県議会事務局		
島根県	島根県企業局			
鳥取県	鳥取県企業局			
福岡県	福岡県議会事務局			
滋賀県	滋賀県企業庁	滋賀県病院事業庁		
香川県	香川県病院局			
栃木県	栃木県企業局			
富山県	富山県企業局			
千葉県	千葉県議会事務局			
長野県	長野県企業局			
兵庫県	兵庫県議会事務局			
岡山県	岡山県企業局			
三重県	三重県議会事務局			
大阪府	大阪府議会事務局			
神奈川県	神奈川県監査事務局			
石川県	石川県議会事務局			
宮城県	宮城県企業局	宮城県議会事務局		

(3) その他の都道府県機関の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	77,503.0	2,065.0	2.66	117.0	
北海道企業局	100.5	2.0	1.99	0.0	
北海道道立病院局	454.5	5.0	1.10	6.0	
北海道議会事務局	85.0	2.0	2.35	0.0	
北海道監査委員事務局	46.5	2.0	4.30	0.0	
北海道警察本部	1,439.0	41.0	2.85	0.0	
青森県病院局	775.5	12.5	1.61	6.5	注4①
青森県警察本部	395.0	8.0	2.03	1.0	
岩手県企業局	88.5	5.0	5.65	0.0	
岩手県医療局	3,186.0	83.0	2.61	0.0	
岩手県警察本部	396.5	11.0	2.77	0.0	
宮城県警察本部	654.5	18.5	2.83	0.0	
秋田県警察本部	380.0	10.0	2.63	0.0	
秋田県公営企業	122.0	4.0	3.28	0.0	
山形県警察本部	448.0	13.0	2.90	0.0	
福島県病院局	243.5	6.0	2.46	0.0	
福島県警察本部	609.5	15.5	2.54	0.0	
福島県企業局	44.0	1.0	2.27	0.0	
茨城県企業局	188.0	5.0	2.66	0.0	
茨城県病院局	691.0	19.0	2.75	0.0	
茨城県議会事務局	46.0	1.0	2.17	0.0	
茨城県警察本部	674.5	18.0	2.67	0.0	
栃木県議会事務局	43.0	1.0	2.33	0.0	
栃木県警察本部	588.0	18.0	3.06	0.0	
群馬県企業局	314.0	12.0	3.82	0.0	
群馬県病院局	843.0	15.0	1.78	6.0	
群馬県警察本部	551.5	18.0	3.26	0.0	
埼玉県企業局	428.0	11.0	2.57	0.0	
埼玉県病院局	1,365.0	38.5	2.82	0.0	
埼玉県下水道局	115.0	3.0	2.61	0.0	
埼玉県議会事務局	66.5	2.0	3.01	0.0	
埼玉県警察本部	1,574.0	40.0	2.54	0.0	
千葉県病院局	1,353.5	40.5	2.99	0.0	
千葉県企業局	1,203.0	34.0	2.83	0.0	
千葉県競馬組合	79.5	0.0	0.00	1.0	
千葉県警察本部	1,520.0	40.5	2.66	0.0	
東京都議会議会局	153.0	5.0	3.27	0.0	
東京都人事委員会	61.5	4.0	6.50	0.0	
東京都監査事務局	93.0	3.0	3.23	0.0	
東京都交通局	2,049.0	80.0	3.90	0.0	
東京都水道局	2,789.5	83.0	2.98	0.0	
東京都下水道局	1,405.0	47.0	3.35	0.0	
警視庁	4,813.5	124.0	2.58	0.0	
東京消防庁	1,610.0	46.0	2.86	0.0	
神奈川県企業局	998.0	27.0	2.71	0.0	
神奈川県議会議会局	80.5	2.0	2.48	0.0	
神奈川県警察本部	2,215.5	54.0	2.44	1.0	注4②
新潟県企業局	98.0	2.0	2.04	0.0	
新潟県病院局	2,206.5	76.0	3.44	0.0	
新潟県警察本部	607.5	17.0	2.80	0.0	
富山県警察本部	419.5	12.0	2.86	0.0	
石川県警察本部	432.5	16.0	3.70	0.0	
福井県警察本部	417.5	16.5	3.95	0.0	
山梨県企業局	73.0	3.0	4.11	0.0	
山梨県警察本部	481.0	14.0	2.91	0.0	
長野県警察本部	608.5	18.5	3.04	0.0	
長野県議会事務局	40.5	1.0	2.47	0.0	
岐阜県警察本部	597.0	20.0	3.35	0.0	
静岡県がんセンター局	841.5	22.0	2.61	0.0	
静岡県警察本部	949.0	24.0	2.53	0.0	
愛知県企業局	381.0	13.0	3.41	0.0	
愛知県病院事業局	949.5	25.5	2.69	0.0	
愛知県議会事務局	66.5	1.0	1.50	0.0	
愛知県警察本部	1,170.5	30.5	2.61	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
三重県企業庁	141.5	6.0	4.24	0.0	
三重県病院事業庁	175.5	6.0	3.42	0.0	
三重県警察本部	464.0	14.5	3.13	0.0	
滋賀県警察本部	354.0	10.0	2.82	0.0	
京都府公営企業	134.5	4.0	2.97	0.0	
京都府警察本部	731.0	21.0	2.87	0.0	
大阪府警察本部	2,377.0	48.0	2.02	11.0	
兵庫県企業庁	170.5	9.0	5.28	0.0	
兵庫県病院局	4,135.5	70.0	1.69	33.0	
兵庫県警察本部	1,069.5	30.0	2.81	0.0	
奈良県警察本部	396.5	12.0	3.03	0.0	
南和広域医療企業団	343.5	8.5	2.47	0.0	
和歌山県議会事務局	47.0	0.0	0.00	1.0	
和歌山県警察本部	414.5	11.0	2.65	0.0	
鳥取県病院局	952.5	26.0	2.73	0.0	
鳥取県警察本部	311.0	7.0	2.25	0.0	
島根県病院局	639.0	5.0	0.78	10.0	
島根県警察本部	350.5	9.0	2.57	0.0	
岡山県警察本部	651.0	18.0	2.76	0.0	
広島県警察本部	617.5	15.0	2.43	0.0	
山口県警察本部	532.0	14.0	2.63	0.0	
徳島県企業局	124.5	3.5	2.81	0.0	
徳島県病院局	461.0	11.5	2.49	0.0	
徳島県警察本部	393.0	13.5	3.44	0.0	
香川県警察本部	389.0	13.0	3.34	0.0	
愛媛県公営企業管理局	1,499.0	38.0	2.54	0.0	
愛媛県警察本部	453.5	13.0	2.87	0.0	
高知県公営企業局	441.0	13.0	2.95	0.0	
高知県警察本部	368.5	12.0	3.26	0.0	
福岡県警察本部	1,107.5	32.0	2.89	0.0	
佐賀県警察本部	339.0	10.0	2.95	0.0	
長崎県交通局	218.0	6.0	2.75	0.0	
長崎県病院企業団	1,299.0	36.0	2.77	0.0	
長崎県警察本部	495.5	14.5	2.93	0.0	
熊本県警察本部	505.5	13.5	2.67	0.0	
熊本県企業局	44.0	1.0	2.27	0.0	
熊本県病院局	67.5	2.0	2.96	0.0	
大分県企業局	73.5	2.5	3.40	0.0	
大分県病院局	443.5	17.0	3.83	0.0	
大分県警察本部	386.5	9.0	2.33	0.0	
宮崎県企業局	89.0	5.0	5.62	0.0	
宮崎県病院局	1,048.5	23.0	2.19	3.0	注4③
宮崎県警察本部	409.0	12.0	2.93	0.0	
鹿児島県立病院局	585.0	15.0	2.56	0.0	
鹿児島県警察本部	475.5	12.5	2.63	0.0	
沖縄県企業局	269.0	12.0	4.46	0.0	
沖縄県議会事務局	53.0	2.0	3.77	0.0	
沖縄県病院事業局	2,274.0	18.5	0.81	37.5	
沖縄県警察本部	463.0	17.0	3.67	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間勤務職員である精神障害者であって、平成29年6月2日以降に採用された者又は平成29年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 ①青森県病院局においては、11月1日時点において、障害者の数19.0人、実雇用率2.46%、不足数0.0人となっている。
②神奈川県警察本部においては、10月1日時点において、障害者の数56.5人、実雇用率2.54%、不足数0.0人となっている。
③宮崎県病院局においては、12月1日時点において、障害者の数27.0人、実雇用率2.58%、不足数0.0人となっている。
- 5 この集計は、令和2年12月18日時点の集計結果に基づき作成した。

(4) 都道府県教育委員会の状況（法定雇用率2.4%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	639,291.0	13,156.0	2.06	2,363.0	
北海道	30,804.5	711.5	2.31	27.5	
青森県	9,901.5	168.0	1.70	69.0	
岩手県	9,216.5	221.5	2.40	0.0	
宮城県	11,599.0	271.0	2.34	7.0	
秋田県	7,632.0	175.5	2.30	7.5	
山形県	7,533.0	170.5	2.26	9.5	
福島県	12,138.5	234.0	1.93	57.0	
茨城県	19,056.5	468.5	2.46	0.0	
栃木県	13,032.5	323.5	2.48	0.0	
群馬県	11,886.5	148.0	1.25	137.0	
埼玉県	30,471.0	649.5	2.13	81.5	注4①
千葉県	29,178.0	575.5	1.97	124.5	
東京都	48,487.0	899.5	1.86	263.5	
神奈川県	24,058.0	428.0	1.78	149.0	
新潟県	12,917.0	296.5	2.30	13.5	
富山県	6,778.5	128.5	1.90	33.5	
石川県	7,005.0	136.0	1.94	32.0	
福井県	5,568.0	105.0	1.89	28.0	
山梨県	6,402.0	159.5	2.49	0.0	
長野県	13,452.0	314.0	2.33	8.0	
岐阜県	12,972.0	303.5	2.34	7.5	注4②
静岡県	16,527.5	288.0	1.74	108.0	
愛知県	32,044.0	364.5	1.14	404.5	
三重県	12,323.5	310.5	2.52	0.0	
滋賀県	9,405.5	250.5	2.66	0.0	
京都府	10,120.5	175.0	1.73	67.0	
大阪府	31,224.0	575.0	1.84	174.0	
兵庫県	25,782.5	366.0	1.42	252.0	
奈良県	8,145.0	139.0	1.71	56.0	
和歌山県	7,132.0	152.5	2.14	18.5	
鳥取県	5,171.0	125.0	2.42	0.0	
島根県	6,607.0	155.5	2.35	2.5	
岡山県	10,462.5	265.5	2.54	0.0	
広島県	12,730.5	330.0	2.59	0.0	
山口県	8,701.0	206.0	2.37	2.0	
徳島県	5,469.5	134.5	2.46	0.0	
香川県	6,702.0	175.0	2.61	0.0	
愛媛県	8,658.0	194.0	2.24	13.0	
高知県	6,708.0	178.0	2.65	0.0	
福岡県	17,530.5	339.0	1.93	81.0	
佐賀県	7,620.5	185.0	2.43	0.0	
長崎県	9,354.0	194.0	2.07	30.0	
熊本県	9,670.5	274.0	2.83	0.0	
大分県	8,539.0	211.0	2.47	0.0	
宮崎県	7,985.5	182.0	2.28	9.0	
鹿児島県	12,849.0	299.5	2.33	8.5	
沖縄県	11,739.0	199.5	1.70	81.5	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間勤務職員である精神障害者であって、平成29年6月2日以降に採用された者又は平成29年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 ①埼玉県教育委員会においては、12月14日時点において、障害者の数740.5人、実雇用率2.41%、不足数0.0人となっている。

②岐阜県教育委員会においては、12月31日時点において、障害者の数313.5人、実雇用率2.41%、不足数0.0人となっている。

5 この集計は、令和2年12月18日時点の集計結果に基づき作成した。

(5) 独立行政法人等の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
独立行政法人等合計	363,974.5	9,758.5	2.68	115.5	
医薬基盤・健康・栄養研究所	340.5	10.0	2.94	0.0	
宇宙航空研究開発機構	1,957.0	52.0	2.66	0.0	
海上・港湾・航空技術研究所	471.0	14.0	2.97	0.0	
海洋研究開発機構	898.5	28.0	3.12	0.0	
科学技術振興機構	1,240.5	35.0	2.82	0.0	
建築研究所	138.0	4.0	2.90	0.0	
国際農林水産業研究センター	307.0	7.0	2.28	0.0	
国立環境研究所	858.5	21.5	2.50	0.0	
国立がん研究センター	2,533.5	68.0	2.68	0.0	
国立国際医療研究センター	1,955.5	49.0	2.51	0.0	
国立循環器病研究センター	1,217.5	28.0	2.30	2.0	注5①
国立成育医療研究センター	1,169.5	30.0	2.57	0.0	
国立精神・神経医療研究センター	877.5	22.5	2.56	0.0	
国立長寿医療研究センター	563.0	14.0	2.49	0.0	
産業技術総合研究所	5,299.5	138.5	2.61	0.0	
情報通信研究機構	1,108.5	28.0	2.53	0.0	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	839.0	21.0	2.50	0.0	
森林研究・整備機構	1,225.5	31.5	2.57	0.0	
水産研究・教育機構	1,446.5	36.5	2.52	0.0	
土木研究所	586.5	15.0	2.56	0.0	
日本医療研究開発機構	506.5	17.0	3.36	0.0	
日本原子力研究開発機構	4,109.5	100.0	2.43	2.0	注5②
農業・食品産業技術総合研究機構	4,939.5	109.0	2.21	14.0	注5③
物質・材料研究機構	1,205.0	33.0	2.74	0.0	
防災科学技術研究所	363.0	10.5	2.89	0.0	
理化学研究所	4,184.0	109.5	2.62	0.0	
量子科学技術研究開発機構	1,483.5	35.0	2.36	2.0	
奄美群島振興開発基金	—	—	—	—	注4
医薬品医療機器総合機構	1,329.0	41.0	3.09	0.0	
海技教育機構	331.0	9.0	2.72	0.0	
家畜改良センター	895.5	29.5	3.29	0.0	
環境再生保全機構	162.5	6.0	3.69	0.0	
教職員支援機構	68.5	3.0	4.38	0.0	
勤労者退職金共済機構	344.0	10.0	2.91	0.0	
空港周辺整備機構	—	—	—	—	注4
経済産業研究所	84.0	2.0	2.38	0.0	
工業所有権情報・研修館	182.0	5.0	2.75	0.0	
航空大学校	137.0	3.0	2.19	0.0	
高齢・障害・求職者雇用支援機構	6,114.5	275.5	4.51	0.0	
国際観光振興機構	232.0	5.0	2.16	0.0	
国際協力機構	2,724.0	60.0	2.20	8.0	
国際交流基金	592.5	18.5	3.12	0.0	
国民生活センター	206.0	6.5	3.16	0.0	
国立印刷局	4,210.5	133.0	3.16	0.0	
国立科学博物館	230.0	5.0	2.17	0.0	
国立高等専門学校機構	4,982.0	132.0	2.65	0.0	
国立公文書館	165.5	5.5	3.32	0.0	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	273.5	8.0	2.93	0.0	
国立女性教育会館	—	—	—	—	注4
国立青少年教育振興機構	658.0	23.5	3.57	0.0	
国立特別支援教育総合研究所	91.5	4.0	4.37	0.0	
国立美術館	265.0	7.0	2.64	0.0	
国立病院機構	54,141.0	1,462.5	2.70	0.0	
国立文化財機構	746.5	18.5	2.48	0.0	
自動車技術総合機構	1,259.5	35.0	2.78	0.0	
自動車事故対策機構	461.0	13.0	2.82	0.0	
住宅金融支援機構	967.5	25.5	2.64	0.0	
酒類総合研究所	74.0	1.0	1.35	0.0	
情報処理推進機構	245.0	6.0	2.45	0.0	
製品評価技術基盤機構	546.0	15.0	2.75	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	629.0	17.0	2.70	0.0	
造幣局	912.5	28.0	3.07	0.0	
大学改革支援・学位授与機構	209.0	6.0	2.87	0.0	
大学入試センター	141.5	5.0	3.53	0.0	
地域医療機能推進機構	19,422.0	518.0	2.67	0.0	
中小企業基盤整備機構	917.5	24.5	2.67	0.0	
駐留軍等労働者労務管理機構	320.0	11.0	3.44	0.0	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,745.5	43.0	2.46	0.0	
統計センター	872.5	23.0	2.64	0.0	
都市再生機構	3,641.0	109.0	2.99	0.0	
日本学術振興会	205.0	5.0	2.44	0.0	
日本学生支援機構	724.5	16.0	2.21	2.0	注5④
日本芸術文化振興会	364.0	8.0	2.20	1.0	注5⑤
日本高速道路保有・債務返済機構	—	—	—	—	注4
日本スポーツ振興センター	764.0	19.0	2.49	0.0	
日本貿易振興機構	1,290.0	33.0	2.56	0.0	
農業者年金基金	87.0	2.0	2.30	0.0	
農畜産業振興機構	272.0	6.0	2.21	0.0	
農林漁業信用基金	114.0	4.0	3.51	0.0	
農林水産消費安全技術センター	646.0	15.5	2.40	0.5	
福祉医療機構	296.0	11.0	3.72	0.0	
北方領土問題対策協会	—	—	—	—	注4
水資源機構	1,586.0	41.0	2.59	0.0	
郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	47.0	1.0	2.13	0.0	
労働者健康安全機構	14,685.0	414.5	2.82	0.0	
労働政策研究・研修機構	141.0	4.0	2.84	0.0	
年金積立金管理運用	144.5	3.0	2.08	0.0	
北海道大学	4,901.5	127.0	2.59	0.0	
北海道教育大学	626.0	15.0	2.40	0.0	
室蘭工業大学	234.0	7.0	2.99	0.0	
小樽商科大学	155.5	6.0	3.86	0.0	
帯広畜産大学	220.0	5.0	2.27	0.0	
旭川医科大学	1,418.0	35.5	2.50	0.0	
北見工業大学	198.5	11.0	5.54	0.0	
弘前大学	1,864.0	47.0	2.52	0.0	
岩手大学	660.5	11.0	1.67	5.0	
東北大学	6,437.0	161.5	2.51	0.0	
宮城教育大学	243.0	6.0	2.47	0.0	
秋田大学	1,670.5	45.0	2.69	0.0	
山形大学	1,909.0	47.0	2.46	0.0	
福島大学	439.0	12.0	2.73	0.0	
茨城大学	662.5	18.0	2.72	0.0	
筑波大学	3,988.5	100.0	2.51	0.0	
筑波技術大学	144.0	23.5	16.32	0.0	
宇都宮大学	566.0	14.0	2.47	0.0	
群馬大学	2,199.5	46.0	2.09	8.0	
埼玉大学	636.5	15.0	2.36	0.0	
千葉大学	3,162.5	73.5	2.32	5.5	
東京大学	9,671.5	245.0	2.53	0.0	
東京医科歯科大学	2,322.0	53.5	2.30	4.5	注5⑥
東京外国語大学	319.0	10.0	3.13	0.0	
東京学芸大学	710.5	19.0	2.67	0.0	
東京農工大学	607.5	20.0	3.29	0.0	
東京芸術大学	459.0	12.0	2.61	0.0	
東京工業大学	1,999.0	49.0	2.45	0.0	
東京海洋大学	360.5	9.0	2.50	0.0	
お茶の水女子大学	364.0	8.0	2.20	1.0	注5⑦
電気通信大学	448.5	13.0	2.90	0.0	
一橋大学	518.5	12.0	2.31	0.0	
横浜国立大学	830.0	22.5	2.71	0.0	
新潟大学	2,918.0	73.0	2.50	0.0	
長岡技術科学大学	322.5	9.0	2.79	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
上越教育大学	248.0	9.0	3.63	0.0	
富山大学	2,110.5	50.0	2.37	2.0	注5⑧
金沢大学	2,757.5	68.0	2.47	0.0	
福井大学	1,836.5	49.0	2.67	0.0	
山梨大学	1,690.0	38.0	2.25	4.0	
信州大学	2,553.5	71.5	2.80	0.0	
静岡大学	1,019.0	27.0	2.65	0.0	
浜松医科大学	1,458.5	36.0	2.47	0.0	
東海国立大学機構	6,910.5	178.5	2.58	0.0	
愛知教育大学	462.0	13.0	2.81	0.0	
名古屋工業大学	507.0	12.0	2.37	0.0	
豊橋技術科学大学	350.5	8.0	2.28	0.0	
三重大学	2,226.5	56.5	2.54	0.0	
滋賀大学	339.5	10.0	2.95	0.0	
滋賀医科大学	1,434.5	37.0	2.58	0.0	
京都大学	6,909.5	197.0	2.85	0.0	
京都教育大学	320.5	7.0	2.18	1.0	
京都工芸繊維大学	390.0	7.0	1.79	2.0	
大阪大学	6,229.0	157.0	2.52	0.0	
大阪教育大学	599.0	17.0	2.84	0.0	
兵庫教育大学	260.5	7.0	2.69	0.0	
神戸大学	3,712.0	103.0	2.77	0.0	
奈良教育大学	207.5	5.0	2.41	0.0	
奈良女子大学	327.0	10.0	3.06	0.0	
和歌山大学	380.5	13.5	3.55	0.0	
鳥取大学	2,130.5	43.0	2.02	10.0	
島根大学	1,997.0	49.0	2.45	0.0	
岡山大学	3,453.0	96.5	2.79	0.0	
広島大学	3,987.0	105.0	2.63	0.0	
山口大学	2,437.5	57.0	2.34	3.0	注5⑨
徳島大学	2,351.5	64.0	2.72	0.0	
鳴門教育大学	249.5	5.0	2.00	1.0	
香川大学	1,955.0	52.0	2.66	0.0	
愛媛大学	2,202.5	53.0	2.41	2.0	
高知大学	1,780.5	52.0	2.92	0.0	
福岡教育大学	333.0	8.0	2.40	0.0	
九州大学	5,656.0	128.5	2.27	12.5	注5⑩
九州工業大学	584.0	12.0	2.05	2.0	注5⑪
佐賀大学	1,839.5	46.0	2.50	0.0	
長崎大学	2,877.5	69.0	2.40	2.0	
熊本大学	2,540.5	68.5	2.70	0.0	
大分大学	1,804.5	50.0	2.77	0.0	
宮崎大学	2,068.5	54.5	2.63	0.0	
鹿児島大学	2,600.0	68.0	2.62	0.0	
鹿屋体育大学	124.5	3.0	2.41	0.0	
琉球大学	2,207.5	45.0	2.04	10.0	注5⑫
政策研究大学院大学	129.5	3.0	2.32	0.0	
総合研究大学院大学	74.0	1.0	1.35	0.0	
北陸先端科学技術大学院大学	301.5	2.0	0.66	5.0	
奈良先端科学技術大学院大学	382.0	9.0	2.36	0.0	
高エネルギー加速器研究機構	976.5	29.0	2.97	0.0	
自然科学研究機構	1,074.5	28.5	2.65	0.0	
情報・システム研究機構	754.0	15.0	1.99	3.0	
人間文化研究機構	652.0	19.0	2.91	0.0	
日本司法支援センター	1,152.5	27.5	2.39	0.5	注5⑬

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
日本私立学校振興・共済事業団	1,611.0	45.0	2.79	0.0	
沖繩振興開発金融公庫	256.0	8.0	3.13	0.0	
株式会社 国際協力銀行	665.0	21.0	3.16	0.0	
株式会社 日本政策金融公庫	8,156.0	221.5	2.72	0.0	
株式会社 日本貿易保険	191.5	4.0	2.09	0.0	
沖繩科学技術大学院大学学園	591.0	16.0	2.71	0.0	
日本年金機構	22,665.0	673.0	2.97	0.0	
全国健康保険協会	5,017.5	135.5	2.70	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間労働者である精神障害者であって、平成29年6月2日以降に採用された者又は平成29年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 これらの法人においては、労働者数が40.0人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。
- 5 ①国立循環器病研究センターにおいては、11月6日時点において、障害者の数31.0人、実雇用率2.53%、不足数0.0人となっている。
②日本原子力研究開発機構においては、10月1日時点において、障害者の数103.0人、実雇用率2.51%、不足数0.0人となっている。
③農業・食品産業技術総合研究機構においては、11月1日時点において、障害者の数139.5人、実雇用率2.82%、不足数0.0人となっている。
④日本学生支援機構においては、10月20日時点において、障害者の数17.0人、実雇用率2.38%、不足数0.0人となっている。
⑤日本芸術文化振興会においては、11月1日時点において、障害者の数9.0人、実雇用率2.38%、不足数0.0人となっている。
⑥東京医科歯科大学においては、11月1日時点において、障害者の数58.0人、実雇用率2.46%、不足数0.0人となっている。
⑦お茶の水女子大学においては、10月1日時点において、障害者の数9.0人、実雇用率2.46%、不足数0.0人となっている。
⑧富山大学においては、9月7日時点において、障害者の数52.0人、実雇用率2.47%、不足数0.0人となっている。
⑨山口大学においては、10月1日時点において、障害者の数60.0人、実雇用率2.47%、不足数0.0人となっている。
⑩九州大学においては、12月1日時点において、障害者の数146.5人、実雇用率2.57%、不足数0.0人となっている。
⑪九州工業大学においては、10月1日時点において、障害者の数14.0人、実雇用率2.40%、不足数0.0人となっている。
⑫琉球大学においては、12月22日時点において、障害者の数55.0人、実雇用率2.49%、不足数0.0人となっている。
⑬日本司法支援センターにおいては、9月16日時点において、障害者の数28.0人、実雇用率2.47%、不足数0.0人となっている。
- 6 法人の掲載順は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2による。
- 7 この集計は、令和2年12月18日時点の集計結果に基づき作成した。